

令和4年筑北村議会12月定例会会議録 第2号

令和4年12月14日

第 2 号 (12月14日)

○開 議	2
○議事日程の報告	2
○一般質問	2
藤 原 孝 一 議員	2
吉 池 昌 昭 議員	1 2
宮 下 敏 彦 議員	2 4
山 田 直 幸 議員	3 7
櫻 井 新 一 議員	4 9
勝 田 昇 議員	5 5
鎌 田 欣 子 議員	6 6
一之瀬 茂 幸 議員	7 5
窪 寺 務 議員	8 4
小 山 正 博 議員	9 3
玉 井 玲 子 議員	1 0 1
○散 会	1 1 2

令和4年12月筑北村議会定例会議録

議 事 日 程（第2号）

令和4年12月14日（木）午前9時開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1の議事日程に同じ

出席議員（12名）

1 番	一之瀬 茂 幸 君	2 番	窪 寺 務 君
3 番	小 山 正 博 君	4 番	玉 井 玲 子 君
5 番	藤 原 孝 一 君	6 番	吉 池 昌 昭 君
7 番	宮 下 敏 彦 君	8 番	山 田 直 幸 君
9 番	櫻 井 新 一 君	10 番	勝 田 昇 君
11 番	鎌 田 欣 子 君	12 番	待 井 安 登 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	太 田 守 彦 君	副 村 長	欠 員
教 育 長	滝 澤 昭 文 君	総 務 課 長	窪 田 信 幸 君
会 計 管 理 者	山 田 隆 宣 君	企画財政課長	久保村 公 雄 君
住 民 福 祉 課 長	堀 内 克 美 君	建 設 課 長	宮 島 治 彦 君
観 光 課 長	中 澤 明 彦 君	教 育 次 長	宮 坂 英 幸 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 細 田 雅 義 君

◎開議の宣告

○議長（待井安登議員） 定刻になりました。ただいまから令和４年 筑北村議会 12 月定例会 第 2 日の会議を開きます。

本日は一般質問です。本定例会の申し合わせ事項により、コロナウィルス感染症拡大防止策として 1 人 60 分の持ち時間を 15 分短縮して 45 分で行います。

また、筑北村会議規則第 55 条の規定により、質疑の回数は同一議員につき、同一議題について 3 回を超えることはできませんので、議員各位にはこのことを踏まえ、スムーズな進行にご協力をお願いします。

なお本日の質問者は 11 名となります。

開会 午前 9 時 0 0 分

◎議事日程の報告

○議長（待井安登議員） 日程により、会議を進めます。

◎一般質問

○議長（待井安登議員） 日程第 1、一般質問を行います。お手元にお配りした要旨に沿って進めてまいります。順番に発言を許可します。

◇ 藤 原 孝 一 議 員

○議長（待井安登議員） 順番 1、1、プロジェクト事業の新年度への展開について、2、工芸作品等のPRについて。5番、藤原議員。

5番、藤原議員。

○5番（藤原孝一議員） 5番、藤原です。

令和4年12月定例会は、議員活動2年目、最初の村議会定例会であり、一般質問となります。今回は庁内横断によりプロジェクトチームが進めている事業の新年度への展開について3点と、工芸作品等のPRについて伺います。

各課連携プロジェクト事業について、質問をしてきました。事業を進めるとき財政が厳しいと言葉が必ず出ますが、プロジェクト事業を令和5年度に向けてそれぞれどのように展開していくか伺います。

1点目として、3地域にある同様類似施設の統廃合、用途変更については、保育園、小学校、中学校の教育委員会所管の施設だけ実施されていると思います。公共施設マネジメント会議において、この1年で同様類似施設の統廃合、用途変更など、どのように進めてきたか、また令和5年度全体計画の中で考えるとき、どのように進めていくか、伺います。

以下につきましては、質問席にて伺います。

○議長（待井安登議員） 企画財政課長。

○企画財政課長（久保村公雄） それではお答えしてまいります。

令和4年度におきましては、個別施設計画に基づきまして、公衆トイレ4カ所の解体、坂北荘及び冠着荘のバーベキューハウスの解体を実施しました。ほかにも大沢加工施設と旧筑北小学校の民間譲渡や冠着荘・健康館について指定管理を開始する等、民間活力の導入をした施設後利用も開始したところでございます。

また、本城収蔵庫につきましては、今後の取り扱いを決めていくために、収蔵庫内の整理、地元への説明会を教育委員会において行っております。

来年度でございますが、筑北衛生施設の解体ですが、約2億5,000万円と見込んでおります。除却工事費用のかかる用途廃止につきましては、現時点では基本同施設を予定しているところでございます。

坂井森林体験交流センターにつきましては、令和6年度以降の除却を見込んでおります。来年度中にはアスベスト等の調査を実施する予定でございます。

ほかの施設につきましても、個別施設計画で利用の検討及び用途廃止と位置づけたものに

つきましては、公共施設マネジメント会議におきまして、除却や後利用にかかわる課題を解決しながら、順次検討を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（待井安登議員） 5番、藤原議員。

○5番（藤原孝一議員） わかりました。今までと、それからこれからの計画についてはお聞きをいたしました。

特に私、今回お聞きしたいところは、先ほど言いましたように特に類似施設、これ3地域に2つ、3つということである施設をどのように統廃合し、用途変更をしていくかということとを特にまたお聞きしたいところでありまして、これでどれだけそのような施設が想定されて、統廃合、用途変更など、いつごろまでに実施をしていくことを考えているか、村長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（待井安登議員） 企画財政課長。

○企画財政課長（久保村公雄） 類似施設ということで、まず体育館等が3カ所あるわけですが、これにつきましては個別施設計画においてすべて継続保全とされているところでございます。スポーツに力を入れてという村の方針もございますので、現段階では体育館については除却等の検討はされておられません。

また、同様の施設ということで、公民館等がございますけれども、個別施設計画の中では坂北の福祉センターが用途廃止としているところでございます。ただし指定避難施設になっておりますので、その辺の課題等、マネジメント会議で検討する中で、解体時期等はまだ現時点では申し上げられないわけですが検討をしてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（待井安登議員） 村長。

○村長（太田守彦） 私のほうから申し上げたいと思うのが2点ございます。1点はですね、先ほど申し上げましたとおり、個別施設計画につきましては内容についてまた議員の皆様とも共有させていただきながら、検討していかなければならないと思っておりますので、来週の一応予定ですが、マネジメント会議もやはり定期的に3カ月なり4カ月単位で検討していくという方針で、9月の次、12月でやらせていただきますけれども、こちらはそういう中で、各課の中で知恵を出し合いながら案をまとめていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それともう1点は、今回の補正予算に上げさせていただきましたけれども、電気料が2,500万円増額補正となります。やはり公共施設が多いとその分だけ電気料も上がってくるということです、そういう観点からもまた精査してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（待井安登議員） 5番、藤原議員。

○5番（藤原孝一議員） わかりました。内容的には通常そういう形でということで、徐々に進めていただいているというふうに解釈をいたしました。ただ、冒頭でも言いましたように、特に保育園、小学校、中学校について統廃合の場合、結構何年もかかって、ようやく落ちついてきたというところもあります。そういうのを考えますと、今、出なかった施設についてもやはりあるのではないかと。これについてきょうはお聞きしませんが、やはりそこも考えながら進めていかないと、なかなか先ほど村長が言いましたように、多くの施設があれば電気料が多くなりましたということですが、そういうことも考えると苦渋の選択をしなきゃいけないときも出てくると思います。それを先延ばしではなくて、少しずつ検討をしていただければいいかなと思いますので、そんなことでこの件につきましては、終わりにさせていただきまして、次に2点目としまして、若者定住計画での住宅建設について、民間事業者が建設して、村は支援していくと聞いていますが、現在までの住宅建設計画の進捗状況と、令和5年度の展開として民間業者と村との関係をどのように持っていくか、村長の考えを伺います。

○議長（待井安登議員） 建設課長。

○建設課長（宮島治彦） ただいまのご質問でございます若者定住住宅建設に関する進捗状況としましては、ハウスメーカーからの提案などをもとに、各種方策を検討しております。村所有の住宅としての建設という方向から、不動産業者、ハウスメーカーなどによる建設及び維持管理を一元化で行う方向で検討しておりますが、都市部と中山間地との格差、これは家賃にいかん反映させるかということで、いかにカバーするかが課題となっております。これを公費により補填することで、不動産業者、入居者の負担軽減を図り、入居率を高めることが人口減少に歯止めがかかるということで、検討しております。

それとともに、財源等についても確認をしておりますが、公費補填に充てられる補助金や起債がない状況でもあり、一般財源をどの程度まで充てられるかを詰めていく必要があるところでございます。

また、建設予定地としましては、村有地を有効に活用することを優先的に考えますと、昨

年度末に住宅分譲をやめ、普通財産としました竹之下団地、杉ノ越団地の跡地を候補とすることが妥当と考えており、現在は近隣住民に対しての今後の方向性などが説明できるイメージを作成しているところでございます。

新年度の展開としましては、まず建設地の住民合意を得ることが最優先と考え、イメージができ次第、説明会を開催し、合意形成を図る上で建設の詳細を具体化していきたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長（待井安登議員） 5 番、藤原議員。

○5 番（藤原孝一議員） わかりました。内容的には特に若者定住、これから住宅建設から始まりまして、支援策等も考えていって、人口増ということでやっていっていただきたいと思っています。

また、今、民間業者の方がやるということですので、制約的に村がどうこうというところがなかなか難しい部分はあると思います。ただ、村としてもやはりその住宅にずっと住めるか、そうではないかとか、いろいろ出てくると思います。そんな中で、将来的にこの地域で住みたいという人がいた場合、やはりその土地がどこで、何ていうんですか、購入できるかということもなかなか難しいなと思っています。それはやはり宅地とかそういうところがあるわけではなくて、一番は田んぼだとか畑だとかそういうところになると思いますが、それにも制約がかかっていると思います。そこら辺、これはすぐの話ではないですけど、今後についてどのように考えていくかということだけお聞きしたいと思いますので、村長の考えを伺いしたいと思います。

○議長（待井安登議員） 村長。

○村長（太田守彦） まず、ご質問の中で、現在の方向性ですが、改めて確認させていただきましても、当初の予定では今までの村営住宅として建設するのではなく、民間事業者にということでありまして、いろいろ精査していきまして一番問題になっているのは、財源をどうするかということで、先ほども答弁させていただきましたように、有利な起債がないという状況になった場合については、仮の、仮定ですけども、村側で建設して、管理運営は例えば指定管理をすると、そういった方法を検討してございます。

それからやはり単身者用というんですか、それとお子さんをお持ちの一戸建ての住宅の需要、それもありますので、どういう形で建設をしていくかということも将来を見据えながら計画してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（待井安登議員） 5 番、藤原議員。

○5 番（藤原孝一議員） わかりました。今、村長のほうで言われたことで、まずは建設をどのようにしていくかというところが一番肝心なところではございます。それはもちろん進めていただけるようにご検討願いたいと思いますけれども、後段で申し上げたこともその中でやはり考えていただいて、将来もこの村に住んでもらえるような施策といたしますか、そういうことをやっていっていただければありがたいかなと思いますので、お願いをしたいと思います。

それでは次に3点目をお願いします。企業誘致についてであります。1年間で何度もこの質問はされている事柄ですが、現状は結果的にはファームめぶきの工場のみとなって現在はいっていると思います。村長もスマートインターチェンジ周辺の開発については、やはり期待をしていたのではないかと思います。そんな中で、最近はどうしてもこれだけになってしまっている状況で、何となく消極的になっているように皆さんから見られてきている、そのことは仕方がないかなと思いますけれども、やはりそういう形ではなく進めてもらいたいということでありまして、ここでは企業誘致について開発計画を立てて、積極的に誘致していくのか、業者が来るのを待って、来たら進めていくのか、村長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（待井安登議員） 村長。

○村長（太田守彦） 今のご質問で、開発計画の話につきましては、最後に申し上げますけれども、ご質問の来年度攻めか受け身か、どのように進めるかということで最所の答弁をさせていただきます。

まず、企業誘致について全般的な話で申し上げますけれども、私は積極的に来年度も行動してまいりたいと考えております。ただ、企業を取り巻く環境ということで申し上げますと、記録的な円安、それから緊迫した世界情勢、国内においては物価高や人手不足といった環境が厳しく、また不透明であるということでもあります。

そういう中で、一方では半導体など一部好業績の企業については、新工場の建設の動きが長野県においても見られております。

企業誘致につきましては企業の積極的な投資マインドの上に誘致を進めるということでありまして、そういう面では筑北村はある意味、不利な条件を抱えているところではありますけれども、スマートインター周辺については非常に立地条件が恵まれていると考えております。

先ほどありましたファームめぶき様は、A区画ということで我々呼んでおりますけれども、道路から1段下がった区画、これはB区画と呼んでおるところですけれども、このまずB区画についてから取り組んでいるという状況でございまして、1段下がった現状で構わないという企業を優先に交渉を進めていきたいというふうに考えております。

それから現在、工事で出た残土の仮置き場となっている農地のC区画についてでございます。残土の埋め戻しを使うために、最終的に残るのは約5,000立方メートルと伺っております。工事終了後、この区画を購入または賃貸により開発していただける企業があれば一番ありがたいと思っているところですが、今のところそうした申し出はあらわれておりません。

C区画の企業誘致につきましては、企業からの申し込みが仮になかった場合、村側にて開発許可申請を行った後、用地の購入と造成等を行い、進出を希望される企業へ売却するという流れになります。そうなった場合に考えられる村のリスクは、大きいものがありまして、例えば期間的に最低でも2～3年かかってしまうので、その間、企業が待ってもらえるかという話と、それから造成には多額の費用が見込まれることから、用地の単価が一定の額を超えてしまうと企業が断念されてしまうというおそれもございます。そういうことを覚悟しながら、来年度におきましてはC区画について工場建設に適した用地かを確認するためのボーリング調査を実施して、あわせながら企業誘致も継続してやっていくと、このように考えておりますので、開発計画があるかないかということにつきましては、来年度中に策定したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（待井安登議員） 5番、藤原議員。

○5番（藤原孝一議員） 村長の今の発言でわかりました。進めているということは理解できましたので、来年度に向けてとにかく積極的にやっていただきたいと思います。これは村民の方もご期待をされていて、言われたりもしますけれども、やはりせっかくのところですので、やっていただきたいと思いますし、ただ、1つ、今、聞いている中で言いますと、今、村長が言われたようなことが、ほかのところにも全体的に出ていっているかどうかというところが、ちょっと引っかかるところでありまして、そこら辺がどういうふうな情報発信になっているかというところは微妙かなと思うんですけれども、その辺担当課のほうではいかがか、お聞きしたいと思います。

○議長（待井安登議員） 観光課長。

○観光課長（中澤明彦） 今、村長申し上げたとおり、来年ボーリング調査のほうを実施していく予定でございます。情報発信につきましては、なかなか一段、下段低いところの取り扱

い、今、企業様といろいろやりとりをさせていただいているところでございます。今の状況で販売、または賃貸をしていただいて、活用していただくことが一番いいのかなというふうに考えています。

また、C区画につきましても、数社と話をしながらやっているところではございますけれども、やはり造成単価が例えば安曇野市周辺の工場団地の価格より投資額が上回ってしまった場合など、なかなか企業が進出していただけないということがございますので、次年度はまずボーリングをやってから、状況を確認した上でどうやっていくかという構想を練っていききたいということです。今の段階でなかなか情報発信をして企業様にいろいろ声をかけすぎてしまうところもやはり受けられない状況ですので、やはり開発行為は時間がかかることがありますので、あまり期待を今の段階でも出せることもなかなか難しいという状況ですので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（待井安登議員） 村長。

○村長（太田守彦） 済みません、もう1点補足だけさせていただきたいと思います。現在、スマートインターチェンジ周辺は非常に関心が高いわけですが、企業誘致を受けた場合においてですけれども、今までのS I C周辺に限らず、村内の有力な候補地を企業には紹介させていただいております。これは何社かさせていただいておるわけですが、現時点ではやはりどうしてもスマートインターチェンジの周辺が企業にとって関心が高いということでございます。議員の皆様におかれましても、ご照会等ありましたら、また情報提供をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（待井安登議員） 5番、藤原議員。

○5番（藤原孝一議員） 1番の質問につきまして、これで最後になると思いますが、今、プロジェクト事業の3点についてお聞きしました。村長、プロジェクトチームをつくって事業を進めることは、民間では当たり前と回答をされております。村にとってもやっぱり重要なことと考えます、この3点については特に。令和5年度に向けてですが、主管課はどこに置くにしても、課長補佐級をリーダーとして、何人かの職員を配置し、専門的に3プロジェクト事業を進めていくことが、私はこれから重大事業を進めていくにおいて重要でいいのではないかと私思いますが、村長のお考えを伺いたいと思います。

○議長（待井安登議員） 村長。

○村長（太田守彦） いろいろご提案いただきましてありがとうございます。今のプロジェクトの内容につきましても、例えば住宅の関係については建設課の課長補佐が必ず入っており

ますし、それから各担当のほうで課長補佐については、なるべく出席いただきまして、幅広い観点で検討を進めているような状況でございます。

来年度の体制のあり方については、またいろいろ検討しますが、住宅につきましては村営住宅という観点では建設課になろうかと思えますけれども、そうでなかった場合はまた建設課でもないということです、いろいろな方向性が固まって主管部署を確定して、そこを中心にまた進めてまいるという方向で進めてまいりますので、またよろしく願いいたします。

○議長（待井安登議員） 5番、藤原議員。

○5番（藤原孝一議員） わかりました。3問終了しましたのであれですけれども、これについては特に今までも大事な事業は担当者がしっかりやっているということもありましたので、ぜひご検討をお願いしたいと思います。

次に、第2であります、工芸作品等のPRについてであります。

村内には、いろいろな分野で作品を制作し、販売している方がいますが、現在、何人ぐらいいるのか、伺います。

○議長（待井安登議員） 観光課長。

○観光課長（中澤明彦） ただいまのご質問ですが、村内で工芸作品を制作し、販売している方でございますが、把握している限りでは陶芸をされている方が3名、木製品を扱っている方が4名の計7名でございます。

観光課としましては、商工会に加入している方、新型コロナウイルス感染症事業者支援金の交付を受けた方、また文化祭に展示された方以外でもギャラリーなどで販売されている方などは、販売チラシ等も作成しておりますので、情報も入りやすいわけですが、インターネット等の販売が主流の方につきましては、なかなか情報を得ることが困難な状況でございます。

以上でございます。

○議長（待井安登議員） 5番、藤原議員。

○5番（藤原孝一議員） わかりました。種類のあつて7人ぐらいということで、お聞きしました。ほかの方もおいでになるかもしれませんが、そんな中でやはりPRといいますか、村内でこういうものをつくっていらっしゃるというようなことは、知ってもらうのも1つ方法、商工観光といいますか、そういうものも必要ではないかなというふうに考えております。そんな中で、もし、今、わかっている人だけであっても、賛同して、その作品を展

示してもらうことができれば、役場や西条温泉とくらなどのところに展示ケースを設置して、PRしていけばどうかと思います。これもそんなに大がかりな金額の高いものでなくても作成できるのではないかと、また本城の公民館にも展示の棚が、きれいなものがあります。そんなようないろんなことを考えてやっていただければいかがと思いますが、その点についてお伺いいたします。

○議長（待井安登議員） 観光課長。

○観光課長（中澤明彦） 工芸作品を作成しても、個人の工房での販売やインターネットだけで販売している場合、私たちを含めて作品を制作していることすら知らない方が村内にも多くいらっしゃいます。より多くの人に知っていただき、見てもらう、そして販売につながれば工芸作品の制作も継承されていく可能性がありますので、役場や西条温泉とくら、人が訪れる場所に展示ケースを設置し、PRしていけば大変よいことと考えております。ただし盗難や破損対策ということもあります。中には高価なものもございますので、制作者の同意というものも当然必要になってきます。庁舎を管理いたします総務課も含め、検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（待井安登議員） 村長。

○村長（太田守彦） 済みません、また補足させていただきますが、藤原議員さんにはウクレレの制作につきましてはご協力と、あとご紹介いただきましてありがとうございます。ご承知のとおり、展示ケースも早速購入させていただきまして、役場、それから先日の文化祭では文化祭の会場に展示させていただきまして、多くの方に見ていただきました。

また、ことしの文化祭ですけれども、かなり専門家の皆さんが出品されまして、力作がそろっておりましたので、こういった方々にご協力いただいて展示するということは非常にPRになるかと思います。

ただ、私どもも管理する側となると、盗難やら破損等のおそれがあるということですので、そこら辺の管理面の問題はあろうかと思います。また検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（待井安登議員） 5番、藤原議員。

○5番（藤原孝一議員） わかりました。ともかく、ならば進めていただければなというふうに思いますし、いろんな中で前にも染め物のコースターといいますか、そういうのを村民にいただいたりとかしながら、しますけれども、もの的には本当にいいやつだなということでありますが、他村ではそういうのも宣伝、こういうことがありますとか、こういうことをや

っておりますとかということが出ますけれども、なかなかうちの村ではそういう形にならないと思います。

先ほどもありましたけれども、いろんなことが出てきますと、つながりみたいな形になるようで、木についても村内の木をこれだけ何か残っているんだけど、処分しちゃおうかなんて話が出たら、いや、もったいないで見ていきましょうよということで、何人の方が見て、あ、これ作品に使えるねというようなことを言ったということも聞いております。そんなことでやはりいろんなところに波及効果が出てくるのではないかなというふうに思いますので、そこら辺お話をしていっていただければなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（待井安登議員） 観光課長。

○観光課長（中澤明彦） 議員のおっしゃられるとおり、大変よい考えだというふうに考えております。コースターにつきましては、開発公社のほうでつくって多分全戸に配布されたものでございます。やはり地域資源を活用した中で、ものづくりをして、そういうのをPRして、売上につなげていく、収益に上げていくということは非常に大事だと思います。また個々でもいろんな陶芸家の皆さん中におりますので、またそういった皆さんとご相談を申し上げながら、商品的なものが開発できていければ一番いいのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（待井安登議員） 5番、藤原議員。

○5番（藤原孝一議員） わかりました。これをもちまして、私の一般質問は終了したいと思います。

○議長（待井安登議員） 以上で5番議員の一般質問は終了しました。

◇ 吉 池 昌 昭 議 員

○議長（待井安登議員） 順番2、1、村長の政治姿勢について、2、村の農業施策について、3、防災無線、防災ラジオ、テレビ専用チャンネル放送に対する村民アンケートについて、4、村公共施設管理について、5、令和5年度予算について。6番、吉池昌昭議員。

6番、吉池議員。

○6番（吉池昌昭議員） 6番、吉池です。

令和4年12月定例議会に一般質問として、5項目について質問をさせていただきます。

1番としまして、村長の政治姿勢についてということで、4項目について順次質問をさせていただきます。

今回の質問は、村長が就任するに当たって公約で掲げてあるものが、この中にも含まれております。私がここにいろいろ書いてありますけれど、議員、おれはそうではないんだよ、こういうふうにやっていくんだよと、前向きな答弁をぜひお願いしたいと思います。

それでは1番目ですけど、就任が1年を過ぎていますが、村民の声を聞く姿勢が見えないということで、村民から声がございます。先ほど言いました選挙に公約で対話をしますというように書いてあります。このことについて村長のお考えをお願いしたいと思います。

以下につきましては、質問席で質問させていただきます。

○議長（待井安登議員） 村長。

○村長（太田守彦） 村民の声を聞く姿勢が見えないというご質問で、まず2点お詫びを申し上げます。

1点は、行政懇談会が未実施であるという点について、お詫びを申し上げます。日程調整の関係で未実施であることにつきましては、申し訳なく思っておりますが、今の時点でいつか申し上げられませんが、村の財政や予算、課題について話をさせていただきまして、その後、村民の皆様からのご意見を伺う形で開催したいと思っておりますので、また日程を調整させていただきたいと思います。

もう1点は、私は村長就任前、もっと村内を巡回したりする時間が持てるというふうに考えておりましたが、実際に就任してから来客、電話、庁内の打ち合わせ、書類等の決裁、そういったことで村長室にいたことが大きな仕事であるということがわかりました。こういうことで村内の巡回や区要望の現地確認など思うように時間がとれておらない点については、申し訳なく思っているところであります。

一方で、村民の皆様からの声は届いております。例えばコロナ対策として実施した3万円の商品券事業、麻績村と共同の筑北地域共通燃料券事業、プレミアム商品券事業、さらには通学定期券への補助、また吉池議員さんは反対されました、ことし3月までにマイナンバーカードを取得された方々へのクオカードの配布、あるいは求人募集やイベント開催に関する放送枠の確保などについては、多くの村民の方、事業者の方から、ありがたいという声をいただいております。こうしたことは私の考えに賛同していただけるという実感を持っております。

また、各種団体との会議やイベントなどを通じて、さまざまな皆様のお話を伺ったり、地域住民の方、それから役場職員などから寄せられたりする情報もたくさんございます。

私も議員出身でありますので、議員の皆様との情報共有や協議が何よりも重要と考えており、議会全員協議会などでは毎回可能な限りの案件を提示させていただいております点は、ご理解をいただきたいと思います。

今後も謙虚な姿勢で村政を進めてまいりたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

○議長（待井安登議員） 6番、吉池議員。

○6番（吉池昌昭議員） 1番の質問はこれで終わりますけれど、次にDXについてお聞きをいたします。

村長が就任してから、DXということで打ち出しているわけですが、議会でも先日県のDXの担当にお聞きしましたが、なかなか一般の人に理解してもらうというのは難しいと思います。そういう中で、村民に対してわかりやすく村長がこれから3年間にわたってDXをどんなふうに、どのようなものをどんなふうに進めていくのか、私は開示をしてもらって進めていただきたいと思います。その点について伺います。

○議長（待井安登議員） 村長。

○村長（太田守彦） それではDXの進捗状況と、それからそれを村民にわかりやすく開示するという点で、ご質問でございます。

まず、DXの関連で、今年度導入したもの3点ございます。1点目はスマートフォン等を活用した住民投稿型アプリ「マイシティ・レポート」、それから議会などの議事録作成用としてAIによる文字起こし「ログ・ミーツ」、それと来年3月の稼働予定となっておりますマイナンバーカードを使って住民票、印鑑証明などコンビニエンスストアで取得できる「コンビニ交付サービス」でございます。

まず、わかりやすく説明するという点でございますが、「マイシティ・レポート」につきましては月刊ニュース等で紹介し、現在、多くの方にご利用いただいております。また「コンビニ交付」についても、今後月刊ニュース等で取り上げる予定でございますけれども、どうやって村民へ証明書を取得するかなど、わかりやすく紹介していきたいと考えております。

続きまして、DXの進捗状況についてでございますけれども、コンビニ交付サービスについては、反対された方もいらっしゃいますけれども、DXを推進するに当たっては大変なお金と、それから専門要員が必要となってまいります。これは小規模自治体にとって大変大き

な財政負担となります。D Xにつきましてはご存じのとおり、行政だけでなく産業、医療や介護、教育など幅広い分野に及んでおりますので、こうしたことから行政が進めるD Xに関して申し上げれば、たとえ便利な機能であっても費用対効果、それから財源をしっかりと見きわめて決断していかなければなりませんし、また導入に当たっては特に村民の皆様がD Xにかかわる部分について、どのようにわかりやすく説明していかなければならないと思っておりますけれども、果たしてこれが費用対効果の面ですぐれているのかといった検証も踏まえまして、どういったメニューでD Xを進めていくかについては、また検討していかなければならないと思っておりますので、現時点で今後のD Xの進め方、これにつきましては、今、わかっている段階で申し上げますと政府が進めているガバメント・クラウド、行政の標準化に関する施策、これは推進してまいらなければならないと思いますけれども、それ以外のものにつきましては先ほど申し上げましたとおり検討事項がございますので、そこら辺を勘案しながら、検討してまいるということでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（待井安登議員） 6 番、吉池議員。

○6 番（吉池昌昭議員） 次に、D Xに関して工事の入札等の電子化の考えをお伺いします。

○議長（待井安登議員） 村長。

○村長（太田守彦） 済みません、工事入札の電子化についての説明をさせていただきます。

工事にかかわる入札については、原則指名競争入札で実施しているところであります。入札参加者の指名に当たっては村内の事業者を中心に、除雪や災害応急対応等の地域貢献がある者の中から、契約事務規則に基づき 5 社以上を指名し行っております。

また、工事の適正履行を確保するため、工事の規模に応じて県の資格総合点数別発注基準表に基づく総合点数以上の業者を指名しているところであります。

ご質問の工事入札の電子化については、県の電子入札システムの更新にあわせて、入札、契約システムの共同利用、システムの共同調達に係る照会がありました。経費についてはシステム導入費用におおむね 500 万円程度がかかるほか、システム使用料や運営管理費が入札件数に応じて発生してまいります。このシステム使用料については参加団体の入札件数によって案分されるとのことですので、現時点でどの程度の費用がかかるかは不明ですが、相応の費用が発生してまいります。

また、当該システムの共同調達に参加検討中の自治体は 23 団体あると聞いておりますが、そのうち村として参加を検討している自治体は 1 村のみにとどまっており、大半の自治体はシステム導入に現時点で積極的ではないと考えております。また、仮に電子入札を導入した

場合、環境の整備は入札参加事業者負担となり、村内の一部の業者についてはシステムへの対応ができるかが議論されております。発注者である村、受注者の事務の効率化は図られるとは思いますが、電子入札導入に向けた機運が高まり、村内業者において電子入札に参加できる環境が整いつつあると判断された場合に、改めて検討したいと考えております。

以上です。

○議長（待井安登議員） 6 番、吉池議員。

○6 番（吉池昌昭議員） DXを推進するということで、今2点についてお聞きしましたけれども、次に4番ですけれど、デマンドバスの利便性向上の考えについてお聞きをします。

この利便性向上については、村長が村長に就任する公約の中にございます。1年たっても放送でデマンドバスの利用促進を放送していますけれども、村長が公約として利便性の向上を、何を向上するということで選挙に出たか、その点についてお聞きをします。

○議長（待井安登議員） 総務課長。

○総務課長（窪田信幸） それでは最初に私のほうから、お答えさせていただきます。

まず、デマンドバスにつきましては、平成31年1月より本格稼働してまいっております。ある程度村民の皆様には認識されておりますけれども、デマンドバスの利用方法等を知らない村民の方がおいでになるというようなお話をお聞きした中で、防災ラジオを通じまして周知を行っているといった状況でございます。そのためか、本年度につきましてはデマンドバス登録者につきましてはふえているといった、こういった現状でございます。

また、バス停の追加につきましても、区要望で出されておりますので、バス停の設置の検討や特にデマンドバスの予約については、現状の前日の4時までとなっている予約について、当日予約に変更できないか、こういった検討も進めておるところでございます。

私のほうは以上でございます。

○議長（待井安登議員） 村長。

○村長（太田守彦） ご質問のデマンドバスの利便性の向上に当たっては、これは麻績村さんとも検討する必要性があると思っております、この点については麻績村村長さんとも話し合っている状況でございますが、現時点ではまだ話し合いの段階でございますので、この時点では申し上げられませんが、よろしくお願いいたします。

○議長（待井安登議員） 6 番、吉池議員。

○6 番（吉池昌昭議員） 隣の市においては、高齢化で利便性の向上ということで、乗り合いタクシーなどもAIによってやっています。私は村長が利便性の向上ということをうたって

いる中でデマンドバス、高齢化してバス停まで行かなきゃ乗れない、バス停で降ろされるこのバスで本当にいいのかということは、村長もどのように考えているか、その点、私は利便性の向上といたら、まだこのバスの乗り方がわからないで放送しているなんてことではなくて、もっと前向きに私はやっていくべきだと思いますが、その点について村長にもう1回お聞きします。

○議長（待井安登議員） 村長。

○村長（太田守彦） まずデマンドバス、バスということですので、あくまでもタクシーとは違いますので、停留所から停留所というのが、これは原則だと思います。それから今回、令和2年度の新規登録者が30名、令和3年度が20名、今年度はおかげさまで登録者が64名と大幅に伸びております。現時点ではいろいろ要望がございますけれども、登録制、前日の午後4時までということになっているわけがございます。ここら辺が登録制という部分がございますので、当日予約へ変更できないかといった点も、これは検討課題になろうかと思います。

ただ、あくまでもバスでございますので、先ほども申し上げましたとおり、ドア・ツー・ドアというわけにはまいらないと思いますし、それからこれは10番議員の方からも質問がございますけれども、塩尻市さんの例を私も市長さんからいろいろお話を伺っておりますけれども、当村の財政状況の中で、AIを使った自動運行につきましては、私は検討できないというふうに考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（待井安登議員） 6番、吉池議員。

○6番（吉池昌昭議員） 私は村長、バスだからと言いますけれど、村民の利便性の向上について、ほかの議員さんも前にも質問していますけれど、前向きにもっとやっていただきたいと思います。

次に、村の農業施策についてお聞きをいたします。

村長の公約にも荒廃地対策、有害鳥獣対策ということでありますけれども、全然1年たっても高齢化して耕作できない農家がふえている中で、9月に質問しても県の間管理機構を通じて農業者へ農地をお貸しするというようなことでやっていくんだと言っていますけれども、もはやそのことは限界に近づいているとともに、中山間地、みんな筑北村は中山間地ですけれども、山のほうの私の住んでいるようなところへ行くと、私たちがもう、つくらなくなれば荒れてしまう、こういう中で村としてこの荒廃地対策の有識者や村民を交えて、今後村がどのようなことをしていけばいいか、そのような委員会をつくったり、私はもっと積極

的に荒廃地対策をやっていただきたいと思いますが、その点についてお聞きをします。

○議長（待井安登議員） 産業課長。

○産業課長（高野弥寿生） では、現状ということでもまず説明をさせていただきます。

少子高齢化の進行により、今後 10 年で急速に農業を支える人口が少なくなる傾向は、本村のみならず全国的な課題、問題となっております。この問題に対応するため国の施策として、令和 5 年度から 6 年度の 2 年間で農業委員会が中心になりまして、地域農業の将来像を描く地域計画を各市町村が策定することになっております。

村としましては、来年度は各農家の将来の意向を確認し、その結果をもとに令和 6 年度に地域の農地を将来どのようにするか、その際に必要な支援は何かなどを農家の皆様、それから各団体と協力し、計画を作成していく予定でおります。

したがって、現在のところ新たな委員会の設置を立ち上げることは考えておりませんが、その地域計画を作成する過程で出てきた意見を参考に、新規就農者への支援、また必要な支援策を検討していく予定でおります。

以上です。

○議長（待井安登議員） 6 番、吉池議員。

○6 番（吉池昌昭議員） 村長が公約で荒廃地対策ということを行っていますけれど、その村長が 1 年前に考えたことをぜひここでお聞きをします。

○議長（待井安登議員） 村長。

○村長（太田守彦） 申し上げますと、やはり一番は私もリンゴ栽培をさせていただいておりますけれども、後継者がなかなかいないという現状は、これは事実でございますので、やはり今の農業法人ですとか、それから集落営農、それから大規模な農家さん、こちらを中心に農地を引き受けてやっていただきたいというのが、私の思いでございます。

また、そういう中で、ファームめぶきさんにおかれましては、今回、工場建設するに当たりまして、現在、筑北村では 23 ヘクタール、工場建設後は周辺地域を合わせて 70 ヘクタール、村内では 35 ヘクタール、約 12 ヘクタール規模を拡大したいということでございますが、これにつきましては吉池議員は反対されたかと思います。やはり私どもは今回来ただけのめぶきさん、それからいろいろ農業法人さんございますけれども、そういった方々への支援は継続して取り組むつもりでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（待井安登議員） 6 番、吉池議員。

○6 番（吉池昌昭議員） 次の質問へ入りますけれど、高齢化で労働の負担を軽減するために、

村費で農機具の購入補助事業を取り入れる考えはないか、お聞きをします。

○議長（待井安登議員） 産業課長。

○産業課長（高野弥寿生） 現在、大規模な担い手への農地の集約を中心に、農業の支援策を進めておりますが、村としましては議員ご指摘をいただいたとおり、高齢者を含め今後も営農をしていく各農家の負担軽減については、農地を維持する上で同じくらいそれも重要と考えております。限られた財源ではございますが、今後どのような支援策ができるか、検討をしてみたいと思っております。

以上です。

○議長（待井安登議員） 6番、吉池議員。

○6番（吉池昌昭議員） 3番の質問へ入りますけれど、村の公社を活用して農地を守る、荒廃地解消、村の景観維持、移住支援などを実施していく考えはないか、お聞きをします。

○議長（待井安登議員） 産業課長。

○産業課長（高野弥寿生） ご提案をいただきありがとうございます。筑北村開発公社の定款第4条で、公社が行う事業があります。（1）自然環境を活用した体験交流事業、（2）特産品の開発による地場産業振興事業、（3）地域振興のためのイベントの研究と実施、（4）間伐材の加工及び利用事業、（5）農産物の生産、加工及び販売事業、（6）その他前各号に関連する事業、このように定められております。

吉池議員ご提案の農地を守る、荒廃地の解消、村の景観維持、移住者支援を公社の事業とする場合、定款の変更が必要となるかと考えます。理事会、評議員会等で協議していただかなくてはなりません。ただ、ご提案につきましては、公社の意向を確認するところから、まず始めたいと考えております。

以上です。

○議長（待井安登議員） 6番、吉池議員。

○6番（吉池昌昭議員） 今のみんな回答を聞いていて、もう少しこれから農業、今、高齢化してできなくなる農家に、高齢化してこの農地を何とかしてもらいたいといっても、村でつくる人を探してきてくださいよと、そういう回答をした例もあるようです。私は今の回答を聞いていて、もう少し村で前向きに私は農業施策をぜひやっていっていただきたいと思います。

次に、防災無線、防災ラジオ、テレビ専用チャンネルに対する村民アンケートについて、お聞きをします。

防災無線、防災ラジオ、テレビ、筑北村の専用チャンネル、村は一般財源を使ってだいぶお金を使っております。そういう中で、村長に就任してから苦情がいっぱい来ている中で、あづみ野エフエム様へ行って、少しは改善をしておりますけれど、私は村長がこの公約の中にもよりよい環境整備をするということを公約にしている中で、あづみ野エフエムへこの間、行ったので終わりなのか、村長はどのように環境整備を行っていくか、お聞きをします。

○議長（待井安登議員） 総務課長。

○総務課長（窪田信幸） それではお答えいたします。防災ラジオの導入、それからテレビ松本へのサービス移行につきましては、議会の皆様に説明や協議をしながら進めてきたところであります。特にテレビ松本への移行につきましては、地域ごとに説明会を開催し、進めてまいりました。また防災ラジオの定時放送や緊急放送の内容につきましては、議員の皆様からご意見等をいただいたものを踏まえまして、委託先のあづみ野エフエムと協議をし、放送法に抵触しない内容かどうか、確認をしながら改善をしてきたところでございます。

テレビ松本の専用チャンネルの放送につきましても、テレビ松本と協議を行いながら進めております。防災ラジオ、それからテレビ松本の放送は、行政情報を初め村民の皆様が求める情報の提供、それから内容等について検討しながら改善を進めてまいっております。今後とも更新予定の防災無線につきましても、3月定例会、また6月定例会での一般質問でも回答しておりますし、11月の全協でもご説明を申し上げましたが、議員の皆様と協議をしながら進めるということとさせていただいております。

以上のことから村民アンケートについては、実施しないということでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（待井安登議員） 村長。

○村長（太田守彦） ただいまのご質問の中で、2点ちょっと切り分けなければいけない問題があると思います。まず聞こえる、聞こえないというのは恐らく防災無線の話だと思いますし、それから防災ラジオについては放送している内容がやはり制限があるということでご指摘だというふうに考えております。

最初の防災無線につきましては、現在、議員の皆様とも検討している段階でございますし、また来年度はこれについての調査費も盛ろうという考えでございます。

それから防災ラジオの放送内容につきましても、先日も全員協議会でご協議いただいているわけでございますが、私は定期的にあづみ野エフエムの社長さんともお会いしておりますし、また問題があればいろいろ相談申し上げるというスタンスに変わりはありませんので、

よろしくお願いいたします。

○議長（待井安登議員） 6 番、吉池議員。

○6 番（吉池昌昭議員） 村民から言われれば改善をしていくということですが、私は最初からできるものはできるで、ぜひ防災ラジオももう少し同じことを本当にやっているのではなくて、もっと前向きに村がお金を出してあの 10 分間なり買ってあるんだから、その点については私はもう少し村の自主性を出した放送を私はぜひやっていくべきだと思います。それをあづみ野エフエムへ行って頼んでくればできたなんて、そういう私は行政のやり方というのはおかしいと私は思います。

次に、村の公共施設の管理について、お聞きをします。坂井地域の皆さんから言われるんですが、坂井に冠着荘の下に老人レクリエーション施設ということで、建物がございしますが、屋根がさびていて、「おい、あのままにしておけば屋根穴があいちゃうぞ」と言われます。修理の予定はどのようなになっているか、お聞きをします。

○議長（待井安登議員） 総務課長。

○総務課長（窪田信幸） ご指摘いただいております坂井老人レクリエーション施設でございしますが、利用状況も少なく、修繕について検討を重ねてまいりましたが、令和 5 年度の当初予算に予算計上をするという形で考えております。この中で屋根の塗装を実施したいということでございますので、よろしくお願いいたします。

ただ、コロナ禍ではございますけれども、以前より利用状況も少ない施設でございします。今後公共施設マネジメント会議等で、利用方法等の検討についても行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（待井安登議員） 6 番、吉池議員。

○6 番（吉池昌昭議員） 次に、冠着のマレット施設のことについて、お聞きをしますけれども、枯れた松が大きな松でございまして、利用者から「おい、危険じゃないか」という声があります。利用者が頼んでも予算がないとかという話で、聞いてもらえないというようなこともお聞きしました。どういうふうやって、これを処理していくか、お聞きをします。

○議長（待井安登議員） 教育次長。

○教育次長（宮坂英幸） それでは冠着マレットゴルフ場内の枯損木処理の予定について、お答えさせていただきます。

冠着マレットゴルフ場内にあります枯れた松等の枯損木につきましては、今後伐採を計画

したいと考えております。また10月には、隣接しますJR東日本様と現場立ち会いを行いまして、マレットゴルフ場内の駅ホームや線路の近くの樹木につきまして、健全木、枯損木を含め、列車の運行に倒木等により支障を来すおそれのある枯損木等を選定いたしました。JR様では、予算確保額にもかかわってくるということでございますが、10本程度伐採していただけるということでお聞きしております。伐採作業につきましては、来年1月下旬から2月上旬に行う計画とお聞きしております。

また、村におきましては、JR様により伐採できなかった枯れた松等の枯損木を含め、枯損木の処理につきましては、令和5年度の当初予算に予算計上を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（待井安登議員） 6番、吉池議員。

○6番（吉池昌昭議員） 切っていただけるということで、この放送を聞いてみんな喜んでいと思いますけれど、来年度の予算となりますとマレットゴルフの始まる前に切れるかどうか分からないというような気もしますが、なるべく早く切ってマレットを楽しみにしている皆さんもありますので、よろしく実施をお願いします。

次に、令和5年度予算についてお聞きします。

予算編成方針、目玉事業について、お伺いをします。

○議長（待井安登議員） 村長。

○村長（太田守彦） それでは予算編成方針については、この後、企画財政課長より答弁和いたします。

まず、目玉事業は何かとのご質問でございますが、予算規模として大きいのは先ほども申し上げましたとおり、筑北クリーンセンターの解体工事でございます。また来年度においては栃平水系から大門配水池への水道送水管布設事業、災害復旧工事など、社会インフラの整備事業を計画しております。

屋外放送が聞こえないと、先ほども議員からご指摘いただいております現行の防災放送システムについて、設備の老朽化などによりシステム全体の更新を計画しており、来年度は調査費を盛り込みたいと考えております。

企業誘致につきましては、先ほど藤原議員に答弁させていただきましたが、調査費という点でC区画におけるボーリング調査の実施を考えております。

さらに若者向け定住住宅建設につきましては、令和5年度内に完了させたいと考えております。これについては申し上げましたとおり民間事業者からのプロポーザルにより、住宅建

設と管理運営までを民間主導で行っていただく方式で進めております。その際、入居される方への家賃低減策として、村が民間事業者への支援を行う財源について検討中であります。場合によっては村が住宅整備を行い、管理運営について指定管理制度を導入することも視野に進めてまいります。

そのほか予算編成中でございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（待井安登議員） 企画財政課長。

○企画財政課長（久保村公雄） それでは予算編成方針につきまして、私のほうからお答えしてまいります。

令和5年度当初予算編成につきましては、国の動向や村の財政状況を踏まえ、健全財政を維持しながら、これまでの事業の成果、課題、改善策を十分に踏まえ、「自然に恵まれた安心と活力あふれる村」を創造するため、若者定住対策、新型コロナ対策、効果的なDXの推進、脱炭素への取り組み、公共施設の有効利用と統廃合によるスリム化に資する施策等を推進するとともに、子育て支援、高齢者等の安全・安心にかかわる事業を継続し、「チクホク新時代」を構築する施策に積極的に取り組むこととしてございます。

その中で、限られた財源の中で創意工夫と柔軟な発想を持って、前例にとらわれることなく、費用対効果の高い実効性のある方策の樹立、推進について組織横断的に知恵を出し合い、すべての事業において、その目的、効果、後年度において必要な経費等を明確にする中で、予算編成をするとしてございます。

以上です。

○議長（待井安登議員） 6番、吉池議員。

○6番（吉池昌昭議員） これで令和4年12月定例議会の6番、吉池の一般質問を終了します。ありがとうございました。

○議長（待井安登議員） 以上で6番議員の一般質問は終了しました。

途中でございますが、ただいまから暫時休憩とします。

休憩 午前10時12分

再開 午前10時20分

○議長（待井安登議員） 休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

◇ 宮 下 敏 彦 議 員

○議長（待井安登議員） 順番 3、1、令和 5 年度予算編成について、2、観光協会設立事業について、3、碧館について。7 番、宮下敏彦議員。

7 番、宮下議員。

○7 番（宮下敏彦議員） 7 番、宮下です。令和 5 年度予算編成方針について伺います。

この時期、企画財政課から令和 5 年度予算編成の基本方針が示され、着々と予算事務が進んでいると思います。太田村長 2 回目、滝澤教育長も任期半ばの予算編成となります。そこで村長、教育長に、新年度予算編成方針及びそれに伴い予算計上を予定している主要な新規事業、継続事業を伺います。

以下、質問席で伺います。

○議長（待井安登議員） 村長。

○村長（太田守彦） それでは予算編成方針については先ほど企画財政課長が申し上げましたとおり、引き続きの新型コロナ対策、若者定住対策、企業誘致に向けた取り組み、効果的な D X の推進、脱炭素、カーボンゼロへの取り組み、さらには公共施設の有効活用と統廃合・スリム化等を進めてまいります。子育て支援及び高齢者等の安心・安全にかかわる事業を継続するとともに、また限られた財源の中で実効性のある施策、そして歳出削減につながるような施策も組織横断的に知恵を出し合って、予算編成に当たってまいりますのでよろしくお願い申し上げます。

それでは新規事業につきまして、ハード面については申し上げます。まず、筑北クリーンセンターの解体でございます。また大門配水池への水道送水管布設工事、長年課題となっておりました向原霊園の村道、向原団地 17 号線については、調査、測量などでございます。

ソフト事業として、新規ということですが、D X の関連、それから脱炭素の関連において、それぞれ構想として持っておりますが、現時点では申し上げることは控えさせていただきたいと考えております。

継続事業についてでございます。まず、ハード面でございますが、村道境無線の改良と橋

梁の修繕、日向橋かけかえ工事、坂井地域の水道本管布設替工事を継続して実施してまいります。

ソフト事業においては、子育て世帯や高齢者などへの事業を継続してまいります。また移住促進を図るための事業、緊急危険木伐採事業、有害獣対策なども行います。食材費が急騰したため、今年度は給食費の材料費値上げ分を村が補填いたしましたが、これについても継続する方針でございます。

なお個別施設計画の方針に沿って、公共施設の有効活用と統廃合も継続的に進めさせていただきます。行政DXとしては、自治体クラウド標準化に関する事業、それから電気自動車の導入も図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（待井安登議員） 教育長。

○教育長（滝澤昭文） 続きまして、教育委員会関係についてお答えいたします。

新規事業ですが3点申し上げます。1点目として、コミュニティスクールが本格的に始まります。学校の運営とその運営への必要な支援に関して協議する学校運営協議会と、地域学校協働本部との連携による地域とともにある学校づくりを目指します。

2点目は、令和6年度から令和10年度までの第3次教育大綱の策定です。大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定されるものです。従来は事務局レベルで大綱案を策定していた経過がありますが、教育委員会として総合的な施策の目標、根本となる方針ですから、教育大綱策定委員会を組織し、策定していく予定です。

3点目ですが、生涯学習に関しまして11月に社会教育委員、公民館運営審議会会議を開催し、来年度の事業計画について審議していただきました。コロナ禍の中で、事業等の停滞は否めないところでありますが、新しい形のスポーツフェスティバルの開催など、これまでの事業を見直し、多くの方が参加できる事業を展開していく予定です。

以上です。

○議長（待井安登議員） 7番、宮下議員。

○7番（宮下敏彦議員） 続いて、村長公約の中で、新型コロナ対策、アフターコロナで衰退したコミュニティの回復、及び若者定住と子育て支援に対し、伺います。

衰退したコミュニティですが、特にわかりやすい例でいいますと、11月に開催された文化祭、多分村合併以来最少の出展者数であったと思います。公民館本館事業もほぼ中止、それに連鎖し各分館事業も中止するところが多かったと聞いています。そしてサークルなどの活動も新型コロナ感染症対応での活動で、活動ができない状況が続いています。こういった状

況下、どう状況を把握し、新年度従前に近い地域コミュニティを回復するか、施策を伺います。

また、若者対策については、先ほど同僚議員からの質問等で説明をされていますが、財源の問題ということでありましたけれども、当然財源の問題というのは何をやってもついて回る中で、先ほど同僚議員の中でちょっと気になったのは、一部予算化をしていきたいということ、財源の問題があっても一部予算化をしていきたいということで聞いていますが、いまだかつて村長のほうから正式な説明もなく、場合によっては本年度コンビニエンスストアの関係で、住民票の交付とか、そういった例もあったものですから、この点、今後どう議員、もしくは住民の皆さんに説明をしていくのか、伺います。

そして子育て支援ですが、給食費の無償化を公約に掲げ、「実施時期は私の判断で決め、予算化していく」としてありますが、給食費の無償化、先ほど答弁でその点には触れませんでした、あえて新年度予算に予算化をしていくのか、伺います。

○議長（待井安登議員） 村長。

○村長（太田守彦） コミュニティの回復については、1年前のちょうど選挙戦のときから私はこれは地域を再活性していくか、本当に大変重要な課題であると考えておりまして、それは今も変わってはいません。状況からいいますと、年明けから新型コロナの感染が急拡大しまして、まん延防止等重点措置もあったわけでありまして、現状としてはコミュニティを回復に向かうどころか、悪化の一途をたどっているというふうな認識は持っております。とりわけ議員からもお話もありましたが、お祭りやスポーツ全般などに代表されるコミュニティの回復には、今後完全に回復するかどうかを含め、かなり時間を要するものと考えているところであります。

今年度若干動きがありましたのは、協同事業支援金制度でございまして、特に公民館等の改修工事に関する取り組みが目立っております。村からの上限10万円の支援でございしますが、この制度の活用を検討いただくようお願いしたいと思っております。またコミュニティにつきましては、公民館活動の復活はとても重要と考えておりますので、新型コロナの状況も踏まえる中で、教育委員会と公民館とが連携したイベント等の企画を検討してまいりたいと思います。

ご質問の若者定住と子育て支援に関して申し上げますと、若者定住住宅の建設は令和5年度内に完了させたいと考えております。子育て支援についてでございますが、今年度から始めました入学祝い金制度、通学定期券への補助、給食費の食材値上がり分に対する村の補填

など継続したいと考えておりまして、ご質問の無償化につきましては3名の議員の方からご質問を受けているところでございますので、その中で答弁させていただこうかと思いましたが、今、ご質問がありましたので答弁させていただきます。

私としては、令和5年9月の定例会で、令和4年度の決算が出てまいります。そういう中で令和4年度の決算、それからその後、財政シミュレーションをしまして、そこで検討してまいりたいというふうに考えておりますので、令和5年度についての無償化については考えておらないということで、ご理解をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（待井安登議員） 7番、宮下議員。

○7番（宮下敏彦議員） 今、答弁を聞いた中で、特にコミュニティの部分について、状況も村長も当然そういった中で住民の声も聞いたり、状況も把握されていると思いますが、その中で、今、具体的な策が少し薄いのかなと。場合によっては村長のほうで、教育長のほうへぜひこういうことでコミュニティの復活をさせてほしいとか、こういった公民館事業が停滞しているので、本館の中でこういった対応をしながら事業、今、すべて中止、ほとんど中止になっていたと思うんですが、回復をして令和5年度対応してほしいとかという指示が、今のところないように見受けられました。その点、どうなのかなということで、後でまた答弁をお願いします。

また、若者定住についても、まだ具体的にこういった説明もされてなくて、私も議会建設産業常任委員会の中で具体的にこんな形で進められ、庁内でプロジェクトチームも立ち上げながら、検討されているなということで、これは新しい、本当に施策であって、今後ある面ではモデルの村になるのかなと、若者定住対策で。そういうことで期待はしているんですが、いまだに具体例が示されないということで、予算編成もう間近ということで、議会に説明するだけであっても、もう1月末ということで、ほぼ予算が決まっている中で、こういうことでお願いしたいということでは、いささか性急すぎるのではないかと考えているところがあります。

また、子育て支援についても、いろいろ施策をあげていただいたんですが、新年度住民福祉課でやる部分、それから教育委員会でやる部分、こういった部分がやはり先ほどと同様に何かこう具体化されていないなということで、ちょっと残念だったんですが、その点を踏まえて再度答弁をお願いします。

○議長（待井安登議員） 教育長。

○教育長（滝澤昭文） 公民館事業について、私のほうからお答えします。先ほどもお話しし

ましたが、11月25日に社会教育委員、公民館運営審議会会議を開催し、来年度の事業について、今年度のコロナ禍の事業の反省も含めて、委員の皆様から審議していただきました。

その中で、コミュニティの回復ということも当然議論したわけですが、例えばナイターソフトボールでありましたら人数的に無理なら3地域の統一を1年で無理なら3年くらい計画を立てながらやっていったらどうかとか、そのような意見をいただいております。

そのほか、コミュニティ再生ということで、委員の皆様から来年度の事業についてご意見をいただいておりますので、それらを参考にして事業のほうを展開していきたいと考えております。

以上です。

○議長（待井安登議員） 村長。

○村長（太田守彦） 若者定住住宅の建設に関するスピード感がないというご指摘で、大変お詫びをするところでありますが、こちらも質問にございますけれども、いろいろな検討事項がありまして、そういった面でまだ協議が内部で詰めている段階でございますので、早めに、またスピード感を持って当たりたいと思っております。

それから子育て支援に関する視点もいろいろご指摘いただきましたけれども、現在また令和5年度の事業シートを作成しておりますが、そういう中で充実した子育て支援につながるよう検討してまいりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（待井安登議員） 7番、宮下議員。

○7番（宮下敏彦議員） 少し今の中で、後追い、後追いといった部分も感じております。やはり予算時期間際ではなくて、やはりこういったものは日々から施策を進めていくものだと思いますし、村長も重点事項の公約の部分ということで、私も含め関心を持っておりますので、ぜひそういった部分について住民懇談会等も予定されているということでもありますので、またしっかりした説明等もしていただければと思っております。

この点、最後の質問になりますが、ちょっと教育長に質問いたしますが、少し関連質問になってしまいますが、お答えしていただければと思いますが、昨年10月、教育長が推薦をし、教育委員会で任命された公民館長ですが、正式な手順で任命されたのか、お聞きしたいのと、また館長が重点施策も幾つかあり、筑北スポーツクラブとの連携、スポーツを通じた地域コミュニティの形成と体育館施設の有効活用等がありますが、新年度予算、その思いをどう受けとめ、連携し、特に回復しないコミュニティに対し、先ほど社会教育委員の皆さんからも意見を聞いたということでもあります。当然教育長が推薦された館長ですので、当然

連携等疎通されていると思うんですが、そういった思いもどう予算に反映させていくか、その辺をお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（待井安登議員） 7番議員に申し上げますが、公民館長に関連することにつきまして、通告がないということでございますので、その辺についてはご理解をいただきたいと思えます。

教育長。

○教育長（滝澤昭文） 後段の公民館の予算編成ということでありませうか。

○7番（宮下敏彦議員） はい。

○教育長（滝澤昭文） それにつきましては、ご承知のように、現在、予算編成中でありまして、まとまるのがもう1週間ほど時間がかかるわけなんです、繰り返しになりますが、今までの事業を見直す中で、より多くの方が参加してもらえるように、公民館事業、生涯学習、社会体育、多くの人が参加していただけるような施策のほうに予算を編成していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（待井安登議員） 7番、宮下議員。

○7番（宮下敏彦議員） ちょっと今、私の質問したのは、館長とどう連携をとっているのかと、館長の重点施策もあるので、そこら辺の教育長との連携をした中で予算編成をどうしていくんだということをちょっと質問したんですが、ちょっと残念だったんですが、もう、これで3回目ですので、質問は続いて2に移りたいと思えます。

筑北スマートインターチェンジの利用効果の促進のための予算を今年度も計上していますが、新年度さらに利用促進による経済効果をより一層高めることが大事だと考え、筑北スマートインターチェンジ供用開始記念イベントとして、例えばスポーツ村としての周知や利用促進を図るための筑北スマートインターチェンジ供用開始記念サッカー・バドミントン大会や、商工会と連携した事業を開催するなど、スマートインターチェンジを活用し、村活性化につなげるべきだと提案いたしますが、いかがでしょうか。

○議長（待井安登議員） 村長。

○村長（太田守彦） ご質問の筑北スマートインターチェンジの供用開始に伴うイベントについてでございますが、現時点での明確な考えは特別にございませんが、各課において活性化やPRにつながるようなイベントを今後企画できればと考えております。そういう中で、ご

提案いただきましたサッカーやバドミントン大会、とくらの記念イベントなどは参考にさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（待井安登議員） 7番、宮下議員。

○7番（宮下敏彦議員） 今年度も建設課のほうでスマートインターチェンジのPRの予算をとって、きょうも私もここにバッジをつけて、職員もつけている方、議員の方もつけている方、つけていない方あるんですが、やはりスマートインターの名称が決まった時点は非常に盛り上がったなと感じていますが、その後、少し停滞をしているのかなと、PRに関してちょっと、今、感じております。建設課の予算の中でも、道路に使った部分とか、私も提案したんですが、広報に現在の進捗状況もドローンを使ってぜひ掲載してほしいとか、議会でも住民懇談会とか、いろいろの議会報の中でもそういった点も取り上げながら、少しでも住民の皆さんや、また村外の皆さんへも周知をしていきたいということで、微力ながら努力をしておるところでございますが、この点、いまだにそういった新年度供用開始後の施策に対して、村長の答弁からいうと各課に任せてあるということでありましたが、村長自身がこの、当然公約の中にもこのスマートインターチェンジを使った産業とか、雇用の促進とか、インターチェンジを利用したの施策も、たしか掲げられていたと思いますが、この点に対して再度お伺いします。

○議長（待井安登議員） 村長。

○村長（太田守彦） 供用開始のイベントにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、具体的に何を行い、それに対する予算ということはまだ検討してございませんので、申し上げること、今の時点で申し上げるところはないということでございます。

スマートインターチェンジにつきましては、今の時点でネクスコさんのほうで工事を進めていられるのを見守っているという状況でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（待井安登議員） 7番、宮下議員。

○7番（宮下敏彦議員） 何かこう、先ほどから聞いていると村長がやりたい、やっていきたい、またそれを強いリーダーシップで各課のほうへ指示伝達をして、予算編成をしていくといった姿勢がちょっと今の答弁では見受けられないというのが、私はちょっと今、残念に思いました。

続いて、本城球場と筑北村サッカー場が隣接し、野球ボールがサッカー場や管理棟に飛び込み、車の損傷や利用者が危険にさらされています。現在、軟式野球の大会や練習利用に限定され使用しておりますが、軟式ボールも規格の変更により硬式ボールのかたさに近づき、

野球関係者から安心して使用していただきたいため、防護ネットの設置を検討してほしいとの要望がありますが、いかがでしょうか。

○議長（待井安登議員） 教育次長。

○教育次長（宮坂英幸） それでは本城球場への防護ネット設置の提案について、お答えいたします。

本年度本城グラウンドから野球のボールが管理棟の駐車場に駐車している車に当たってしまう事例がありました。その後、グラウンドでの野球大会時には管理棟駐車場の一部についてはコーンを設置するなどして、駐車禁止の措置をとっております。また野球場、サッカー場にて大会や練習が重なった際は、管理人より双方の責任者の方へボール等には注意していただくよう注意喚起をお願いしているところでございます。今後、注意の案内板等の設置も検討していきたいと考えております。

この措置以降、打球等の危険情報は教育委員会のほうへは入っていない状況ではあります。現段階では球場への防護ネット等の設置につきましては、早急に防護ネットを設置することは考えず、現状での対応や今後のシーズンの利用状況により様子を見ていきたいと考えております。

○議長（待井安登議員） 7番、宮下議員。

○7番（宮下敏彦議員） 危険があるということで、当初はサッカー場ができた時点から、これは長年の課題かなと思って、私も認識しているところであります。利用者が伸び伸びとプレーができ、また、けがのないような措置もぜひ、けががあってから、また措置をするという、ある意味では行政の1つの慣例かなと思っておりますが、ぜひそこら辺もまた利用者の声も大事にさせていただいて、ご検討を願えればと思います。

続いて、観光協会設立事業について質問します。

観光協会設立事業は、令和3年度より予算化し、令和4年度も約600万円を計上し、設立時期を令和5年4月を目指し、地域プロジェクトマネジャーを雇い、事業を進めていますが、この時期に至っても設立の必要性、全体計画が見えない状況で、そこで村として観光協会設立に対して、設立の目的、タイムスケジュール、事業の順位、職員体制、予算、事務所位置等を伺います。この件に関し、委員会でも現状を伺いましたが、令和4年度予算編成も踏まえて、この件に対して質問しますので、お願いします。

○議長（待井安登議員） 観光課長。

○観光課長（中澤明彦） それでは、まず設立の目的でございますが、村内にはピンポイント

で集客につなげられる観光スポットや特産品が少なく、観光客事業は停滞しております。観光課におきましても、新たな観光コンテンツを創設することができない状況でありました。

本来であれば、その地で観光客事業を営む事業者が連携して、商品開発や外部へのPRを行う企業や組織をつくり上げていくことができればよいと考えますが、そういった企業の参入や組織の設立ができずにきょうに至っております。

また、村内には新たな飲食店経営や新たな事業に取り組みたいと考えている方がふえてきております。なかなか受け皿がない状況でございます。こういった方の受け皿となるとともに、村の資源や人材の掘り起こしを行い、新たなニーズに合った事業の提案・企画を行うことで、村の流入人口や関係人口の増加につなげ、そしてお金が村内に落ち、村内に興味を持っていただき、さらには定住をしていただくことが目的としております。

タイムスケジュールでございます。現在、観光ビジョンや考えられる事業計画の作成段階でとまっている状況です。村長から意見をもらい、コンセプトや地域資源の活用が不足しているといったことの指示をいただき、練り直しているところでございます。また庁内や関係するであろうと考えられる団体や個人などから意見の集約ができていないこともあります。

目標としていました5年4月の設立は難しいと考えておりますが、進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。また、ある程度まとまった時点で、建設産業委員会、また全員協議会等へご説明をしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

事業の順位でございます。ホームページや観光パンフレットを活用した情報発信、観光案内の充実、マルシェ、物産販売などのイベントの開催や村内PRといった村からの受託事業は優先であるというふうに考えております。また本年度実施した一部の体験コンテンツも優先順位が高いと考えております。以降、独自の収益につながる新たな体験コンテンツの創設などを進めることになろうかというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

職員体制でございます。主として地域プロジェクトマネジャーと地域おこし協力隊の活用を図り3名を予定おりましたが、事業内容や事業規模を再検討しておりますので、確実なことは申し上げることが現在ではできません。

予算でございますが、大変申しわけありませんが、再検討しておりますので申し上げることはできませんが、ある程度固まったところでご説明をさせていただきたいと思っております。なお5年度当初予算での予算計上は難しいと考えておりますので、ご承知をお願いいたします。

事務所位置でございます。北アルプス風學舎と観光協会との連携を模索しているところが

ございまして、現在は旧筑北小学校の一角をお借りする方向で検討をしておりますが、賃借するか、協会をそこに必ず置くかを含め、決まっているわけではございません。事業規模や職員体制によるところもございしますので、検討を進めてまいりたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○議長（待井安登議員） 7番、宮下議員。

○7番（宮下敏彦議員） 今、課長のほうから説明をいただきましたが、非常にプロジェクトマネージャーが個の形で、前回も説明いただいたんですが、個の考えで進めているということと、課全体が主要事業の位置づけている中で、ちょっとそこら辺がやや欠けているのかなということで、今の進捗でいうと非常にこの設立事業、令和5年度さらに予算化していくというのは私はちょっと困難かなと感じています。

そんな中で、村長にお聞きしますが、観光協会の設立に対し、村長の目指す観光資源とは何か、また観光協会を設立する中で期待する経済効果等を伺います。

○議長（待井安登議員） 村長。

○村長（太田守彦） 議員のご質問の中で2点ございました。私の目指す観光振興、それから協会を設立する中で期待する経済効果という2点について、答弁させていただきます。

村長の目指す観光振興とは何かについて申し上げます。ご存じのとおり本村の観光資源は乏しいというのが実情でございます。しかし筑北村を訪れてくれる方、また移住してきてくださる方は、近年非常にふえております。中でも充実したスポーツ施設は大きな観光資源であると考えており、宮下議員におかれては教育長在任中にサッカー場やバドミントン体育館など、数々の施設の充実に大変ご尽力をいただきました。

やすらぎ球場や本城体育館、坂井グラウンドやマレットゴルフ場、グラウンドゴルフ場など、村のスポーツ施設を利用していただいた方々にどうやってお金を落としてもらうか、これが村の観光振興の面で重要であると考えております。

加えまして、とくらや冠着荘の温泉施設、キャンプ場、さらには民泊できる施設もふえてきております。日帰りではなく滞在してもらえるような取り組み、そして何度も訪れてもらうリピーターをふやす取り組みなど、真剣に考えていかねばならないと考えております。

そうした視点に立ちまして、観光協会がその一翼を担ってもらえるのであれば、村にとって大きな経済効果が生まれてくると私は考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（待井安登議員） 7番、宮下議員。

○7番（宮下敏彦議員） 最後ちょっと村長に1点だけお伺いします。引き続き令和5年度も予算化をして、引き続き設立を目指すのか、お聞きします。

○議長（待井安登議員） 村長。

○村長（太田守彦） 今のご質問でございます。私が今、観光協会の設立について、この方向性で検討しておりますので、予算につきましてはまたこれから精査してまいります、やはり観光協会、今回質問でございますけれども、私は必要性は感じておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（待井安登議員） 7番、宮下議員。

○7番（宮下敏彦議員） 碧館について伺います。碧館は主にスポーツ団体の宿泊施設として利用されていますが、野球、サッカー等利用された関係者に、機会があれば、施設環境はどうでしたか、食事はおいしかったですか等ヒアリングをしたときに、特にご飯がおいしく、施設も新しく快適でしたとの感想の一方、あるチームが碧館に予約電話をすると、1カ月前でないと受け入れができません、またキャンセル料、チェックイン、食事等、また入浴時間についても厳守してくださいとのマニュアルに沿い淡々と説明を受け、あまりにも冷たい対応と感じ、松本市内へ宿泊場所を変更した。また宿泊したチームを次回は融通がきく他の施設で宿泊を考えたいと、本当に残念なような返事が返ってまいりました。

また、同じ村施設の坂北荘は、所長以下職員がおもてなしを大事に接客し、リピーターがふえ続けています。そこで特に電話を受付をする担当職員がもっと臨機応変な温かい対応や接客、おもてなしができないか、伺います。

○議長（待井安登議員） 観光課長。

○観光課長（中澤明彦） それではお答えいたします。合宿につきましては、予約が入ればできるだけ対応させていただいているつもりではございますが、1カ月前に予約をしていただき、ある程度の人数を教えていただければ、仕入や職員のシフトなども予定が立てやすいということがございます。

職員につきましては、会計年度ということもございまして、雇用協議の中で勤務時間や日数が決まっており、また計画的に休暇も取得する必要がございます。

碧館が利用される皆様にご協力をいただく中で、料金を安価に設定させていただいており、昼食、夕食会場であるレストランや浴場は宿泊者だけではなく、日帰りの方も利用されますので、混雑しないよう、合宿利用者の皆様には食事の希望時間を事前に確認した上で、案内させていただき入浴時間も指定させていただいております。

練習などが時間どおりに終わらず、臨機応変な対応を求められる皆様のお気持ちももちろんわかりますし、施設側でも対応したいところがございますが、1団体に対して特別な対応をした場合、施設を利用されるすべての団体に同じ対応が必要になります。施設利用のルールがなくなってしまうので、施設側とすれば厳格な対応になってしまったのではないかなということで、融通もきかないと言われてしまったのではないかなというふうに感じられております。

予約時やご利用されているときに丁寧な説明と温かい接客に職員一同今後努めてまいりたいと思いますので、ご承知のほうをよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（待井安登議員） 7番、宮下議員。

○7番（宮下敏彦議員） そういった現状の中でとくら職員に、一般会計から繰入額、コロナ感染症の影響がありますが、令和2年度約5,500万円、令和3年度約5,800万円、令和4年度12月現在約4,300万円、これ繰り入れというのはわかりやすくいうと赤字なんですけど、赤字を解消するためにはどうしたらよいのか、電話や接客、光熱費の節減等、対策対応等を含め、職員全体研修を提案いたしますが、いかがでしょうか。

○議長（待井安登議員） 観光課長。

○観光課長（中澤明彦） 職員の対応、これはフロントとか予約のすべて、あとレストラン、宴会等の接客、やはり若干そういったお客様からのクレームではありませんが、そういったお話もいただいておりますので、職員研修というのは今後必要になると思いますので、検討をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（待井安登議員） 7番、宮下議員。

○7番（宮下敏彦議員） 続いて、碧館のホームページがとくらと連動されていない、また、とくらホームページ内のアウトドアスポーツ施設紹介の写真が古く、現状と違います。そして隣接している筑北村サッカー場の紹介もされていません。今後さらにスポーツ団体の利用者がふえるよう、ホームページの更新を速やかに行うべきと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（待井安登議員） 観光課長。

○観光課長（中澤明彦） 議員のご指摘のとおり、ホームページが更新されていないため、現状と違う部分もあります。ホームページは業者でなければ直せない箇所もございますが、古い情報は今後更新してまいりたいというふうに考えております。

また、碧館の案内ですが、村のホームページに掲載されているのみで、とくらのホームページ内には掲載もなく、連動もしていない状況です。合宿専用である碧館をホームページに掲載しなかった理由でございますが、一般利用客が間違えて碧館の情報を見てしまい、宿泊料金の勘違いや各種トラブルを避けるため、あえてホームページ上には連動させず、情報も掲載しないようにしてまいりました。

しかし施設予約をする側の視点に立つと、やはり連動していたほうが親切で、村施設のPRにつながることから、とくらのホームページ内で施設案内をするのではなく、合宿専用のアイコンを作成し、体育施設の案内も含めた中で、村のホームページと連動させるようにしていきたいというふうに考えております。

ですが予約につきましては、やはり施設に連絡していただかなければ詳細なことも決められませんので、ホームページの予約は受けず、電話予約のみとして対応してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（待井安登議員） 7番、宮下議員。

○7番（宮下敏彦議員） 私も多くを団体やぜひ1チームでも紹介したいというのはずっと思っています。その中で、ぜひ電話で受け付けることも大切かと思うんですが、碧館自体がまだよりよく周知されていないのが私は現状だと思っています。どこに連絡を、問い合わせしたらいいのか、やはりそうすると碧館というホームページを開いて、そこでとくらに立地していますからという説明を、私、実際にしているんですよ。ぜひ新しい新規のお客のことも考えながら、先ほど言いましたが、おもてなしとか親切な心を持った中で、ホームページの内容もいろいろ課題はあると思いますが、対応していただきたいと思いますし、やはりもうちょっと民間のところへも行っ、民間のホテル等も行っ、本当に臨機応変、本当に温かい対応をして、1カ月前でなくても、3日前でも私、とくらがだめだとした場合は問い合わせしたら、「ありがとうございます。受けます」ということで、そういったところは民間は本当にコロナの中で1人でもお客さんを取り込みたいという姿勢が、本当に感じております。ぜひそこら辺も踏まえて、また観光課長も立場上、大変かと思いますが、ぜひとくらの職員のほうへも場合によっては職員研修なども踏まえて、対応していただければと思います。

関連ですが、4年間ほど更新されていないホームページのページも、職員の皆さん感じていると思いますが、あります、はっきりいって。これも以前から私もお願いしていますが、いまだにある部署のホームページは4年間改訂されていません。村長もIT関連で当時議員

としてもこの部分、ホームページについて非常に意見を言われ、改善をされ、また職員としても非常に役立ってきたと思うんですが、ぜひそういったところも村長、再度見直ししていただいて、あくまでもホームページは村の顔だと思いますので、ぜひご検討をお願いしたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（待井安登議員） 以上で7番議員の一般質問は終了しました。

◇ 山 田 直 幸 議 員

○議長（待井安登議員） 順番4、1、村長公約の進捗について、2、役場職員の雇用について。8番、山田直幸議員。

8番、山田議員。

○8番（山田直幸議員） 8番、山田です。令和4年12月、一般質問を始めさせていただきます。

私も早いもので、議員としての生活も太田村政のスタートと同時に始まり、1年が過ぎようとしています。私の1年を振り返ってみますと、主に子どもたちのためにを考えて活動してきた1年だと思いました。小学校への雲梯の要望に始まり、中学校前を流れる河川の河床整備の提案、中学生の通学などに関しまして、PTA会長と連携して要望書提出などできたことは、議員にならなければできなかったことだと感じております。

また、太陽光発電の条例改正に関しましては、村長初め企画財政課の早い取り組みによって改正できたことで、住民生活にとって安心を届ける意味では非常に評価できることだと思っております。

それでは私の振り返りをしたところで、村長におきまして、1年の振り返りと公約の進捗について、伺いたいと思います。

太田村政がスタートしまして1年が経過したが、任期当初に掲げた6項の公約の中、3項目について各世代、子育て世代、若者世代、高齢者世代に対して実施できたこと、今後公約実現を進めていく中での問題点及び課題、また方向性の変更があるのか、お伺いしたいと思います。

1点目として、若者定住と子育て支援について、1つ目としまして、学校、保育園の給食

費無料化への見通し、課題をお伺いしたいと思います。これに関しましては、先ほども同僚議員のほうから、ご答弁がいただいておりますが、それに付随しまして来年度も継続して食材費の補填分を村のほうでしていただけるということですが、無料化への検討に変更はないということの認識でよいのかということと、あとは全額なのか、それとも一部負担なのかというところの考えもあればお伺いしたいと思います。

以下の質問に関しましては、質問者席にて行いますのでお願いします。

○議長（待井安登議員） 村長。

○村長（太田守彦） 給食費につきましては、今年度食材費が大幅に値上がりしたため、食材費に対し村が補填することで、給食費の値上げを抑えてきました。給食費の無償化につきましては、給食費の食材の値上げを考慮しますと、約 1,600 万円を見込んでおります。令和 5 年度における無償化については、先ほども見送らせていただきたいと申し上げました。

今後の見通しにつきまして、私は来年の 9 月定例会、こちらで令和 4 年度の決算を報告いたします。その 4 年度の決算を踏まえ、財政シミュレーションを行った上で、11 月ごろに判断したいと考えております。その際は、どの程度実現できるか、お示ししたいと思っております。

その理由でございますけれども、現在、若者向け定住住宅の建設、それから先ほど企業誘致の中でいわゆる C 区画の造成の方向性、それから課題となっております防災行政無線の更新、こういった多数の大型事業が現在、検討段階にありまして、こちらもやはり村の財政に大きく影響するものですから、その更新を見きわめたいという思いで、5 年度の見送りを考えているところでございます。

課題としては、村の財政、これは予算規模、こういったことにつきましては、議員の皆様方からも常々ご意見をいただくところでございますので、やはり無償化につきましては財政を見きわめた上で判断をしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（待井安登議員） 8 番、山田議員。

○8 番（山田直幸議員） 今の説明で、来年の 11 月に方針のほうが出るということですが、関連して今現在、学校のほう、保育園ともに学校閉鎖、学級閉鎖等、昨年に比べまして非常に日数がふえております。そういった中で一部の保護者の方から、月次取られている給食費に関しての変更ですとか、そういったものはないのかというご質問をちょっといただくことがありまして、もしその辺、何かお考えがあればお伺いしたいと思います。

○議長（待井安登議員） 教育次長。

○教育次長（宮坂英幸） それではコロナの関連で、学級閉鎖等の場合の給食費の返還ということでございますが、学校サイドのほうと検討をしております、食材を発注するわけですが、その停止をする場合、すぐに停止ができないという状況でございます。ある程度の日数を要してしまいますので、そういったところも加味しまして決めて、また家庭のほうにはご通知したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（待井安登議員） 8番、山田議員。

○8番（山田直幸議員） では、次の質問に移りたいと思います。2番目としまして、若者定住の住宅施策の遅れの原因は何かということで質問していますが、同僚議員のほうからの質問でご答弁いただいておりますので、それに関連しまして、先ほど住宅建設のほうは令和5年度内の完成を目標としているということなんですけれども、これは令和5年度内の完成、使用開始ということの認識でいいのかということと、候補地が2カ所ほどあるということなんですけれども、どの程度、1カ所だけなのか、2カ所同時進行で進めていくのかということが、お考えがあればお聞かせください。

○議長（待井安登議員） 建設課長。

○建設課長（宮島治彦） ただいまのご質問でございますが、建設予定地につきましては竹之下団地を今、予定してございますが、まだそこに現在、住まわれている皆さんとの合意形成ということが全くできておりません。これをなるべく早急に進めてまいりたいと思いますので、5年度中の建設というところで、今のところは考えております。

以上です。

○議長（待井安登議員） 8番、山田議員。

○8番（山田直幸議員） 令和5年度中の建設ということであれば、それに向かって進めていただきたいと思います。

3つ目の質問に移らせていただきます。子育ては筑北村という施策を継承し、住宅対策を最優先課題として掲げてきていると私は認識していますが、今の状況について、どうとらえているか、村長の気持ちをお聞かせいただきたいのと、あとそれ以外に子育ては筑北村とうたっている中で、その住宅対策以外のこの村で子育てをしていくことでメリットというのは何なのか、本当に自然がたくさんある、そういったことではなくて、インフラ整備だとかそういう点についてもちょっと村長のご意見をお聞かせください。

○議長（待井安登議員） 村長。

○村長（太田守彦） まず1点目の今の状況についてということでございますので、その点、

これも何度か答弁させていただいております。想定よりも遅れている点については、村の財産としない中での検討、あるいは検討すべき事項が非常に多岐にわたっているということ、それから財源や起債の観点からも検討事項があるということで遅れている点は、大変申しわけないと思っておりますが、やはり若者定住住宅がないということが、今、一番の村の課題であると考えておりますので、この点についてはスピーディにかつ慎重に進めてまいりたいと思います。

それから後段の子育ては筑北村、これのメリットということでございます。今、私が考えていますけれども、やはり筑北村が求められているのは緑が豊かであるということが非常に魅力になってきていると思っております。これもまだ実現できているわけではございませんけれども、子育てをするとともに、やっぱり働く場所の確保というのが私は必要になってくると思っておりますので、企業誘致についても引き続きやっていかなければいけませんし、村を活性化するという中で、雇用も確保していくということが、私は大事だと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（待井安登議員） 8番、山田議員。

○8番（山田直幸議員） 今、私の質問の中にメリットは何ですかという質問だったので、自然以外のところの中では、雇用の確保であったり、住宅環境ということで答弁いただいたんですけれども、今の答弁ですと現在のところは子育てをするに当たって、特にメリットはないという考えでよろしいのでしょうか。

○議長（待井安登議員） 村長。

○村長（太田守彦） 申し上げますが、筑北村において子育てするメリットということですが、例えば保育園においても、それから保育園に入園される前の未満児に関しましても、非常にある意味人数が少ないということで、きめ細かな、いわゆる保育ができていますということもございますし、それから小学校、中学校につきましても、先生方も熱心に指導していただく中で、地域の皆様方とのかかわりを持ちながら、自然の中でたくましく育っているというふうに感じております。またGIGAスクールにつきましても、取り組んでおりますし、いろいろな面でいわゆる子どもたちに寄り添った施策が取り組まれている、取り組んでいただいていると思っております。

以上でございます。

○議長（待井安登議員） 8番、山田議員。

○8番（山田直幸議員） それでは大きな2番目として、高齢者の安心・安全について、質問

したいと思います。

住民の足となる公共交通の利便性完全の内容、成果について、お伺いしたいと思います。
こちらに関しても同僚議員のほうから、ある程度の答弁はいただきましたので、そういった中でも村長公約の中にある温泉施設と連携したサービスの提供等も考えているということですが、そちらのほうの進捗状況等、あわせてお答えいただきたいと思います。

○議長（待井安登議員） 村長。

○村長（太田守彦） それでは、お答えいたします。公共交通の利便性改善の内容、成果について伺うということでございます。コロナ禍ということもございまして、温泉施設と連携した送迎バスについては実施ができませんでした。本村において新たに送迎バスを運行することとは、現在、厳しい状況にございますので、今後デマンドバス予約を当日予約に変更するなどして、対応できないかということを進めてまいります

以上でございます。

○議長（待井安登議員） 8 番、山田議員。

○8 番（山田直幸議員） そういうことになりますと、温泉施設に直通のバスは出せないということではよろしいのでしょうか。

○議長（待井安登議員） 総務課長。

○総務課長（窪田信幸） 今、村長のほうからご答弁させていただきましたとおり、デマンドバスの予約、こういったものを活用して、温泉施設までの経路、こういったものをご予約いただく中で利用者の部分を図っていききたい、こんなふうに考えています。

以上です。

○議長（待井安登議員） 8 番、山田議員。

○8 番（山田直幸議員） それでは次の質問に移らせていただきます。村長のご提案もありましたスマホ、パソコン教室など、本年度実施して見えてきた課題は何か、お伺いしたいと思います。

○議長（待井安登議員） 村長。

○村長（太田守彦） それでは2 番のスマホ、パソコン教室を実施して見えてきた課題について、答弁させていただきます。

公民館事業として、スマホ教室を8 月から11 月まで、月1 回程度で全5 回開催をいたしました。基本操作、カメラの操作、防災アプリなど毎回内容を変えての開催でございまして、講師には特定非営利法人信州ソフトウェア協会より2 名、職員3 名がサポートする形で実施

をしました。参加人数は各回平均で 16 名でございます。

参加者のアンケート結果や教室内での状況から、実施してのまとめを紹介しますと、スマホ初心者を対象として開いた教室ではありませんでしたが、参加者のスマホ操作力がそれぞれ差があること、それから全員が同じペースで操作が進まないという場面も見受けられました。対応として、職員 3 名が個別にサポートしたため、大きな遅れはなく、無事に開催することができました。

また、参加者からの声ですが、スマホ教室の開催は喜ばれ、来年度も開催してほしいという意見が多かったです。グループ別にレベル分けをして教室にしたり、繰り返し実施してほしいといった要望も寄せられております。

さらにそれぞれ人によって困っていること、できないことなどが違うため、今回のように講師のほかにサポートする人材が必要だと感じております。またスマホの基本操作を求めている人が多いと感じましたので、その辺の繰り返し実施していく必要性があると考えております。

来年度につきましても、公民館事業として教室開催に向け、検討を重ね、住民の教養の向上、生活文化の振興に寄与するよう計画してまいりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（待井安登議員） 8 番、山田議員。

○8 番（山田直幸議員） 今、答弁いただいたので、計画を持って、月に 1 回といわず、機会があればそういった端末にさわる機会をどんどんふやしていったあげることが、スマホ教室だけではなくて、そういったほかの場所で進めていくことで、皆さんそういったものになって、DX につながっていくと思いますので、お願いしたいと思います。

それに関連しまして、3 つ目の質問なんですけれども、村長として村の DX のあるべき姿、今後の取り組み方、方法を、各世代ごとにどういった、具体的なこういったことをしてみたいということもお聞かせください。

○議長（待井安登議員） 村長。

○村長（太田守彦） それでは DX のまず、あるべき姿ということでお答えさせていただきたいと思いますが、まず DX を推進するに当たっては、構築費用とそれを維持するための費用、それには人材確保と情報リテラシー、セキュリティの確保など、大変なお金と資源とが必要になってまいります。今年度コンビニ交付サービスについて、私は戸籍証明を除いた機能で実現することに方針を変えました。多くの議員の皆様からご批判をいただいたところでございますが、DX によって財政の乏しい地方自治体が、私は一層貧乏になってはいけないと考

えております。それはまたD Xのあるべき姿ではないと私は考えております。したがって身の丈に合ったD Xを推進していくことが求められていると考えます。

そういう中で現在の今後の取り組みについて申し上げますと、国が進めております自治体クラウド、それから標準化については計画的に、国の計画に沿って村も進めてまいります。

一方、村が独自で取り組もうとするD Xにつきましては、費用対効果、それからその目的をしっかりと見きわめてまいります。それについては何よりも先進自治体の事例研究が有効だと考えております。伊那市のドローンを使った配送サービスや、塩尻市のA Iを使った公共交通システムなど、現在、県内でも実証実験を進めておりますが、直ちに本村に導入する考えはございません。

一方、皆様のご協力により、現在、マイナンバーカードの交付率は6割を超えてまいりました。自治体独自のマイナポイント制度については、他の自治体を研究しながら、財源も検討した上で、導入してまいりたいという考えでございます。

なお世代ごとに何うということですが、これはD Xの取り組む内容によってターゲットとする世代が変わってくるわけですが、やはりどの世代にとっても使い勝手がよいD Xでなければならないと思っておりますので、また普及に当たってはわかりやすい説明ということで、吉池議員さんからもございましたとおり、D Xが浸透してまいりような考え方で進めていかなければならないと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（待井安登議員） 8番、山田議員。

○8番（山田直幸議員） D Xは私もこの前、研修、講演を聞きまして、D Xは目的を達成するための手段であるので、その辺は間違えない、D Xという言葉だけがどんどん先に歩いていってしまうことのないように、よろしくお願いいたしますと思います。

それでは公約の3つ目の確認ということで、筑北スマートインターチェンジによる産業振興と雇用についてということで、人口減対策として働く場所の確保のためにも必要なスマートインターチェンジ周辺の詳細な計画策定を当初より掲げていますが、今のところめぶきファーム以外の計画案が提示されていない状況です。住民の関心、期待も高い場所でもあることから、工業団地全体として詳細な計画案はいつ住民に対して発表されるのか、時期をお伺いしたいと思います。

○議長（待井安登議員） 村長。

○村長（太田守彦） まず詳細計画がいつ発表できるかということでございますが、現時点でいつと申し上げることができません。お許しをいただきたいと思います。

また、藤原議員への答弁と重なりますが、1段下のB区画については、現状下がった段階で進出を考えている企業様を優先に話を進めてございます。関心を持たれているのは現在、農地のC区画の部分でございますが、こちらにつきましては申し上げましているとおりの、工場団地を造成してくださる企業があればありがたいんですが、現在のところない状況でございますので、村側で対応するとなれば、一定の年数、それから多額の造成経費がかかってくるということでございますので、今後もろもろの要素を勘案し、また進出を希望される企業との関係を保ちながら、判断をしてまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（待井安登議員） 8番、山田議員。

○8番（山田直幸議員） 全体的な計画という、詳細な計画というのは、企業が来たときに初めて計画するものなのか、それとも村長が思うもののこういったものを形にしたいから、先に村が投資をして、あの場所を計画しているのかという、その二択だと思うんですけども、村としては投資をするのかしないのかというのは、いまだにちょっとよくわからないので、どちらの方向で考えているのか、その辺をお聞かせください。

○議長（待井安登議員） 観光課長。

○観光課長（中澤明彦） すみません、企業団地に向けた構想的なものは、村が当然今の段階では進めていかなければいけない状況になっているということは、村長が申したとおりでございます。

そうした中で、私たちが思うような区画を構想でコンサルに出してしまっても、その造成費用とか区画のあり方とか、造成するに当たっては必ずやはり進出していただける企業があるという担保がないとなかなかそこは造成ができないというのが事実でございます。ですのでそういった興味のある企業様と連携しながら、相談しながら、ある程度の区画を区切った造成というものがどうしても必要になってくるという考えで、私はいます。

ただ、その企業が最優先というわけでは、これはないということで、ご承知をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（待井安登議員） 8番、山田議員。

○8番（山田直幸議員） それでは、めぶきファーム頼みになっていないのかと。建設予定の工場での必要人数はかなり少ないと私は感じております。そういった中で、十分な雇用にはまだ結びつかないと思うのですが、新しく今これから造成され、来てくれる事業者がある

かないかわからない間の、その雇用に関しては村長としてどのように考えているのか、お願いいたします。

○議長（待井安登議員） 村長。

○村長（太田守彦） まず、めぶき様につきましては、雇用というか、製粉工場で働かれる方もそうですが、いわゆる栽培面積を拡大されますので、そういった面では若干あるのかなというふうには考えておりますし、めぶき様の場合については荒廃農地の解消に貢献していただけるというふうに判断しておりますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

それから先ほど二択ではないかというご質問でございますけれども、村が例えば開発して、そこで思うように企業が進出していなかった場合、これは村側の責任となるわけでございますので、そこら辺は慎重に進めていかなければいけないと思いますので、大ぶろしきを広げて、土地を造成していくという考え方は私は持っておりませんが、ある程度の需要を見きわめた上で、適正な費用でおさまるかどうかが、そこら辺は精査しなければいけませんので、ご理解をいただきたいと思います。

あと当面企業が進出されてこない場合の村内の雇用をどうするという点につきましては、特段、今、考えは持ってはございませんけれども、今、明るい話題も幾つか出てきております。薨酒造さんの話ですとか、そば処さかいさんですとか、いろいろ計画を伺っているところもございますけれども、そういった、今、皆さん方にご協力をいただきながら、進めていくのが私の今の考えでございますので、よろしくお願いいたしますと思います。

○議長（待井安登議員） 8番、山田議員。

○8番（山田直幸議員） それでは公約の進捗についての質問はそれぐらいにしておきまして、2番目の役場職員の雇用について、お伺いしたいと思います。

慢性的にどの業界においても人手不足が言われていますが、この筑北村においても正規、地域おこし協力隊も含め、今後も十分な行政サービスを提供するために必要とされる職員数を確保していくための村としての施策は何かあるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（待井安登議員） 総務課長。

○総務課長（窪田信幸） それでは最初に、近年の職員の応募状況、採用状況等についてということで、回答させていただきます。

職員の募集状況でございますが、近年ということでございますので、令和元年からということで状況についてお答えをさせていただきたいと思います。令和元年度につきましては、初級、それから保育士、それから社会福祉士といったところを募集をかけました。応募総数

は11名でございました。採用につきましては、初級1名、保健師1名、社会福祉士が2名ということで、計4名採用してございます。この年の退職者でございますが、定年退職3名、それから中途退職2名ということで、5名の退職者ということで、募集した人数を差し引きしますとマイナス1名という形でございました。

令和2年度につきましては、同じく初級、それから栄養士、社会福祉士、社会人枠という形で募集をかけまして、合計17名の応募がございました。採用数につきましては5名ということでございまして、初級2名、栄養士1名と社会人基礎という形で2名の5名でございます。この年は定年退職者が2名、それから中途退職1名、それから教育長になられたということで、合計5名の職員の異動がございまして、この年につきましては差引ゼロということになりました。

昨年度でございますが、初級、それから社会福祉士、それから社会人枠ということで、合計で12名の応募がございまして、採用については社会福祉士1名と社会人基礎で2名ということで、計3名採用してございます。昨年度は3名の定年退職がございました。また中途退職も3名ということで、計6名退職がございましたので、マイナス3名というような状況でございます。

こちらにつきましては、定員管理上、徐々に合併以来人数的に職員数を減らしてきた状況もございますが、令和3年度末では定員管理数では81名、実数では77名でございます。それと休職者がございまして2名ということでございます。実質75名という形でございます。

今年度につきましては、定員管理上は79名の定員、現状は76名、うち2名が休職中ということでございますので、実質74名という形になるかと思います。

こういった状況の中で、専門職につきましても計画的に、中長期的に雇う観点から、採用していかなければならないというふうに考えております。また一般職につきましても、新卒、それから社会人基礎等の募集枠を設けしまして、全職員の年齢バランス、こういったものを考慮しながら、採用を実施しているところでございます。

一方、一定の学力、それから資質を備えた人材の確保を基本とした上で、年齢バランスを考慮した採用というのは非常に厳しさもございますので、今後も中長期的の観点から専門的な分野の職員についても必要な資格を有する人材、それから職員の年齢バランス等も考慮した中で、採用のほうを考えてまいりたいというふうに考えております。

それから定年延長制度の導入に伴います関係でございますが、高年齢層の職員が最長で5年間継続して勤務していただくことができる制度が導入されましたので、この定年延長の対

象となる職員と、早期に面談を行いまして、職員の働き方についてお聞きする中で、翌年度以降の職員採用といったところでも検討していく必要があるというふうに考えております。

また、職員の活力の維持につきましては、若い人材の力が必要不可欠というふうに考えておりますので、高齢層の職員の能力、それから経験を生かしながら、若年職員の採用もコンスタントに行う中で、ときには専門的な知識を有する人材の確保も視野に入れながら、行政サービスの提供に必要な職員を確保していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（待井安登議員） 8番、山田議員。

○8番（山田直幸議員） 今、お伺いした中でも、やはり若い人材も雇用していかななくてはいけないという中で、職員の数も合併当初から比べまして庁舎内の人数は減ってきていると思いますが、もし今わかればいいんですけれども、庁舎内の職員様方の平均年齢というのはどれぐらいなのかなというのは、ちょっと知りたいので、お願いいたします。

○議長（待井安登議員） 総務課長。

○総務課長（窪田信幸） 申しわけございません、平均年齢の資料、持ち合わせておりませんので、またということで、お願いいたします。

○議長（待井安登議員） 8番、山田議員。

○8番（山田直幸議員） それでは職員の雇用について、2番目の質問としまして、職場環境の相談などできるコンプライアンス委員会の相談窓口が庁舎内に設置、機能し、村長が公約でもうたっている風通しのよい職場環境というのはできているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（待井安登議員） 村長。

○村長（太田守彦） ご質問の前に、ちょっと先ほどの答弁の中で雇用の関係でございますけれども、私、そば処さかいと申し上げましたが、筑北農場でございまして、実はいちご園、来年度から指定管理にかわるということで、プロポーザルを受けましたが、その中でいろいろな将来構想は伺っておりまして、ちょっと間違えましたので、訂正させていただきます。

それでは、風通しのよい職場づくりと職場環境はできているかという質問に答弁いたします。私は風通しのよい職場づくりと、それから社会情勢などの変化に強い職場づくりを目指したいという思いから、就任時に職員への訓示を行いました。1年がたちまして、まだ満足のいくレベルに達したとは思っておりません。

議員ご指摘の職場環境の改善につきましては、私は風通しのよい職場づくりが必要になっ

てくると考えておまして、その風通しのよい職場づくりの基本と考えておるのは、やはりホウレンソウの部分でございます。報告、連絡、相談、特に相談という点が弱いのかなと感じているところであります。これについては職員と課長間、課長と村長間、職員と村長間、いずれの関係においても相談しやすい環境づくり、それが働きやすい職場づくりにつながっていくと考えております。

また、コンプライアンス委員会の設置というご提案につきましては、現時点で必要と考えておりません。なお相談窓口という点では総務課がその窓口となっております。先日労働組合の新役員さんと意見交換をいたしました。筑北村の合併以降、新規職員の採用を控えてきたことによりまして、年齢構成面でベテランと若手とのギャップが顕著なこと、また女性の比率が低いこと、それから村外の在住者がふえている点など、課題の共有をしたところでございます。そういう形で考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（待井安登議員） 8番、山田議員。

○8番（山田直幸議員） 村長も最初の1年は準備段階と考えて、非常に忙しい毎日を送っていたと思います。村長を支えている個々の職員とのコミュニケーションをしっかりとっていくことが非常に大切だと感じております。いろいろ案件のあることについて、村長答弁の中でもスピード感を持って進めていきたいということを言われていますが、職員との協力なしではスピードも上がってこないなと私は思っております。今後も協力し合って村長の思う公約実現へ向け、筑北村を前に進めていただきたいと考えております。

以上で8番、山田の一般質問を終了させていただきます。

○議長（待井安登議員） 以上で8番議員の一般質問は終了しました。

途中でございますが、ただいまから暫時休憩といたします。再開は午後1時ちょうどとします。それでは休憩といたします。

休憩 午前11時45分

再開 午後 1時00分

○議長（待井安登議員） 休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

◇ 櫻 井 新 一 議 員

○議長（待井安登議員） 順番 5、1、麻績村とのバス協調のその後の経過について、2、道路脇等に捨てられるごみ問題について、3、坂井地区にある安坂將軍塚の保存状態について、4、とくら、坂北荘等の入浴施設について、5、役場の各窓口表示について。9 番、櫻井新一議員。

9 番、櫻井議員。

○9 番（櫻井新一議員） 9 番、櫻井です。12 月議会の一般質問をこれから行います。

1、麻績村とのバス協調のその後の経過について、2、道路脇等に捨てられるごみ問題について、3、坂井地域にある安坂將軍塚の保存状態について、4、とくら、坂北荘等の入浴施設について、5、役場の各窓口表示についての 5 点を質問させていただきます。

まず 1 番目の 3 月議会のときにバスの麻績村との協調について質問しましたが、今年度中に話し合いをやるとの答弁をもらっていますが、その後の経過はどうなっているか、お伺いしたい。

これ以降の質問については、質問席にて行います。

○議長（待井安登議員） 総務課長

○総務課長（窪田信幸） それでは議員のご質問にお答えいたします。経過についてということでございますので、まず最初に長野県が主導となっております法定協議会と長野県公共交通活性化協議会松本地域部会が、5 月に第 2 回目、9 月に第 3 回目ということで開催をされ、市村の取り組み状況など意見交換を交わしております。このほかに協議会とは別に、麻績村さんとは事務担当レベルで 7 月にバス運行について意見交換をさせていただいております。この際、双方のバスの運行について情報交換を行い、形態に違いがあることを改めて認識し、バス運行の統合等は簡単に進めない状況であるということを再認識したところであります。

共通の課題も多く、解決に向けて歩調を合わせて検討していくということで、今後も検討していくということで話し合いを終了したところでございます。

以上でございます。

○議長（待井安登議員） 9 番、櫻井議員。

○9 番（櫻井新一議員） お答えいただきまして、聞きますとなかなかうまくいかない、簡単

には進めないという話は、今、わかりましたんですが、公社みたいなものをこしらえて、協調して、麻績村と共同で何とかやれるような方向を考えていかれるかどうか、ちょっと検討してみてもらいたいと思います。

続きまして、2番目にいきますが、コロナの騒動のためにここ数年ごみゼロ運動でのごみ拾いができていないように思われる。それもあってか、例えば四十八曲峠付近や、向原団地の草刈り後の草捨て場のあたりとか、それから乱橋から旧四賀村へ抜ける峠付近道路わきにごみが捨ててあるのが、私は時々現場へ行ったりするので、よく見かけるんですが、そこで5月30日には「ごみゼロの日」というふうな運動をやっているというふうには聞いておりますが、そのように一斉でなくてもよいので、村民が集まるようなときに、例えばちょっと目的外とは思いますが、防災訓練の日でもいいので、ごみ袋とごみをつかむはさみ等を村が貸与して、村民から、防災訓練が終わってからもいいと思うんですけども、そういうものをやってもらったらどうかと思っています。

また、私、新潟県出身なんですが、新潟県では道路わきにお地藏様を立てましたら、ごみは少なくなったという話を聞いております。そういうことの検討をしたらどうかと思いますが、それについて伺います。

○議長（待井安登議員） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（堀内克美） それでは一斉でなくても村民に協力していただいて、ごみ拾いを行ってはどうかというご質問について、お答えいたします。

ここ数年、ごみゼロ運動については、議員おっしゃられるとおりコロナウイルス感染症拡大防止のため、やむなく中止しています。また今年度も状況を見て別時期の実施について、検討することとしていましたが、収束に向かう状況には至らないため、本年度も中止せざるを得ない状況だと考えています。

現在は春の衛生週間に、ごみ袋を配布し、地域の皆様に美化運動に努めていただいているところでございます。今後、春以外に村民の方の協力を得て行えるような方法も考えていく必要があると考えているところです。

また、議会におかれましても、議員の奉仕活動の1つとしてご検討いただければ大変助かります。

以上でございます。

○議長（待井安登議員） 9番、櫻井議員。

○9番（櫻井新一議員） 議員も今後何かいろいろやるときに、皆さんにも、もう、わかって

おられると思いますので、協力したいと思っております。

続きまして、観光協会の設立を目指しているんですが、今現在、当村には全国に知られているような観光資源がないと思っています。しかし私、いろいろ調べてみると、たくさん古墳があるんです。それで旧坂井村のときに、昭和 37 年に、坂井地区に安坂將軍塚というのがありまして、そこを発掘調査しております。その中に、そのときには、もう既に結構盗掘された古墳があつて、荒らされた古墳があつたそうなんですけれども、それでも発掘しましたら、その埋葬の中に直剣、鉾、砥石が見つかったそうです。直剣の素材の鉄が、日本の鉄ではないのではないかと私の知り合いの刀鍛冶の方がおっしゃっておられました。これら発掘された古墳、それとちょっと質問書には書いてなかったんですけど、直剣を専門機関に調べてもらうことができるかどうか、そういった盗掘された古墳をきちんと再生すること等を考えているかどうか、伺いたいです。

○議長（待井安登議員） 教育長。

○教育長（滝澤昭文） それではお答えします。ご質問の安坂將軍塚は、村指定文化財となっております。広葉樹林の中にあるため、一部は落ち葉に埋まっておりますが、古墳の形状は確認でき、現在のところ保存状態に問題はあるとは考えておりません。

文化財の管理は、その所有者が行うこととされていますが、教育委員会としましても文化財調査委員による文化財の点検を実施しております。

以上です。

○議長（待井安登議員） 9 番、櫻井議員。

○9 番（櫻井新一議員） 今、回答をいただいて、今の現状のままでいいという話は聞いたんですが、私が現地を見ましたら、結構穴の状態になっていて、水がたまりそうになっていたりして、あまり見ばえもよくないような気がします。なおかつそこまでに行くツールといいますか、道路が一応散歩道という形状になっていましたけれど、なかなか上りづらく、結構急でもあるし、特に子どもも含めて年寄りも、そういうところを例えば観光資源にするというのであれば、手すりを設けるとか、道路整備等もう少しきちっと村でも考えてもらいたいなと思って見てきました。

そのころ坂井村でやったときの安坂積石塚というんだそうですけれども、その資料は実は私の手元にありまして、いろいろと見ますと、結構歴史的にも古い時代のもので、なおかつ安坂という名前が祖先が実は生坂村のほうにおられるんですけれども、安坂という名前をもらうは天皇からもらったんだということも書いてありました。それから非常にこういうこと

を一生懸命広報すれば、全国的にもこういうことに興味を持っている方が、今、たくさんおられると思うので、一生懸命広報をやっていただきたいと思っております。

○議長（待井安登議員） 教育長。

○教育長（滝澤昭文） ただいま申し上げましたように、文化財の管理につきましては所有者、これは民地にありますので、山林の所有者の方が古墳の所有者になるかと思いますが、その方がもし保存のために建物を、屋根をかけたいとか、そういうことで保存したいというお考えがありましたら、それに対する助成はできます。

また、現在の保存の状態について、上屋根をかけるとか、そういうことは適切、そういうほうが適切であるとは文化財の調査委員のほうでは考えていないです。

以上です。

○議長（待井安登議員） 9番、櫻井議員。

○9番（櫻井新一議員） 確かに覆いをかけてやる必要はないかなと私個人は思っております。ただ、要は穴ぼこみみたいな状態になっているのを見ますと、ちょっといくら何でも何かと思うので、埋め戻しするのが適切かどうかは私もちょっと判断しかねるんですけれども、村当局、教育委員会としても、今現在の持ち主の方がらっしゃいますから、それとちょっと協議をしていただけると、私としては観光資源としての体裁が整うのかなと思うので、提案させていただきます。

続きまして、この村の入浴施設についてですが、今回とくらのみがあづみ野エフエムで宣伝はしておりますが、その他の温泉施設については全然やっておられないなというふうに見受けられます。もちろん管理者の考えで宣伝する必要もないということであるのかどうか、ちょっとそこところが私は判断できないでいるんですけれども、そういうことについては、宣伝する考えは持っているのか、それとまたある方にちょっと言われたのですが、施設によつての対応がちょっと違ったりしているというふうな話を聞かされました。具体的なことは控えますけれども、そういうことに対しても村としてはどういうふうに考えているか、伺います。

○議長（待井安登議員） 観光課長。

○観光課長（中澤明彦） まず各施設の宣伝でございますが、その施設ごとの営業形態が異なりますので、宿泊や日帰り宴会など、村内外の方々の利用が対象となるとくらでは、四季折々の宴会プランを考え、村内でのチラシ配布やエフエムのほうで宣伝を行っております。また宿泊におきましては、インターネット等も活用した中で宣伝をしているところでございます。

坂北荘につきましては、平成 23 年度に業務変更を行いまして、食堂と日帰り宴会、今は食事会と普通の食事しかやっていないわけですが、入浴業務としたことから、主な利用対象が村民ということになっております。そのためとくらほど宣伝広告費に現在は予算をかけておりません。年に数回村内にチラシを配るのみで営業をしてまいりました。よって、施設により宣伝広告費に差が出ているのは確かでございます。

新型コロナの影響により、坂北荘の経営もさらに厳しく、売上は伸びていますが、厳しい状況は続いております。近年はテイクアウトに力を注ぎ、施設の売り込みをしておりますので、必要に応じ宣伝をしてまいりたいと思います。

また、各施設所管は観光課でございますが、支配人を置いております。新聞に坂北荘のイルミネーションといったようなことも掲載していただいておりますので、そういった各温泉施設の職員の中でも、そういったPR活動についていろいろ意見を出していただきながら、やってまいりたいというふうに考えています。

また、各温泉施設の対応の違いということでございますが、多分議員のおっしゃられるのは私もちょっと聞いたことがあります、3施設共有のポイントカードのことであろうかというふうに考えております。これにつきましては、すべての施設で同じ対応が必要になってきます。仮に特定の利用者に融通をきかせてしまうと、それが広まり、施設によって対応に差があるという話にもなりかねませんので、指定管理者の施設を含めた3施設で打ち合わせを行い、共通認識を保ってまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（待井安登議員） 9 番、櫻井議員。

○9 番（櫻井新一議員） 対応についての質問をさせていただいて、その中身についてのいい方向にいくような気がしますので、今後ともよろしくお願いいたします。

それで、ちょっと時間も早いんですけども、5 番目に移ります。5 番目としては、これは単なる提案なので、取り上げてもらえるかどうかわからないんですけども、今後のグローバル化に備えて役場の窓口表示について、英語表示を加えられないか、伺います。ほかのいろんなところに行きますと、中国語や韓国語の表示をされているところもあるんですが、そこまでは私は問わないんですけども、できれば英語表示だけでもできるかどうか、伺います。

○議長（待井安登議員） 総務課長。

○総務課長（窪田信幸） それではお答えいたします。英語を初めとする多国語表示につきましては、平成 26 年に国土交通省、それから観光庁が、「観光立国実現に向けたアクション・プログラム」の一環として、観光面を初め防災面、それから公共交通機関などにおいて、多言語対応について一定のガイドラインが設けられ、各自治体もそれに従い多言語対応を図ることとされております。大都市や人口が多い市町村では、おのずと外国人観光客や労働者が多いわけですが、本村では役場窓口を初め温泉施設等の外国人訪問者はごくわずかでありまして、現在も案内表示を見て、窓口へ来られる方はほとんどなく、直接役場窓口の職員にお声がけをいただきまして、職員が対応しているといった状況でございます。

したがいまして、現段階では英語表示等の多言語対応は不要と考えております。しかしながら今後、国や県の動き、それから観光客などの動向を踏まえながら、多言語対応については検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（待井安登議員） 9 番、櫻井議員。

○9 番（櫻井新一議員） お答えいただきましたが、本村は外国の方の出入りが少ないので、やる必要はないと考えていると言っておりますが、観光協会を設立するぐらいに考えているんだったら、できれば早めに表示、そんなの金がそんなにかかるわけでもないわけです、簡単なことだと思うので、できればせめて英語だけでも表示していただきたいと私は考えています。

以上で私の質問を終わりますが、最後に私が当選させていただいてから 1 年がたちました。今後もっと村全体のことを把握し、また、勉強して、よりよい提案ができるように努力します。

以上、9 番、櫻井の質問を終わります。

○議長（待井安登議員） 以上で 9 番議員の一般質問は終了しました。

◇ 勝 田 昇 議員

○議長（待井安登議員） 順番 6、1、令和 5 年度の「住みやすい村づくり」重点予算と施策について、2、公共交通利便性向上の施策について、3、観光行政の進捗状況と目指す企画について、4、行政改革について。10 番、勝田昇議員。

10 番、勝田議員。

○10 番（勝田 昇議員） 10 番、勝田です。

私は 12 月の定例会の質問で、今までの同僚議員と同じような質問事項が多々ありますので、違った角度から、また違う点でお伺いするかもしれませんので、お答えできる方、ぜひお答えいただきたいと思います。

最初は、村長が 2 年目の予算編成に向けてどのようなお考えでつくられたか、皆さんお伺いしたとおりのいろいろなことで、村長も 2 年目を迎えて、ご自分の村政の道を開くといえますか、その辺のことで予算編成に向かわれるし、今、実際にこの場においても令和 5 年度の村政運営に関することで、多分いろんな趣向を凝らしていただいていると思います。そこで同僚議員からも予算についていろいろお伺いしました。私は村長が村長選を終わりにして、向原の私の選挙事務所にお寄りになったとき、玄関口にお立ちになりまして、これからは「福祉頑張ります」というお言葉をいただいて、改めて新しい、また坂北からの村長であるし、この 46%を超える高齢者の村政運営に関して、ぜひこの言葉を信じて、令和 5 年太田村政の初めてといえますか、継続、今までは何となく継続というような、継承というような言葉がふさわしいようなことでしたと私は思いますので、ぜひ令和 5 年度、住みやすい村づくり、その中で重点的にお言葉をいただいたように福祉に関しての村長の思いなり、5 年度に向けた予算編成に対する思いをご質問いたしますので、お願いいたします。

以下の質問は質問席で行わせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（待井安登議員） 村長。

○村長（太田守彦） 勝田議員のご質問にお答えさせていただきますが、私も住民福祉の向上というのは、これはもう 4 年間、永遠の課題でございますし、今、抱えている最大の課題は若者定住であるということは申し上げてきたわけでございます。

現在、来年度の予算編成につきましては、策定中でございますし、私の村長査定は来年 1 月の下旬を予定しているわけでございます。そういう中で、今までも住民福祉のサービスを各種にわたって展開してきておりまして、私自身は質の高いサービスが提供できているとは感じておりますけれども、一番はきちんと来年度の財源を確保した上で、プラスアルファとしてどういったものが提供できるか、これについてはまた予算の骨格が固まって、お話をさせていただきたいと思いますので、現時点でちょっと具体的なメニューということで想定はしているものは幾つかございますが、申しわけありませんがご理解をいただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○議長（待井安登議員） 10 番、勝田議員。

○10 番（勝田 昇議員） 今、村長がお話しいただいたように、村長の思いの中で福祉行政、福祉予算ということで、お考えがあると思うんですね。そこでお伺いするのは、今はもう、冒頭で申し上げたとおり、同様の予算についての質問もありました。ですから繰り返すつもりはございませんが、1 つだけ村長の思いとして、頭の中にあることでも、今後採用しなきゃいけないということでも結構ですので、ぜひ、私がお伺いしたいのは、今までご答弁をいただいた各課それぞれの方々の中で出てくるのがいつも財源という言葉ですね。村長、この財源をない村、観光資源がない、何もなないないないで、財源もない、だけれどもサービスは向上させなきゃいけない、ならば村長の財源つくる方策を伺いたい。よろしくお願いいたします。

○議長（待井安登議員） 村長。

○村長（太田守彦） まず勝田議員もご存じのとおり、うちの村の財政力指数は 0.16 でございます。これは県下において下から数えて 5 ～ 6 番目です。やはり財源がないということもあれかもしれませんが、私は毎日書類の決裁を 1 時間程度やりますけれども、本当に修繕費のはんこをどのくらいつくかということで、本当にありとあらゆるものの修繕費は本当に大きい部分でございます。それでやはりこれだけの建物を維持していく、それから既存のサービス、これを提供していく、やはりここは大事な部分でありまして、今、うちの村の財政状況は基金を積み上げました。今回も 2 億円ほどの基金を積み上げておりますけれども、一たんこの基金を取り崩しを始めたら、もう財源はどんどん減る一方でございます。

片や、今、いろいろな区要望をいただいておりますし、議員の皆さんからもいただくんですが、いわゆる高齢化が進んで、村に要望される事項が非常に多くなっているわけですが、そういう中でやっぱり順位づけをしなければいけませんし、それから企業誘致等も、住宅建設等も進めていかなければいけないということで、バランスをとりながら進めていかなきゃいけないと。決して財源を言いわけにしているわけではないんですが、稼ぐ部分がないわけですから、今ある財源の中でやりくりをしていくという、そういう財政運営になるので、今回ちょっと話は飛んでしまいますけれども、給食費につきましても一たんサービスを、無償化というサービスを実現すれば、これは続けていかなきゃいけないわけですね。そんなに簡単にこれはできません、やめましたというわけにはいきませんので、私はある意味、責任感を持って財源をある程度健全化を維持しつつ、進めてまいりたいと思っております。

そういう中で、福祉につきましても、同様の考え方でありまして、あえて私の中で

考えているのは、これから介護予防の部分が非常に必要になってくるかなというふうに思っております。そこら辺の部分については、今後の村の人口構成もそうですけれども、住民福祉課とも相談しまして、介護予防を図りながら、皆さんにいわゆる豊かな老後を迎えていただくということを考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（待井安登議員） 10 番、勝田議員。

○10 番（勝田 昇議員） 今、お伺いしますと、やはり村長の心の中といいますか、思いの中にやはり 46%を超える高齢者の今後の生活といいますか、そういうことをよくお考えであるということはわかりますが、無い袖は振れないというように、では有る袖をつくるにはどういう施策をしなきゃいけないかということだと思うんですよ。私、今までも以前の質問でも、やはり交付税を上げるためにはどうしたらいいか、ほかから住民を募るということがあるとか、それからもう 1 つは、ではそのためには長野県、原村さんですね、あそこがシングルマザーを移住してみるとか、いろんな方策があると思うんですね。私、一番先に、一番質問して思い出があるのは、冠着荘のあのプール、何年寝かしておくんだと、あそこに養殖でもしたらどうだと。それも私も研究して、いろいろ群馬大の光の養殖機とか、そういうことがあります。

だからどうやったらそういう財源を生み出すかということを、ぜひ全課挙げて、前の同僚の質問にもありましたように、そういうひとつ観光課や総務課ではなくて、課を横断したプロジェクトということでお考えいただかないと、いつまでたっても財源財源ということになりますので、ぜひそれが財源がないからできないのではなくて、財源をつくるための種をつくるというような考え方を持っていただかないと、毎度のお金の話をするとうち財源がない。財源がないならつくれよというのが普通のことですよね。村政運営で、そんなに簡単に財源はつくれないということであるならば、せめて今までの方針を変えてでも、例えば私、何度も言っていますが、使用料が無料な村と、使用料をいただいても財源がないところと、私が言っているのは体育館とか運動場の使用料ですね、そういうものの、もう一度再確認すると生まれるんじゃないかと思うんですね。

ですからその辺のところを、それを全部、今、私が言うように、福祉に充てろとはいいませんけれども、そのようなことを考えて、福祉予算をぜひお考えいただきたいということを申し上げて、次の質問のバスを利用して、入浴バスの質問に移りますけれども、先ほどどなたかが質問すると、これもまた財源がないからできない。そう言われちゃうともう、この質問がしょうがないので、ただ、その中で工夫ってあると思うんですね。

松本市もお年寄りに無料入浴券とか配っていらっしゃる。前にも私、言いましたけれども、お風呂は1人入っても沸かさなきゃいけないですね。100人入っても沸かすんですね。だとしたら村民の健康を考えたら、バスを1台、余っているバスを、余っているという失礼ですけれども、そういうものを回して、先ほど教育委員長もおっしゃっていましたが、コミュニティ不足。ちっちゃなコミュニティから、温泉入りながら、今日よかったねと言いながら、さすがに太田村長はバスを回して温泉まで使ってくれるよというような方針を立てること、それを発信すること、このことがやはり村人の皆さんの心に一等響く施策だと思います。これ大してお金かからないと思うんですけれども、村長、いかがですかね。

○議長（待井安登議員） 村長。

○村長（太田守彦） まず最初に、勝田議員の人口をふやす、財源をふやすという中で、地方交付税をふやすためにどうするかということでありますが、今年度私はウェルネス高校が、もともと地方交付税の算定基礎になるのは国勢調査でございますので、これは周期調査であります。そういう中で、やはり国勢調査だから人口をふやすという考え方ではなくて、常に住民の皆さんには住民票を、とにかく移住したときには住民票を登録してもらいたいということでかねがね申し上げますので、移住者につきましても、それからウェルネス高校の生徒さんで寮に入っていられませんか、こちらについても本年度入学祝い金を創設した中で、住民票があることという条件にしましたので、10人以上はそういう形でふえておりますし、あとほかにこれから政府が進めるマイナンバーカードにつきましても、普及率によって交付税も変わってくるということで、力を入れて取り組んでいるつもりですので、ご理解をお願いしたいと思います。

それから今の2番目の村のバスを利用しての入浴バスということでございまして、これにつきましては公約と掲げていた部分もありますが、想定以上に新型コロナの感染が本年度拡大しまして、なかなか村民の皆さんが外へ出られる機会がなくなってしまいまして、その分、逆にそういう啓発活動が大変大事かと思っております。

ただ、村でも入浴券、通常1人3枚にプラスアルファ、コロナ支援金をいただきまして、プラス3枚ということで、お1人当たり6枚お配りしているんですが、なかなか利用率が上がってこないところであります。足の便もあるかと思いますが、再度そういう中でバスを利用した温泉利用をお願いしたいというふうに考えております。

それから財源がないとおっしゃられたのは、AIを使った自動運行に関しての導入でございまして、これはまたご質問があるかと思っておりますので、そのときにお答えさせていただきます。

す。

○議長（待井安登議員） 10 番、勝田議員。

○10 番（勝田 昇議員） 財源がないと何もできないからということで、私の知る限りのことをお話しさせていただきましたけれども、とにかくやはり安全・安心と言いながら、そういうものの提供ができないということは、やはりどこかにちょっと歪みがあるんじゃないかと感じていますので、ぜひそういう何度も申し上げますけれども、半分に近い人が、65 歳以上が 46.7%というような数字ですので、その方々がこれからも安心・安全な筑北村に住むと、また、そしてその地方、私どもの筑北村から見れば名古屋でも東京でもどこでもが地方なわけですね。ですからそういうところからこちらのほうに訪ねてこれるというような仕組みもまたつくることも肝心だと思いますので、ぜひお年寄りがうちの村はいいんだよ、見にきてごらんというようなメッセージを各家族に発信できるような施策をお願いして、次の質問に移ります。

次は村内の 3 駅で通学定期の補助金を出した、非常に好評であるということですが、簡単にその利用者の状況をお伺いしたいと思うんですが、お願いいたします。

○議長（待井安登議員） 総務課長。

○総務課長（窪田信幸） それではお答えさせていただきます。通学定期購入補助金の利用状況ということでございますが、予算の説明時の利用想定者数ということで 164 名ということで想定をさせていただきました。11 月末現在での利用状況につきましては、52 件ということでございます。9 月 20 日より補助制度を開始いたしまして、通学定期の補助金対象販売額といたしましては、182 万 1,390 円。このうち補助金交付額といたしましては、35 万 6,100 円という金額でございます。

村内 3 駅での通勤、これは申しわけございませんが、通勤を含めた 9 月から 11 月までの定期券の販売件数を令和 2 年度との対比でいきますと 113%の増、それから令和 3 年度の比較では 102%の増というようなことでございます。販売額といたしましては令和 2 年度の対比では 121%、令和 3 年度対比では 117%の増ということでふえているという状況でございます。

この補助制度が実施されたということもあろうかと思いますが、駅の売上には寄与しているのではないかとということでございます。

なお村外から筑北村へ通学されている方の補助の件数といたしましては 13 件ということでございます。

以上でございます。

○議長（待井安登議員） 10 番、勝田議員。

○10 番（勝田 昇議員） 今、詳しくいただきましたけれども、最後にお話しいただいた、これちょっと村外者の方にこういうことで補助をするというのはいかがかと思うんですが、とにかくそういうことで、今後も、今、村長がおっしゃるように、住民票が利便、使えるようにということで、ご努力いただいたことに関しては、私はいいと思うんですね。だけれどもやはりそうであるならば今、この次の質問になりますが、本当に筑北村に病院というか、かかりつけ医さんに行くと、ちょっと松本の病院や長野の病院というようなことで、お話があるんですね。今、村長がやはり学生、通学者に対してのそういう細やかな施策の中で、補助金を出すとするならば、この村に長くお住みになっているお年寄りが通院に行くときは結構大変なんですね。ですからもしそういうことであるならば、学生さんにも優しく、ではこの村で今までご苦労なさったお年寄りにもまたそういう点の通院のための補助金、そのようなことのお考えは、考えていただけるかどうか、ひとつお答えいただけませんか。

○議長（待井安登議員） 村長。

○村長（太田守彦） 通学定期に対して補助しているので、ならば高齢者の通院への補助をしたらどうかということでございます。

通学定期につきましては、これは村外から来られる方ということもありますけれども、目的の1つは、一番大きな目的はJ Rの駅の利用促進でございまして、以前6月の定例議会で吉池議員からもご提案がありましたけれども、これ以上快速化が進んでしまうと駅飛ばしが進行してしまう、J Rはほぼ販売実績に沿っていろいろなことをされますので、そういうためにも駅の販売実績を上げましょうということで計画したものであります。したがって補助率も一応2割1万円ということで抑えておりますので、これ以上の金額になれば、当然これは村外の方についてはちょっと問題かなと思いますので、2割ということで設定させていただきました。

それから今のご質問の中の高齢者に対しての交通費の一部補助ということで、これはいろいろ検討課題が多いと思っておりますので、まず私が考える検討課題についてお話をさせていただきたいと思います。村外の医療機関を受診するのは、子どもから高齢者まで幅広く、その中で高齢者だけ限定して補助していくのが公平性の観点からどうかという、まず考えがございまして。それからこの制度の運用について、議員はどのようにお考えかわかりませんが、実際に村外の医療機関を受診された場合、高齢者はその都度通院を証明するもの、

そして交通機関を利用した領収書を添付して申請していただくということで、こうした書類を毎回つくって、窓口か郵送にて申請していただくことになります。役場では、申請書1つひとつを職員がチェックした上で、不備があれば訂正した後、それぞれの口座へ振り込むということで、事務が非常に煩雑でありますし、それから高齢者が多いわけですから、相当な事務量になる。当然現状の職員では足りないので、会計年度任用職員等を増員しなければいけないのかなということも考えられます。

それからやはり税制面においてですが、ご存じのように年末調整の医療費控除では、通院に要した交通費は所得税の控除対象になっているということもございます。

そのほか、逆に自家用車で通院した場合はどうするか、あるいはそのときの駐車場料金、こういったものも発生する問題として整理をしていかないと、やはり制度設計上難しいと思っておりますので、検討事項も大変多いということをご理解いただきたいと思います。

○議長（待井安登議員） 10 番、勝田議員。

○10 番（勝田 昇議員） 村長がおっしゃるように、非常に事務も繁雑、事務の繁雑化を防いで住民サービスの向上を図るということで、今、政府が行っているのがガバメント。これは前にお話ししたかもしれませんが、マイナンバーカードをどうしてつくるかといったら、やはりそういうところの個々の情報を1カ所に集めて、それを精査していくということですね。もう既にさっき村長がお話いただいたように、非常にバスを利用してではITとか、そういうのは大変ですよ。だから今からガバメント・クラウドが成り立つ、その先として考えておかないと、今すぐって何もできないですから、だからその辺のところのお考えをぜひあって、これからのDX、ガバメント、そういうことのお考えをいただきたいということで、今、村長が経費の点からいろいろご説明がありましたので、ぜひそういうことも含めて、これからそういう医療に関する問題とか、これからのDXの問題も考えていただきたいと。

これ実は、前橋市はもう、マイナンバーカードを持ってタクシーで使うと、マイナンバーカードをずっとやるともう割引なんです。そのためにもDXの推進ということ、マイナンバーカードという保険証を使ってどうのということのためにやっているもので、これ職員の手を煩わさないでもそういうことができるシステムをつくらなければいけない。そこに力点を置いて、ぜひお考えいただきたいと思います。これは今すぐのことではないので、これは結構です。一方的に申しわけないんだけど、村長とITの話をするとも30分では間に合わないから、もう、それは結構。ぜひそういうことを念頭に置いて、お考えいただきたい。

時間がなくなりますので、次の質問に入りますけれども、皆さんが観光協会という話がありまして、いろいろあったんですが、これ皆さんがご質問したので、一言だけお願いしたいんですが、わかれば結構ですけれども、この観光協会に必要な賛同、得られるといたしますか、協力者といいますか、村内には飲食店、それと宿泊、民泊も含めて、総体的に何ルームと何軒くらいありますか。

○議長（待井安登議員） 観光課長。

○観光課長（中澤明彦） 先ほども宮下議員のところで答弁させていただいたんですけれども、今のところどのくらいの賛同者が集まるかというところは把握はできておりませんが、当然村内の飲食店とか、個人で経営されているお店とか、あと商工会、また観光事業者も唯一1社ございますので、そういったところへ積極的に働きかけていきたいというふうには考えているところでございます。

以上です。

○議長（待井安登議員） 10番、勝田議員。

○10番（勝田 昇議員） 私がそういう観光業さんの方にお世話になった時期もあります。観光協会ってその飲食店とか、旅館さんとか、そういう組合さんがその橋渡しをするといいますか、行政との。そのために観光協会というものをつくっているんですね。私の経験ではそういうことで、有名なところだと福島県飯坂温泉組合、この会長もそういうことで大昔にそれを設立して、今現在、コロナ禍においてもそういうことで観光客をふやすなりの対策で打ち出しているんですね。

ですから観光協会を立てるということであれば、今、方向が定まってないようなお話の答弁を午前中お伺いしましたんですね。皆さん各議員さんがそれに質問したということは、それほどこの村に対して観光業、ない割にはそういうものを立てて、これから打ち出そうということだと思うので、いろいろとご質問した。そのご質問する議員が4名、私も含めて構いました。だから今、注目されている課なんですね。その課が、ちょっと私、答弁をお伺いしていると後ろ向き。村内向け。村外に打って出ないと観光は成り立つはずがないと私は思います。

ですからこれ言っているいいかな、宣伝とすれば前村長がいわく、ただのスマートインターじゃない、日本で初めてフル規格のスマートインター。これだけでも全国に発信すれば、国内初めてのスマートインターって、どういうところだよと。それでも人が集まるかもしれませんが。ですからぜひそういうお考えの中で、観光行政を牽引していただきたいんですが、特に

いいチャンスだと思うんですよ、インターチェンジができるんですから。そして大変な村費をかけているんですから、そのために今まだオープン5カ月、10カ月。5月に何かちょっとおくれるかわかりませんが、そのためには相当の企画案を出して、こう打っていくんだという形でないと、今まで突っ込んだ村費を本当にどうお考えなのか、本当の観光課長の先の見えたところのご答弁をいただきたいんですけど、今後、本当に観光協会どうするんですかね。

○議長（待井安登議員） 観光課長。

○観光課長（中澤明彦） 観光協会の設立には、先ほど答弁申し上げたとおり進めてまいりたいというふうに考えております。それに伴いまして、今、村の中の観光ビジョンを見直し、もてがないので一からつくり上げるところでございます。また事業計画について作成をしてまいりたいというふうに考えております。スマートインターの開通がいつになるかということとはありますが、開通にそういった協会の設立とか、企画案というものがご提示できるかどうかというのは、ちょっと何とも今の段階では言えません。

また、村内向けといいます、観光協会が目指しているのは村外者からの集客というものを考えておりますが、観光協会も将来的な組織の中にはやはり村内の事業者というのが、やはり協力が不可欠であるというふうに考えておりますので、先ほどそのように答弁をさせていただいたところでございますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（待井安登議員） 10番、勝田議員。

○10番（勝田 昇議員） 本当にぜひこの観光協会をつくる以上、それなりの、いけば一番外貨を稼ぐ、村外貨を稼ぐ課ですので、ぜひ力を入れてやっていただきたいと思います。

皆さん観光課については、ご質問したので、次の行政改革についてお伺いいたします。行政改革という中で、私は村長にぜひお願いしたいのは、行政改革推進委員の設置、これは条例でもあります。そして前の村長も8年の間で、まだやっていないと私は記憶しておりますが、どうしてこの話を村長にお願いするかといいますと、先ほどから皆さんの質問にもありましたように、DX、これを推進するためには、先ほどもちょっとお話ししたように、やっぱりこれからガバメントというような情報の一元化、それから共通、そういうことを踏まえて、やはり村政運営をお願いしたい。それにはやはり各課が各課の思いでそれぞれが走っていますと、それぞれまとめるのはまた時間がかかったり、いろいろあると思うんですね。それで私はこの議場にもないんですけど、Wi-Fiを利用した職員が自分の席でなくても、相手の例えば建設課と教育委員会というようなことであっても、同じような画面を見

ながら、同じような形をとれる。見ていますとコロナ禍において、ちょっとコロナがはやった。そうすると皆さん席をみんな移動して各部屋に行っていますね。そのたびに線を配線しているんですね。私もそういう、私が東京にいたとき、そういう会社にいたことなかったものですから、これは当然だと思っていたんですね、W i - F i でつながるのが。

ぜひその辺のことも含めて、皆さんの広い意見を聞くためにも、村長にお願いするのは、そういう委員会を立てて、ご相談いただけないかということなんですが、いかがでしょうか。

○議長（待井安登議員） 村長。

○村長（太田守彦） 行政改革推進委員会の状況については、後ほど総務課長に答弁させますがけれども、いろいろなご指摘をいただいております。村の今のW i - F i 等の話でございませうけれども、L G W A N といひまして、これは基幹系の業務でございませうけれども、一番は情報セキュリティを確保することにあるということでございますので、庁内で無線L A N、これは私は賛否がある。要するに情報漏えいの問題がございませうし、ケーブルをやっているのはそうかもしれませんけれども、私は、今、現状でどこかW i - F i が使えるエリアを指定すればよろしいかと思っておりますけれども、そういうことでご承知おき願ひたいと思ひます。

それからやはりウェブ会議はもう最近主流ですけれども、やはりウェブ会議もそうですけれども、私も最近東京でいろいろな会合に出てきていますけれども、やはり会っていろいろな会話をする、その中で情報交換もできるということで、やはりウェブのいい面とそれからまた対面でやる部分があると思ひますので、そこら辺は使い分けが必要かなというふうに思ひております。

幅広い意味で行政改革をするということは、これから役場の職員が減少していくことになりますので、そういった面で進めていかなければなりませんし、先ほどもちょっと私、質問しかけたところなんですが、マイナンバーカードが普及すれば、例えば今、児童手当の支給なんかも国が直接そのご家庭に、いわゆる振込できるわけですね。今、前橋市のお話もありましたけれども、普及が進んでいけば今度自治体はそのマイナポイント制度で思ひ思ひの施策を実現することができる。だからマイナンバーカードの普及というのは、住民サービスにとっては非常に便利ですし、役場のいわゆる職員ももっと違ったところで、いろいろな住民サービスを提供できるかと思ひますので、その意味でも勝田議員のおっしゃられるように、D Xを進めていく上でも、マイナンバーカードの普及は必要ですし、それからそのマイナポイントについても、来年度研究したいと思ひているのは、やはり個人情報にかかわってくる

部分と、それから自治体独自のマイナポイントを活用するとなると、それなりにまた研究もしなきゃいけませんので、そういった点も含めまして、またいろいろご意見をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（待井安登議員） 10 番、勝田議員。

○10 番（勝田 昇議員） ちょっと時間もなくなってきましたので、今、村長がおっしゃられたように、私が行政改革の委員を設置してほしいというのは、今、村長がおっしゃったように、そこに向かうためにはやはり皆さんの意見を吸い上げる機関といいますか、それを検討する機関が必要なのではないかなということで、ぜひそういう会議を設置していただいて、多くの情報を吸い上げていただいて、今、村長がおっしゃるようなそういう施策に移っていただきたいと思うことがありますので、ご提案申し上げたところなので、マイナンバーカードはやれば 65%以上でないと本当に人件費と機械代とダブルなんですね。だからどうしても 70%を超えないと意味ないんですね。それはよくご承知のとおりなので、今、進めていただいていますので、そのまま進めていただきたいと思いますけれども、よろしくお願いいたします。

あともう 1 つなんですが、この筑北村の中の職員さんが提案制度というのがあるということで、これも規定できまっていると。お伺いしたいのは、総務課長ですかね、担当は。そこにご質問表にあげたとおり、何件ぐらい、どのくらいの、どういうことがあるか、お伺いしたいと。

○議長（待井安登議員） 総務課長。

○総務課長（窪田信幸） それではお答えいたします。令和 2 年度からの件数ということでございますので、お答えします。令和 2 年度からの職員提案につきましては 2 件でございます。内容につきましては、これは内部的な内容になりますが、人事異動に伴う事務の引き継ぎの関係、これのチェック機能の強化というようなご提案がございました。それともう 1 点につきましては、テレビ松本さんが行っております筑北村チャンネルの災害時の防災カメラ映像の自動切りかえという、こういった提案でございました。

1 件目の内容につきましては、これについては採択という形になっておりますが、2 件目のテレビ松本さんの防災映像につきましては、これについては自動化は非常に困難ということではございますけれども、村から要望をさせていただいて、現在、運用改善されたというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（待井安登議員） 10 番、勝田議員。

○10 番（勝田 昇議員） ぜひ村長がおっしゃっていたかとも思いますけれども、トップダウンとボトムアップというようなところのこの制度というのは、その絡みだと思いたすので、ぜひ庁内の職員の皆さんから、いいアイデアなり、これから改革しなきゃいけない点等ということをして希望して、私の質問を終わりにします。ありがとうございました。

○議長（待井安登議員） 以上で 10 番議員の一般質問は終了しました。

◇ 鎌 田 欣 子 議 員

○議長（待井安登議員） 順番 7、1、猫の避妊、去勢手術への支援について、2、筑北スポーツクラブについて、3、観光協会設立について、4、学校給食の無料化について。11 番、鎌田欣子議員。

11 番、鎌田議員。

○11 番（鎌田欣子議員） 11 番、鎌田欣子です。12 月の一般質問は、今、議長が読み上げたとおり 4 つの質問を予定しております。同僚議員が質問している部分もございますので、3 つくらいに絞りたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

最初に、猫の避妊、去勢手術への支援についてということで、質問させていただきます。

村には多くの野良猫、いわゆる保護猫、地域猫がおります。私の友人がたまたま猫のボランティア活動をしておりまして、そのボランティア活動の中で私がこの野良猫をどうにかしないといけないなということを感じまして始めたことであります。

そこでまず私の友人のお話から始めたいと思います。私の友人、友達はたまたま松本に住んでおりまして、猫のボランティアをしております。そのボランティア活動の中で、平成 14 年 4 月に要望書を出しました。長野県全体で取り組むことに長野県へ出しました。長野県で県全体がその件を取りまとめることになりまして、その当時松本保健所管内では猫の殺処分が 1,500 とありました。平成 15 年から保健所で引き取り、削減と殺処分数を減らすための教室、猫の飼い方等をしまして、翌年には 500 頭ほどになりました。そして 20 年が経過した今現在では、年間で約 25 頭ほどになりました。その 25 頭というのも病気とか交通事故で、もう、だめというようなもので、本当に殺処分されるのはほとんどゼロという状態になっております。

そんな中で、今回の私の提言は、県の補助金が今現在は雄の去勢が 2,000 円、それから雌の避妊手術が 5,000 円ということで、申請するには松本保健所に行けば申請はできます。ですが今現在、長野県がどのくらいの状態であるかということのをちょっとお話ししたいと思います。松本市は地域猫、地域猫というのはいわゆる野良猫のことです。雄上限 8,800 円、雌は 1 万 6,500 円、安曇野市でも同じように地域猫、いわゆる野良猫を去勢、避妊手術、これも同じくらいの 8,600 円、1 万 6,200 円というような形でしております。県全体を眺めると大体 47 市町村で補助金が出されております。平均的には県の補助金は大体飼い猫に限る市町村、または野良猫、いわゆる地域猫に限る、どちらも、両方とか、それから犬も猫もどちらもというようなところもございます。

そんな中で、私も筑北村に住んでおりまして、本当に 3 つの村が一緒になりまして、自分が生まれた特に刈谷沢におきましては、すごく多くてびっくりしまして、そこからまず手をつけ始めまして、そんな中で何頭かの去勢、避妊をしてまいりました。これって見てきますと、たくさんの野良猫を減らすことに、野良猫の去勢、避妊で減らすことによって、猫がふえないという問題も解決できるような気がいたしますので、ぜひ村へこの助成、去勢手術、避妊手術の支援の補助金の申請をお願いしたいと思います。

以下につきましては、質問席で質問させていただきます。

○議長（待井安登議員） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（堀内克美） それでは猫の避妊、去勢手術への支援についてのご質問にお答えします。

野良猫や外での飼い猫については、村内においても多くの苦情が寄せられて対応しているところでございます。また今年度区要望で提出され、何らかの対策が必要であると考えているところでございます。野良猫につきましては、先ほど鎌田議員からもお話がありましたとおり、長野県動物愛護協会において、会員様のボランティア活動により避妊手術が行われています。村においても活動いただき、多くの実績がございます。村としても大変感謝申し上げるところでございます。

野良猫につきましては、会員様のボランティア活動により、一定の成果が出ているものと思いますので、村としては飼い猫や飼い犬についての対策と支援を考えていきたいと思っております。

また、この問題については、筑北村だけでなく麻績村へも投げかけ、筑北地域全体で考えていきたいと詳細を調査しながら、進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（待井安登議員） 11 番、鎌田議員。

○11 番（鎌田欣子議員） 今、現状をお話いただき、住民福祉課長からもお言葉をいただきましたので、ぜひこの件に関しましては進めていただきたいなと思っております。

私のここ何年間の経験の中で、ちょっとお話ししたいと思うのは、やはり猫を放送で野良猫にはえさを与えないという放送が流れております。どちらかといいますとあの放送は大変心に突き刺さるものがございます、やはり悲しくなるときも私もございます。やはり猫、私の知っている方も大勢の方が、えさを与えている方は本当にあの放送を聞くたびに心が病むというふうに言っております。また逆に、猫のふん尿で困っている方、いたずらされている方は逆にその放送を聞いて安心する。どっちかだと思っておりますが、放送による言葉というものは大変みんなの心を傷つけるものがありますので、やはり言葉を選んでもう一度放送内容を私は考えていただけたらなというふうに感じておりますので、ぜひよろしくお話ししたいと思います。

もう 1 つ、ちょっとお話ししたいことがございます。私がボランティア活動で保護猫の避妊と去勢をしている中で、最近地名を出してはいけないとは思っているんですけども、細田地区というところがございまして、細田地区の方たちはとても猫をかわいがっておりまして、あの猫はどこどこさんの猫で、その猫があっちの家に行き、こっちの、3 つくらいの家に行ってえさをもらっている。誰もがみんなその地区の人たちは全部の人が、全部ってその地域の人たちはその猫をどこの猫で、どうでということを知っていて、みんなでかわいがり、えさを与え、そして何かあったら伝えるというような地域間交流も生まれておりました。だからといって、それがいいというわけではございませんけれども、やはりそういった地域猫として、いわゆる避妊、去勢された猫を地域全体でかわいがるというのが地域猫という意味です。ぜひ、そういった方向での猫、犬はほとんど野放しにされておられませんので、ぜひそういった方向で猫を見ていただき、かわいがっていただくことも大切かなと思っておりますので、1 つの提案としてお願いをしたいと思います。

以上です。

では、次の質問に移ります。筑北スポーツクラブについてです。

筑北スポーツクラブというのは、私が議員になりましてからできたものでありまして、委託料が当初 500 万円で何年間か推移し、何年か後に 450 万円に減らされ、そしてことしは 150 万円というふうには減額されております。私も筑北スポーツクラブにはいろんな意味でお

世話になったりしております。その意味で、今現在のクラブの現状が、この 150 万円でできるのかなということが大変不思議に思っておりまして、確かに私の経験からしまして、大人のスポーツクラブはなくなりました。子どもたちもコロナ禍で多分スポーツ教室ができないということも多い、あり得ると思います。でもサッカー場、それからやすらぎ球場、それからいろんなところは土日はほとんど施設が埋まっております。そういった予約の関係も全部スポーツクラブが引き受けていると思っておりますので、最初にクラブの現状で、現在、何人で運営しているのか、そしてどこを拠点に活動しているのか、2つあわせて質問したいと思います。

○議長（待井安登議員） 教育長。

○教育長（滝澤昭文） それでは、お答えいたします。

筑北スポーツクラブは、一般社団法人筑北スポーツ振興協会が運営しております。現在の運営は2名で行っております。議員のほうから 150 万円で生活できるのかというご発言があったかと思うんですが、この 150 万円になった、令和4年度 152 万円の経過につきましては、以前も説明しておりますが、昨年 12 月、筑北スポーツクラブの当時の会長から、令和4年度は冠着荘指定管理者の光和学園と連携協定を行って、そちらのほうを中心に事業を行っていくというお話で、村から委託できる事業ということは少なくなるということでした。ですの
で拠点のほうも冠着荘へ移転する中で、村としてはやってもらえる事業ということで 150 万円弱の委託をしたという状況です。

それで、今、申し上げましたように、指定管理者の光和学園とのタイアップで冠着荘を拠点とすることでありました。しかし筑北スポーツ振興協会スタッフから、指定管理者の雇用契約が終了したとの報告が、この 11 月にありました。村からの委託事業として体育施設の予約調整業務があるわけですが、冠着荘から退居したということで、教育委員会事務室で予約データのを入力するようにスポーツ振興協会には伝えてあります。

以上です。

○議長（待井安登議員） 11 番、鎌田議員。

○11 番（鎌田欣子議員） 2人でやっていたらというところで、光和学園からも出たということで、では今現在はどこにいるのかと私は不思議に思っております。そこでどちらにせよサッカー場の予約等に関しましては、パソコンを使ったりしなくてはできないことなので、どういうふうにしてこれから、私も今までのいわゆる彼らのサッカー場を予約するに当たり、それからするためのやはり人とのつながりというものをとても大切にしているために起きる

予約もあるような気がいたしますので、例えばいろんな協会とか、それからサッカー協会ももちろんですけども、一般の人たちの練習、それから高校生の練習も入っているように聞いております。そういったものもやはり彼らが常日ごろサッカーに寄与し、サッカーを愛しているからできることではないかなというふうに感じておりますので。

そしてもう1つ考えられることは、筑北S Cクラブという、ちょっとスポーツクラブとは関係ない、いわゆる子どもたち、小学生の低学年、高学年、中学生、それが約50人ほどおります。その50人が今、筑北スポーツクラブ、筑北サッカークラブに属しております、その子どもたちが、今、どうしているのかなというふうに、このごろもちょっと聞きましたところ、低学年は週に1回、高学年が週2回、中学生が3回ということで、50人ということは世帯数にして40世帯くらいはあるので、きょうだい関係もあるので40世帯以上、私もそこまでは把握しておりませんが、40世帯以上あるのではないかなというふうに感じております。

やはり子どもが、今、このワールドカップで盛り上がっているサッカーをやりたいというのは、もう本当に1つの夢でもあるのではないかなというふうに思いますし、親も子どもにサッカーをさせたいという願いもあると思いますので、そういった意味でも彼ら2人の活動は、筑北スポーツクラブには関係ないものではありますけれども、村にとってはとても大事ではないかなというふうに感じております。やはりサッカーをさせるために筑北村に移住してくる人もいるかもしれません。その50人の中には筑北村だけでなく、麻績村と松本市の方も一部いらっしゃいます。そういった方たちは皆、筑北サッカークラブにやっぱり入れてサッカーをさせるために連れてきております。昔は迎えにいらしていましたが、今は車がないので、親が連れてきて、そして親が迎えにくるという方法で動いておりますが、やはりこういった観点から考えまして、村にとっては筑北スポーツクラブの存在は、これから村の人の子どもさんのためにも必要ではないかなというふうに考えております。

ここで提案なんですが、例えば場所がない、サッカー場の管理棟あたりを私は1つ、月に8時間くらいのメンテで、サッカー場のメンテもしておりますし、そういった意味で筑北サッカークラブの拠点としまして、管理棟あたりがいいのではないかなと思っております。

ただ、もう1つの大きな問題点は、防災公園でありながら、スポーツ、あれだけありながら、Wi-Fi、先ほどから出ておりますWi-Fi機能がありません。やはり一番ここが問題点で、Wi-Fiがないということはちょっとパソコンもいまいちなかと思っておりますけれども、やはりそういった観点でもう一度この関係を確認したいなと思っ

おります。

サッカー場の管理と子どもたちのサッカー指導の現状について、サッカークラブとして、いわゆる野球クラブとかそういうのも野球教室とかやっていました。その辺はもう全く受けていない状況なんですね、今、サッカー教室とか、ほかの教室に関しまして。だからサッカー場の管理はどのように、どのくらいの状態でやってもらっているのかをお聞きいたします。

○議長（待井安登議員） 教育長。

○教育長（滝澤昭文） サッカー場の管理は、会計年度任用職員を通年で雇用し、行っております。そして一部を筑北スポーツ振興協会へ委託してやっただいていてということで、11月の実績ですと4時間を8回ということです。

これ、予算があってやっていることなものですから、どれだけお金を投入してもいいという施設はないわけで、予算の範囲の中で最大効率の上がる管理をやっもらうということが原則ですので、11月分については4時間を8回ということで、振興協会のほうへお話ししております。

それで教室につきまして、今、スポーツ振興協会へはサッカー教室を週1回委託しております。これは委託事業ですので、お金はお支払いしております。

それと一番ここで申し上げておきたいのが、筑北S Cという、ジュニア野球とかジュニアバレーと同じ位置づけのサッカークラブと、スポーツクラブですね、総合型地域スポーツクラブとはちょっと混同しないで考える中で、筑北S Cのために当然多額の公費を入れることはできないということで、筑北S Cについてはジュニア野球やジュニアバレーと同様に、令和4年度では10万円の補助金を支出する予定であります。

以上です。

○議長（待井安登議員） 11番、鎌田議員。

○11番（鎌田欣子議員） 筑北S C、サッカークラブは確かにそういった位置づけになっているかと思いますが、やはりこれだけ多くの子どもたちがやっておるサッカーでありますので、やはり村も少しは考えてあげなくてはいけないなというふうに考えております。

その中で、いわゆることしの150万円の支払いは、普通に向こうが計算してきて出している、その件に関しての質問は書いてないんですけれども、150万円は150万円をあげるのではなくて、出てきたものに対してあげるという考え方でいいんでしょうか。

○議長（待井安登議員） 教育長。

○教育長（滝澤昭文） 議員おっしゃるとおり、毎月前月の実績に基づいたものを、エクセル

シートになっているんですが、それにより請求書のほうを出してもらって、それを翌月の 15 日にはお支払いしているということです。

以上です。

○議長（待井安登議員） 11 番、鎌田議員。

○11 番（鎌田欣子議員） 例えば予約に関するときは、どういう計算方法をしていらっしゃるのでしょうか。質問にはない、ごめんなさい。

○議長（待井安登議員） 教育長。

○教育長（滝澤昭文） 委託料の中の委託料積算表の施設予約につきましては、単価がこれ年度当初の会計年度任用職員と同じ 878 円なんです、これが 1 カ月に 1 時間を 15 回行うということで、それに対して消費税と諸経費の 15%と、消費税及び地方消費税を加算したものをお支払いしております。

○議長（待井安登議員） 11 番、鎌田議員。

○11 番（鎌田欣子議員） 本当のことを言いまして、大変難しい問題であります。やはりこれは例えば自分で仕事を持っていて、筑北 S C クラブだけを指導するという従来の野球部やら、その他のクラブの指導の仕方でやればいい問題なんですけれども、それがやはり今現在、今までのなれ、慣行といいますか、続きで、今までのスポーツクラブの方たちが指導していただくという実績がある中で、ここで彼らがいなくなれば大変私としては困ったなというふうに思っております。いろんな意味で、村にとっても損失ではないかなというふうに考えておりますので、この辺は大変難しい問題ではありますが、ぜひ何らかの方法、特に私としましては、どのようにして拠点を置かせながらやっていく方向がいいのではないかなというふうに感じておりますけれども、それがだめならばどういった方法をとったらいいのかということを、再度検討いただき、彼らの今までの功績、人脈とか、そういったものを大切にしてください、村長とも相談しながら、ぜひ教育長ともども、教育委員会の中でどうしたら一番これから村の子どもたちのためになるのかということを、私は考えていただきたいなというふうに考えております。

○議長（待井安登議員） 教育長。

○教育長（滝澤昭文） ご提案のほう、ありがとうございます。ただ、筑北 S C という 1 つの任意の団体であります。また当然保護者の方がいるわけですので、その保護者会等からどのような要望があるのかという、私たち承知しておりませんので、その辺の意見もまた保護者の方からお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○議長（待井安登議員） 11 番、鎌田議員。

○11 番（鎌田欣子議員） やはりお子さんを持っているお母さん方、お父さん方、本当に自分の子どもに何をさせたいかというときに、やはり今、サッカー、そしてこんなすてきなサッカー場がある筑北村において、やはりサッカーの振興はとても大切なものだと思っております。ぜひ皆さんで考えていただいて、四角四面にならず、丸い心で、もうちょっと何かいい方法はないかなということをぜひ考えていただき、筑北スポーツクラブがなくならないように、ぜひ努めていただきたいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次、3 番、4 番につきましては、観光協会と学校給食の無料化につきましては、同僚議員がしておりますのでと思っておりますが、1 っだけ村長にお聞きしたいと思っております。

まず観光協会のことであります。私は前議員も言っておりましたとおり、観光協会は必要と思っております。やはり我々が考えるときに、この村には何もない、でも何もないんではない、何もないものがいわゆる観光の 1 つになるというお話をよくされます。やはり若者が提案してきた考え、そういったものをぜひ酌み取っていただき、すべてだめではなく、どうしたらいいのかということを考えていただきたいなというふうに考えております。

そこで村長の観光協会をどうしたいのか、どうするのかということをもう一度、再度お尋ねいたします。

○議長（待井安登議員） 村長。

○村長（太田守彦） それでは、ご質問にありました観光協会は村に必要な組織であるかということ、私も必要性は認識しております。今後の見通しは、観光課長から申し上げたとおりでございますので、村とのかかわり方についての村長の考えということでお話をさせていただきたいと思います。

まず観光協会の設立につきましては、私の村長就任以前に組織ができ上がっておりまして、専任の職員を中心に、検討が練られてきた経過でございますので、成果を見守るというスタンスで今までは接してまいりました。

村のかかわり方について、私の考えも今回述べさせていただきます。まず村に観光協会が必要かということについて申し上げますと、観光を平日と休日とで分けて考えますと、筑北村の場合はほとんどが休日主体の活動となります。また当然観光客、一部スポーツを利用される方は、観光客と、またスポーツを利用される方ということになりますが、観光や接客に精通し、社交性のある方が適任ではないかなと考えているところです。

筑北村の観光課は一般職員が現在3名で、職務としては商工振興、温泉施設の管理、企業誘致の推進、観光イベントの企画運営などを業務としてこなしておりますが、観光イベントがほとんど休日のため、出勤の都度、平日に代休を取得することになります。したがって通常業務だけでなく、他の課との連携についてもいろいろと支障が出ていると感じております。

これがコロナが落ちつけば、ますます観光需要が回復すると思いますので、この傾向は一層出てくるものと思ってよいということが、観光協会の必要性の感じている部分の1つでございます。

それから職員につきましては、一般職でございますので、観光行政の適性によって採用されたわけではありませんし、また村が一層の観光振興を図ることについては、より主体的な役割を観光協会に担っていただきたいと思っておりますので、そういう面からも観光協会が必要かと思っております。

しかしながら、先ほど鎌田議員もおっしゃられましたとおり、やはり観光協会も全額村からの委託ということではなくて、ある程度収益の柱をつくって運営していくというのが私は必要かなと思っております。

したがって村が全額観光協会へ委託するわけではなく、相互の中で観光振興を図っていくという考え方でおりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（待井安登議員） 11番、鎌田議員。

○11番（鎌田欣子議員） 村長のお考えもお聞きしましたので、ぜひ観光協会設立に当たりましては、ご協力をいただき、よりよい観光協会が設立することを望みまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（待井安登議員） 以上で11番議員の一般質問は終了しました。

途中でございますが、ただいまから暫時休憩とします。再開は2時45分とします。

休憩 午後 2時35分

再開 午後 3時00分

○議長（待井安登議員） 休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

◇ 一之瀬 茂 幸 議員

○議長（待井安登議員） 順番 8、1、補聴器購入に「保険者機能強化推進交付金」を活用した支援について、2、筑北村バス事業の改善について、3、筑北村公共施設等総合管理計画の現状と対策について、4、村内公共施設の男性トイレへのサンタリーボックスの設置について、5、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の活用について、6、相続登記義務化等の周知広報について。1番、一之瀬茂幸議員。

1番、一之瀬議員。

○1番（一之瀬茂幸議員） 1番、一之瀬です。それでは12月度一般質問を行わせていただきます。本日6項目質問させていただきます。

補聴器購入に「保険者機能強化推進交付金」を活用した支援について。

現在、高齢化が進んでいる村内状況の中、補聴器の必要な方が増加しているとお聞きしております。また補聴器が必要な方でも、使用されていない方もおり、補聴器は平均10万円以上と高額で、費用の問題も懸念されるところです。現在、身体障害者に限定した補助金制度はあると承知しておりますが、自治体独自の助成については厚生労働省の調査では全国でまだ10%以下とのことです。財源の課題も大きな要因となっていると思われます。

男性の70歳以上の方も5～6人に1人が日常生活に支障を来すほどの難聴を抱えているそうです。難聴から会話の減少や社会的交流減少により、認知機能の低下につながるということです。

神奈川県相模原市では、自治体における介護予防などの取り組みを幅広く支援する国の保険者機能強化推進交付金を活用し、財源を確保したそうです。市の介護予防事業と連動し、住民税非課税世帯の65歳以上の市民を対象に、2万円を上限に補助額の購入費の助成をスタートしました。

保険者機能強化推進交付金は、国民健康保険制度の保険者努力支援制度とともに、全世代型社会保障改革の大きな柱であり、疾病予防、介護予防の実現や健康寿命の延伸等に向けた重要な施策として位置づけられております。自治体による先進的な介護予防の取り組みが展開され、健康寿命の地域間格差の縮小にも資するよう、協力・強化を図るものです。高齢者の方が耳の健康を保ち、自分らしく社会生活を送れるような支援の検討をお願いします。

2 問目以降は、質問席で行わせていただきます。

○議長（待井安登議員） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（堀内克美） それでは、保険者機能強化推進交付金を使った支援の取り組みについてのご質問に、お答えします。

保険者機能強化推進交付金は、高齢者の介護予防や重症化防止、給付費適正化に必要な取り組みや取り組みの実施に必要な人材の確保に活用される交付金であり、現在、村では介護保険特別会計の地域支援事業費に充てて、ロコトレ教室や男のサロンなど、高齢者の自立支援や介護予防につながる事業に活用しています。

議員ご質問の補聴器につきましては、補聴器の使用により難聴の高齢者の方が社会参加等につながるという面はあるかと思われます。しかしながら対象者の方がある程度限定される補聴器の購入補助を、この交付金の事業対象とできるかは性質上難しい面があるかと思われます。

村が単独で補助制度を創設するのではなく、国や県による医療や装着をサポートする体制を含めた公的制度の整備が必要であると考えます。

以上でございます。

○議長（待井安登議員） 1 番、一之瀬議員。

○1 番（一之瀬茂幸議員） 回答ありがとうございました。今後、県、国のほうへも要望をぜひ出していただきたいというふうに考えております。

続きまして、筑北村バス事業の改善について。

6 月の議会一般質問で質問させていただいておりますが、再度質問させていただきます。現在、村内のバス交通は定時定路線バスと、デマンドバスの組み合わせで、村内をフォローしております。現在、村ではデマンドバスの利用促進を村民に働きかけております。

一方、定時定路線バスは、坂井地域の利用率はある程度ありますが、本城、坂北地域では利用されている方が極端に少ない状況です。先月本城地域の利用状況の実態調査を行いました。私自身がバスに乗車し、午前便の 4 路線、午後便の 6 路線の状況を確認しました。午前便は 4 路線で 2 名の乗車、午後便は 6 路線で 1 名のみの乗車で、1 日の中で利用された方は 3 名でした。

ドライバーにお聞きしましたが、一部の日、先ほど同僚議員からの質問の中でありましたが、温泉施設の憩いの日を除いては他の日も同じような状況ということです。ドライバーの拘束時間ですが、午前中が 1 時間 43 分、午後便が 3 時間 40 分で、合計拘束時間は 5 時間 23

分となりました。1日の走行距離は合計で170キロでした。これらはすべて業務委託料のベースになっていると思います。坂北地域でも通院で診療が延びた場合、またJR線との連携等の課題があり、増便していただきたいとの要望もあります。

以上のような状況を踏まえ、本城地域、坂北地域の定時定路線バスの見直しを行い、すべてをデマンドバスでカバーするべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。現状の分析から業務、また経費、費用の無理むだを省き、住民目線で改善していくことが重要だと思います。ぜひ抜本的な見直しをお願いします。

○議長（待井安登議員） 総務課長。

○総務課長（窪田信幸） それではお答えいたします。議員のおっしゃるとおり、本城、坂北地域の定時定路線バスの利用者が少ない状況が続いており、特に坂北地域においては月に1けた台の利用でございます。したがって廃止せざるを得ないといったような状況にもなっております。

本城、坂北地域をすべてデマンドバス運航エリアに変更することは可能ではございますが、聖南中学校PTAから教育委員会に路線バス使用に関する要望書が提出されており、令和5年度より通学等で定時定路線バスに乗車した場合、乗車の補助を検討すると回答しておりますので、関係各所と協議も必要であり、簡単に廃止というわけにはいかない状況であります。

また、デマンドバスに切りかえた場合、考えられる影響ということの内容でございますが、一般利用客、特に観光客等の利用が全くできなくなるということ、それから毎日予約をしなければならない。また複数の利用状況が重なる場合、車両台数の増車ということも検討しなきゃいけないこと、また、それにあわせて運転士の確保といったようなさまざまな課題も見えてくるかと思っておりますので、今後検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（待井安登議員） 1番、一之瀬議員。

○1番（一之瀬茂幸議員） 1つちょっと質問させていただきますが、見直しを全般的に行っていただくことも、対策の1つであると思いますし、また現実毎日乗る方もいらっしゃいました。そういう方につきましては、毎日予約するのではなくて、別の方法も新たな乗車方法として仕組みをつくっていただければ可能だと思います。ぜひこんな状況を自分で実際に把握いたしまして、厳しい状況がよくわかりましたので、早急に課題解決に向けて進めていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、次の質問ですが、午前中同僚議員からも質問がありましたデマンドバスの予

約を早めることを、今、検討しているという回答がございましたが、高齢者の方は当日の体の調子、気温も含め気候の状況等も踏まえ、外出の判断をされております。そういう中で前日予約は非常に厳しいという声を伺っておりまして、それも乗車率に影響していると考えられます。

前日予約をそういう中で当日も予約を受けるような形を、仕組みをぜひつくっていただきたいと思います。高齢者の足は運転免許返納問題等含めて、全国的にも大きな社会問題となっております。安心して筑北村で暮らせるような仕組みをつくっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（待井安登議員） 総務課長。

○総務課長（窪田信幸） では今のご質問ですが、他の議員様にもご答弁させていただきましたが、前日予約から当日予約の変更につきましては、検討させていただいているということでございます。今後予定している状況でございますが、地域公共交通会議、これを来年年明けの1月から2月にかけて開催をし、その中で区要望でもございましたバス停の増設、それから、今、話題になっております前日予約から当日予約の検討、この関係についてこの会議の中で詰めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（待井安登議員） 1番、一之瀬議員。

○1番（一之瀬茂幸議員） 先ほど申し上げましたが、村長からも何回かお話がありましたが、費用対効果ということも含めまして、ぜひ現状の見直しを早急をお願いしたいと思います。

次に、3番目、筑北村公共施設等総合管理計画の現状と対策について。

筑北村は3村合併という中で、たくさんの公共施設があり、筑北村の公共施設等総合管理計画は、公共施設の総合的かつ計画的に管理を推進するための方針を定めるということは承知しております。令和2年度時点で村民文化系施設が92施設と最も多く、続いて行政施設が48施設、また築30年以上経過している施設は全体の58%となっております。また本村の有形固定資産原価率は76.3%で、各施設ともに資産取得からかなりの年数の経過が見込まれ、施設の維持管理に伴う費用は毎年多額の費用がかかっており、今後さらなる費用の増加が見込まれると考えられます。

11月に西条の旧村収蔵庫の除却の方針が発表されましたが、各施設について対策のスピード化が非常に重要であると考えます。

そこで先ほど村長から財政状況が厳しいという話も伺っておりますが、今年度の各公共施設の維持管理費用の見込額について伺います。

○議長（待井安登議員） 企画財政課長。

○企画財政課長（久保村公雄） それでは、令和4年度の維持管理費ということでございます。

一般会計における経常的に発生する施設の修繕費につきましては、予算額でおおむね2,000万円、業務の実施ですとか、利用者の安全確保をしていく上で必要となる設備の更新等、臨時的に発生する補修的な工事請負費は、予算額でおおむね5,000万円となっております。ただ、一部については駐車場ですとか、水路等外構工事も含まれております。

以上です。

○議長（待井安登議員） 1番、一之瀬議員。

○1番（一之瀬茂幸議員） ありがとうございます。そのほかにも細かい金額になると思いますが、電気料も上がっているということです、かなりの大きな金額が毎年発生していると思います。

続きまして、筑北村公共施設等総合計画の中に、民間活力の積極的な導入とありますが、筑北スマートインターチェンジの開通を控え、施設の有効利用とともに村を活性化していく必要もあると考えます。現在、検討している案件があるか、伺います。

○議長（待井安登議員） 企画財政課長。

○企画財政課長（久保村公雄） 現在、民間での活用ということで具体的に検討している施設はございません。

以上です。

○議長（待井安登議員） 1番、一之瀬議員。

○1番（一之瀬茂幸議員） わかりました。先ほど同量議員からも質問がありましたが、公共施設のコンパクト化を進める中で、利用状況やまちづくり整備方針、他の施設の整備方針を勘案しつつ、今後の取り組みの方向性を4段階で分類しております。その中で、用途廃止、施設廃止について、今後の後利用を検討する中でサウンディン型都市市場調査を活用した民間賃借、売却等、公民連携の仕組みの検討はできないものでしょうか。村単独の検討だけでは限界があり、民間の企業も含め取り組んでいく必要があります、交通アクセスの整った本村に人を呼ばなければならないと考えますが、見解をお願いいたします。

○議長（待井安登議員） 企画財政課長。

○企画財政課長（久保村公雄） ご提案のサウンディン型都市市場調査といった手法も大変有効な手段かと思っております。実施に当たりましては、村として課題を示し提案を求めるのか、または課題等を示さず、自由な提案を求めていくのかといった、村としての方針の確定、

施設の概要がわかる資料の整備、地域住民の皆さんのご理解、期限内に提案がない場合の取り決め等、あらかじめ調整すべきことが多々ございます。

必要事項を整理し、施設マネジメント推進会議で検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（待井安登議員） 1 番、一之瀬議員。

○1 番（一之瀬茂幸議員） 最後に、今後現状施設の統廃合、また施設の民間委託、指定管理の評価手法等、検討していく課題があると思います。そういう中で、公民連携を含め検討していく必要があると思いますので、今後よろしくお願いいたします。

次の質問ですが、村内の公共施設の男性トイレにサニタリーボックスの設置について、お願いいたします、伺います。

前立腺がんなどの病気や高齢によって尿漏れパッドを日常的に使用している方が、安心して外出できるよう、サニタリーボックスの設置をお願いしたいと思います。近隣の市町村でも設置が進んでいる傾向であり、高齢者の多い本村では高齢者の方が安心して村内施設を利用できるようにお願いしたいものです。

あわせて設置が決定した際には、ごみ捨て箱と区別することも重要であり、ごみ捨て箱でなくサニタリーボックスとわかるよう、注意書きも張っていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（待井安登議員） 総務課長。

○総務課長（窪田信幸） それではお答えいたします。前立腺がんや膀胱がんと判断される方は、厚生労働省の調査を見ますと全国で毎年 2,000 人とされており、約 1 万人の方が継続的な医療を受けられております。前立腺がんや膀胱がんの治療等の影響により、日常的に尿漏れパッド等を使用する方が安心して外出していただける環境の整備は、重要であると認識しております。

過日、長野県庁内の男性用トイレの設置がプレスリリースされたことを受けまして、当村でも関係各課と検討を行いまして、現在、村内公共施設への設置に向け、対象施設やサニタリーボックスの選定を行っております。今のところ不特定多数の方が常に訪れる施設から順次設置していこうと考えております。

また、設置にあわせ、周知につきましても、広報等を行いまして、サニタリーボックスの設置の必要性を村内の店舗や事業所等にもお伝えしながら、設置を推進していきたいと考えております。

以上です。

○議長（待井安登議員） 1 番、一之瀬議員。

○1 番（一之瀬茂幸議員） ありがとうございます。最後に、総務課長からもご返答いただきましたが、村内の事業者にも啓蒙していただくということですが、ぜひその中で村でつくったサニタリーボックスという表示ですね。これをつくっていただいたものをぜひ村の業者にも配布して、働きかけていただきたいと思いますので、要望としてよろしく願いいたします。

次に、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の活用について伺います。

厚生労働省の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金は、介護施設等における防災減災対策を推進するため、スプリンクラー等の整備、非常用自家用発電設備、給水設備の整備、水害対策に伴う改修、新型コロナウイルスの感染防止対策にかかわる換気設備の設置等について補助する事業です。補助率は国が2分の1、自治体が4分の1、事業者が4分の1となっており、計画書、協議書を作成し、県に提出し、厚生労働省の判断によって決定されるものです。

年々激甚化し、頻発化している自然災害や感染症等から施設を利用している高齢者を守るために、取り組みを後押しすることは大変重要であり、事業者のニーズを把握し、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金を積極的に活用すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（待井安登議員） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（堀内克美） それでは地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の活用についてのご質問にお答えします。

近年増加する自然災害や感染症の対応として、利用者の安全・安心を確保することは大切なことだと思っております。

この交付金の活用については、議員おっしゃられるとおり、まずは事業者のニーズが必要となります。情報提供する中で、必要に応じて考えてまいりたいと思いますので、お願いいたします。

以上でございます。

○議長（待井安登議員） 1 番、一之瀬議員。

○1 番（一之瀬茂幸議員） 続きまして、最後の質問に入ります。相続登記義務化等の周知広報について、村の考え方を伺います。

令和6年4月より、不動産登記法の改正により、不動産の所有者の相続登記の申請を罰則

つきで義務化となり、令和6年以前の相続登記がされていない不動産も義務化の対象となります。

所有者不明土地とは、登記を見ただけで所有者が直ちに判明しない、または判明しても連絡がつかない土地です。所有者不明土地の割合は、全国土の24%にも及んでおります。この問題は土地の適切な管理、利用を妨げ、国土の保全にかかわるものであり、将来への先送りはできないというものです。

令和3年4月に成立した所有者不明土地関連法は、相続登記の内容など広く村民に影響するもので、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律施行による村の責務を踏まえた上で、より積極的、具体的な周知広報が重要だとしています。また所有者不明土地が減ることは、村の負担も減ることであるとしています。

円滑な実施には、その内容、意義等について村民等に広く理解を得ることが重要であります。国、法務局、司法書士会等の団体だけでなく、一番身近な村が行うことで、地域住民に浸透するとのこと。村内の所有者不明土地の、いわゆる登記の状況については、原則村として把握は困難であり、現状では困難であり、必要に応じて対応しているということでお聞きしております。

そこで現状の固定資産税未収納の中で、土地所有者が不明で、収納不能な件数、土地はあるか、伺います。

○議長（待井安登議員） 総務課長。

○総務課長（窪田信幸） それではお答えをいたします。

まず初めに、不動産登記法の所有者と固定資産税上の所有者とは、若干意味合いが異なりますので、最初にご説明をさせていただきます。

不動産登記法の所有者不明土地とは、先ほども議員もおっしゃられたとおり、不動産登記簿により所有者が直ちに判明しない土地、あるいは所有者が判明してもその住所が不明で連絡がつかない土地とされております。つまり登記簿を確認して即座に現在の所有者及び住所が判明しない場合、所有者不明となります。

一方、固定資産税は、地方税法において固定資産の所有者に課税される所有者課税が原則とされておりますが、ここでいう所有者とは登記簿上の所有者、また登記簿上の所有者が死亡している場合は現に所有している者です。現に所有している者とは、通常は相続人です。そのため登記簿上の所有者が死亡していても、相続人が存在すればその固定資産の所有者は相続人ということになり、その方に納税義務が発生いたします。

この点を踏まえまして、1点目のご質問ですが、所有者が不明で納税不可能な固定資産税の件数についてですが、相続人が判明しないことにより未納、もしくは課税が保留となっている土地という意味では、納税義務者単位でいきますと5件ございます。この5件は相続人を把握するために調査中のものも含まれております。ちなみに調査中のものは3件ということでございます。

相続人を把握するには、法定相続人全員の戸籍の請求、あるいは家庭裁判所への相続放棄の申述の確認など、熟慮期間等も考慮すると調査事務に多大な時間と労力を要します。

以上でございます。

○議長（待井安登議員） 1番、一之瀬議員。

○1番（一之瀬茂幸議員） 2番目の質問ですが、今後、先ほど説明しましたとおり、村民等に対しての周知広報をいつから行い、どのように進めていくか、考え方を伺います。お願いいたします。

○議長（待井安登議員） 総務課長。

○総務課長（窪田信幸） それではお答えいたします。今後村民等に対しましては、周知広報の進め方ということでございますが、「ホットスポット」1月号に、相続登記義務化の記事を掲載することとしております。また来年の5月になりますが、固定資産税納税通知書にチラシを同封し、すべての納税義務者への制度の周知を予定しております。

所有者不明土地に関しましては、所有者の捜査に多大な時間と費用を要するほか、土地の管理が不全化し、隣接する土地への悪影響を及ぼしたり、公共事業や民間取引が円滑に進まない、土地の利活用が阻害されるなど、さまざまな問題が発生します。さらに高齢化の進展による志望者数の増加で、今後ますます深刻化するおそれがあります。実際に村内においても土地の所有者が特定できないことによる同様の問題も発生をしております。

いずれにしましても法改正の趣旨、また村民への影響等を踏まえまして、さきに申し上げたもの以外にも、例えば確定申告会場へのポスター、チラシの配置など、人の集まる機会をとらえまして、一層の広報活動を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（待井安登議員） 1番、一之瀬議員。

○1番（一之瀬茂幸議員） 相続登記は村民にとって身近な問題でもあります、わからない方、理解できない方も多々いらっしゃると思います。また時間的にも費用もかかることですので、早めの周知徹底をお願いいたします。

以上で12月の一般質問を終了いたします。

○議長（待井安登議員） 以上で1番議員の一般質問は終了しました。

◇ 窪 寺 務 議 員

○議長（待井安登議員） 順番9、1、観光協会設立について。2番、窪寺務議員。

2番、窪寺議員。

○2番（窪寺 務議員） 2番、窪寺です。これより2番、窪寺の一般質問を始めさせていただきます。

観光協会設立についてです。既に3人の議員から、観光関連のいろいろな考え方の質問等がされています。重複しないよう心がけて質問させていただきます。

初めに、1番に予定していました観光協会を立ち上げる必要性については、再三にわたりお答えをいただいておりますので、一番最後に他の質問にあわせて村長に必要性をお伺いしたいと思います。2番から始めさせていただきます。

3年度決算に伴う施策の成果説明、4年度当初予算事業説明、筑北村第2次総合計画後期基本計画等に示されている観光協会設立事業の目的、意図には、村内には集客につなげられる観光スポットや特産品がなく、観光事業は停滞している。資源や人材の掘り起こしを行い、体験交流などを主軸とした観光事業に力を入れるため、母体となる組織の構築に向け取り組みますとあります。

令和元年度より産業課から商工観光部門を独立させ、観光課を立ち上げ、職員体制を充実した中で、観光協会設立準備事業から継続事業として4年目となっております。

この村では集客に対して観光面でのかわりが不足しているのではと感じています。先ほど村長も答えていましたが、スポーツ振興という村の方針に従い、野球場やサッカー場など大きな大会やイベント等で多くの交流人口の創出が既にできており、村の知名度の向上に寄与できていると感じますが、観光振興につながらず、ただの来村者となってしまっている。あえて観光資源がない状況の中、補助事業を活用し、備品等準備し、観光協会設立を目指さなくても、現在の観光課で目的を達成できないのか、お伺いします。

以降の一般質問については、質問席で行わせていただきます。

○議長（待井安登議員） 観光課長。

○観光課長（中澤明彦） それではご質問でございます。回答させていただきます。

行政ということで、どうしても縦割りがちになってしまうというところがございます。また役場職員は異動もございますし、観光事業、ほかの業務もこなす必要があります。また協会が担うところは産業振興や移住定住や住民福祉など、先ほど議員が申されたなかなかやれてこなかったところも大きく担わなければいけないところが出てくる、多岐にわたる部分があると考えられます。

プロジェクトチームといった考えもございますが、横断的に、またスピード感を持って動ける人材、組織が必要であるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（待井安登議員） 2番、窪寺議員。

○2番（窪寺 務議員） ただいま協会の必要性等説いていただきましたが、それでは令和3年度の施策の成果説明で、事業計画の作成と事業費の精査とありまして、課題として協会の目指す方向性について決められていないとあります。筑北村第2次総合計画後期基本計画にも、令和4年から6年度までの概算事業費が示されております。令和4年12月、現時点での課題となっている方向性が見えてきているのか、形になってきているのか、具体的な事業内容と必要経費をお伺いします。

○議長（待井安登議員） 観光課長。

○観光課長（中澤明彦） 民間の観光事業者が村内にいない状況でございます。観光協会の多様な事業が求められると考えております。事業によっては民間企業様と連携や設備投資をすることも必要になってくることもあろうかと思いますが、現在、先ほども答弁させていただきましたが、村長と打ち合わせする中で、村にある資源や現在、村や村民が取り組んでいること、人材を含め村民益にもつながるような事業展開ができないかということで考えております。

また、ふるさと納税や移住定住相談業務など、村が行っている事業をどこまで受けるかといったことを再検討しているところでございます。関係課との調整や住み分けについても、検討が必要になっております。

ホームページや観光パンフレットを活用した情報発信やプロモーション、観光案内の充実、観光マーケティング、マルシェ、物産販売など、イベントの開催や村外でのPR、また開業、起業後の相談支援など、観光協会がかかわる部分は多くあると考えております。

先ほどから申し上げておりますが、申しわけありませんが、具体的な事業を現在、申し上

げることではできません。体験アクティビティや体験農業など、生産から収穫、そして食すといったコンテンツの創設など、地域住民が観光とかかわりを持つことができる事業展開が必要であると考えており、最初は初期投資をあまりせず、ある程度の効果が得られる事業から取り組んでいきたいというふうには考えております。

しかし設立に当たっては、すべての事業をお示しすることはできませんので、観光ビジョンや事業計画がある程度でき上がったところでご説明をさせていただきたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（待井安登議員） 2番、窪寺議員。

○2番（窪寺 務議員） ただいま回答いただきましたが、内容的にはかなり多岐にわたった事業を想定しているが、現状の中では事業内容、必要経費等についてはまだ未定な状況というような状況でよろしいのでしょうか。

○議長（待井安登議員） 観光課長。

○観光課長（中澤明彦） 議員のおっしゃるとおりでございます。

○議長（待井安登議員） 2番、窪寺議員。

○2番（窪寺 務議員） 先ほど7番議員の質問のときにも、計画策定はとまっているとか、事業内容については検討中というようなことで回答されていました。今も当然必要経費等お伺いする予定だったんですが、そういう部分についても今のところはっきりしないという状況であるということが認識できました。

いずれにしても、今後、いろんな議論等して進めていくようになると思うんですが、具体的にになったらという部分はどのぐらいの時期を想定しているのでしょうか。

○議長（待井安登議員） 観光課長。

○観光課長（中澤明彦） 今までの答弁で申し上げたとおり、地域住民の皆さん、これからわかるであろうという方、また庁舎内のそういった横断的な話し合いというものもこれからということですので、ちょっと今のところスケジュール感とか、かかる費用、ランニングコストといったものは、いつと申し上げられることはできませんが、6月とかそういった部分までにはある程度目鼻を立てていかなければいけないと思っていまして、職員の配置というものもございますし、事業所の、協会の設置場所というのも今後詰めていかなければいけないというふうに考えております。

以上です。

○議長（待井安登議員） 2番、窪寺議員。

○2番（窪寺 務議員） 令和3年度の施策の成果説明の中の課題にもあったかと思います。

要は人材が不足しているというような内容が書いてありました。やはり協力している人材等を求めていかないと、事業進捗も当然できないわけですので、それこそ少ない住民の中からどういう協力体制を求めていくのかというのも、多分協会の課題なのか、観光課の課題なのか、課題として残ってくると思います。いずれにしてもその辺については、これから十分進めていっていただきたいと思っています。

次の部分に進めさせていただきます。令和3年度施策の成果説明の課題に、独立採算による運営は時間を要すると説明されています。今までの質問の内容からすると、事業経費をどの程度見込んでいるのかというようなことを質問、通告してあるんですが、多分事業収入等、どんな事業を想定しているかということも現状では未定ということになりますよね。

○議長（待井安登議員） 観光課長。

○観光課長（中澤明彦） 主な事業収入につきましては、ホームページとか情報発信、物産販売とか、観光PR、またこれらは村からの受託事業だというふうに考えております。

また、今後の全庁挙げての横断的な検討の中で、ふるさと納税や移住相談ということも受けるのであれば、受託ということだと思います。

また、独自の収益事業としましては、体験コンテンツの創生とか、観光協会が旅行業の職をできるかというところもありますが、村内に民間の観光事業会社もございますので、そういったところと連携しまして、ツアー企画をした場合の運営費や仲介費などが収益となるというふうに考えております。

現在、過去には開発公社が行って、村が行って、今、任意団体で行っている修学旅行の得入れ、ほっとステイや環境ウォークといったもの、これも大きな収入源にはつながっていくのではないかとこのように私は考えております。

以上です。

○議長（待井安登議員） 2番、窪寺議員。

○2番（窪寺 務議員） 今、回答いただいた一番最後の部分なんですけれども、ほっとステイとか環境ウォーク等、今、想定しているという話は伺いました。その収入が観光協会の事業収入となるのでしょうか。また備蓄財源というか、説明を見ますと、建設委員会の説明を見ますと、後年度に向けて備蓄するというような内容もあったかと思います。その辺は事業収入ということでしょうか。

○議長（待井安登議員） 観光課長。

○観光課長（中澤明彦） それを備蓄収入ととらえるかどうかというところが、ちょっと今のところは明確なご回答はできませんが、観光協会が行う収益事業だということで協会のほうに入るというふうに考えております。

このほっとステイとかは日帰りコンテンツですので、やはり温泉施設等もございますし、民泊施設もございますので、こういったものを、宿泊を伴うそういった体験ツアーとか、そういったものの企画というものも必要になってくるというふうに私は考えております。

○議長（待井安登議員） 2番、窪寺議員。

○2番（窪寺 務議員） 今の説明を受けたところなんですが、コンテンツですか、事業コンテンツの中で建設課の配付資料の中には、備品等の準備をして、補助事業でそれぞれ何項目かプロジェクトがあったと思いますが、それを設置をして運営をするというような内容になっていました。これもまだ未定な内容だとは思いますが、建設委員会の資料だと現時点で地域づくり推進事業等に既に補助申請をしてあるようなスケジュールだったと思いますが、その辺はどうなっているでしょうか。

○議長（待井安登議員） 観光課長。

○観光課長（中澤明彦） 建設産業常任委員会のほうにお出しした概要的な資料につきましては、体験コンテンツ、小仁熊ダムを活用したアクティビティ、ボートを浮かべるとか、あと電動モーターの関係で元気づくりをあげるということで考えて申請を上げていましたが、村長とも打ち合わせをする中で、やはり最初の投資とか備品を持つということはリスクが高いということで、見直しを行っています。

ただ、小仁熊ダムとかキャンプ場を活用した、そういったマルシェと組んだ小仁熊ダムの活用というものは必要ではないかなというふうに私は考えておりますので、元気づくりとしては例えばボートとか、そういったものの手配というものも考えていますし、また次年度もデジタルスタンプラリーのほうを開催したいというふうには考えております。協会がなかなかちょっと設立に向かっていかない状況がございますので、これが観光課でやるのか、協会へ移行するのかというのはありますが、ここをもうちょっと元気づくりのほうで手を挙げていきたいというふうに私の中では考えているところでございます。

○議長（待井安登議員） 2番、窪寺議員。

○2番（窪寺 務議員） それでは、今、お考えをお聞きました。次の部分に入らせていただきます。観光協会を設立しますと、自主運営が基本となりますが、数年の支援では難しく、総合計画の年度ごとの観光協会の設立・運営事業費、今のところ参考にできるのはそこを参

考にしています。それを参考にしますと、令和4年度の事業費が610万円、5年度で1,610万円、6年度で1,305万円というような数字であります。特定財源については、特別交付税650万円を3カ年、地域振興基金の充当が200万円を3カ年というようなことでお聞きしてあります。この3カ年だけの特別交付税や協力隊への財政補助等が終了しますと、1,000万円を超える金額での一般財源を後年度充当し続けることになるのではないかと危惧されます。まだ事業計画が不明瞭な中、総合計画を基準とした考え方ですが、この現状の中、後年度不足財源はほぼ恒久的に一般財源の持ち出しとなると考えますが、財政面でのお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（待井安登議員） 企画財政課長。

○企画財政課長（久保村公雄） 議員のご指摘のとおり、実施計画では観光協会の運営にかかる費用としまして、令和5年度が約1,600万円、令和6年度で1,300万円と見込んでいます。この中で、協会の運営にかかわる人員につきましては、例えば地域おこし協力隊を採用する。事業実施に伴う設備投資につきましては、補助金等活用する。事業の実施に当たっては事業実施にかかる必要経費、初期投資回収にかかわる料金設定をすることなど、なるべく純然たる一般財源の支出の抑制について考えていく必要があると考えております。

また、来訪者が温泉施設に宿泊する仕組みをつくり、使用料収入の増収につなげる必要もあるかと思います。

行政だけでは人を集める仕組みを構築するのは難しく、観光協会が専門的にそれを担い、継続する仕組みを構築することを期待するものでございます。その中で、事業が軌道に乗るまでの間、一般財源で負担することも必要になってくると考えております。未来永劫一般財源で負担していくということではなく、最終的には独立採算で観光協会を運営していただくことが必要になってくると考えております。

以上です。

○議長（待井安登議員） 2番、窪寺議員。

○2番（窪寺 務議員） 説明わかりました。それでは、ただいま特別交付税の話をしたんですけれども、この地域プロジェクトマネジャーという配置、3年度にはできているんですが、それを総務省の地域プロジェクトマネジャーとはというところで検索してみますと、地域でみずからの課題を解決するためのプロジェクトを策定し、それに必要な人材の要件、定義などを明確化した上で、自治体が公募を実施し、採用に至った人材に財政措置がされる。この

場合、目指したい将来像が地域で共有されており、それを実現するためのプロジェクトがあること、これが前提ということで示されております。首長の旗振りや議会での議論、議決等を通じた地域の理解が重要だと説明されています。既に総務省の3年度特別交付税ベースの地域プロジェクトマネジャー実績30例に、筑北村が入っております。観光協会（仮称）設立&観光振興プロジェクトということで掲載をされています。

既に特別交付税ベースで採用されているこの事業なんですが、特別交付税の算入というのは、今の説明だと令和5年、事業を始めてからということになるのでしょうか。

○議長（待井安登議員） 企画財政課長。

○企画財政課長（久保村公雄） プロジェクトを検討する段階からですので、観光協会を設立するという目的でのプロジェクトですので、令和3年の6月、ちょっと済みません、月まで記憶していませんけれども、から地域プロジェクトマネジャーとして採用しているという状況でございます。

○議長（待井安登議員） 2番、窪寺議員。

○2番（窪寺 務議員） 今、聞いたのは、プロジェクトが策定されているという前提で、プロジェクトマネジャーに対して特別交付税が交付される。このプロジェクトがすべて前提となっている中で、現在の状況を見ますとまだ何も決まっていない段階で、特別交付税を2年もう、いただいてしまうという状況になってしまうんですが、その辺はどうお考えでしょうか。

○議長（待井安登議員） 観光課長。

○観光課長（中澤明彦） 地域プロジェクトマネジャーを募集したのは、観光課ということがございます。募集要項の中には目指す地域プロジェクトマネジャーにやっていただきたいこと、そういったものを、それをプロジェクトというのか、最終的なのは観光協会の設立というのが基本にありまして、それで募集をして、採用をしております。

したがいまして任期は3年、昨年の9月からその職務についておりますので、もう1年半は終わるところ、過ぎるところでございますので、あと1年半の間に私としては立ち上げを、そこまでかけてはいけないと思いますが、それが仕事だというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（待井安登議員） 2番、窪寺議員。

○2番（窪寺 務議員） わかりました。それで次のところに進ませていただきますが、先ほども一部話をしました。議会での議論、議決等を通じた地域の理解が重要だというようなこ

とで、平成 31 年度からの議案等調べても観光協会の関係議案はありませんでした。また、この 1 年、観光協会については全員協議会での扱いありません。この後、どのように検討されていくのか、議論されていくのかわかりませんが、少なくとも総務省へは一連の手続きが終了し、特別交付税対象にもなっている中で、まだ全体事業計画が見えないというような状況です。ほかの質問に村長が答えているように、限られた財源、費用対効果、身の丈に合った実効性の高い事業に財源を充当する考えからも、観光資源の乏しい筑北村の観光事業をあえて観光課、観光協会の二本立てとして多額の一般財源を充当してまで進めていかなければならないのか、村長の率直なお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（待井安登議員） 村長。

○村長（太田守彦） それでは 5 番目の村長の率直な思いということで申し上げます。

まず最初に、窪寺議員がおっしゃられました村のスポーツ施設が今、非常に利用が高く、特に夏場においては合宿等が非常に利用していただきまして、確かにそういった面ではある意味、村の知名度も達しているかと思いますが、やはりそれはあくまでも観光とはちょっと切り離れた部分で、スポーツ施設の利用という形でございますので、広く観光資源として村に経済効果をもたらしてもらうという観点で、私がいろいろ考えているのは、いわゆるこちらに宿泊してもらったり、来てもらったときにお土産に何を持って帰るのか、筑北村で来たときに何かお土産になるものとはというようなこと考えていまして、これからイチゴの時期になればそれなりにあるわけですが、そういったお土産がなかったんですね。

それから今もありましたが、ふるさと納税は基本的に総務課、納税の関係です。総務課なんですけれども、やはりこの筑北村のふるさと納税、ちょっと話はそれてしまいますけれども、大体 2,000 万円ちょっとぐらい。麻績村さんは 5,000 万円ぐらい、それから生坂村、それから最近では池田町が 1 億円を超えてきています。そういったことで、いわゆる行政の皆さんがただ携わっていると伸びてこない。特産品をふやして、育てて、それでふるさと納税の返礼品を充実させていく。私は口酸っぱくお願いをしているんですが、なかなかうまくいかない。なので、あえて観光課長にはふるさと納税ではないですけれども、一定伸びたら、その部分は観光協会へバックすれば、それはそれで収益になるんじゃないかというような形で、ある意味、私が欠けていると思うのは、必要性はあると思うんですけれども、観光の収益源をどうするかということが、まだ練られていないということで、私は苦言を呈したところです。

例えば先ほどもありましたけれども、環境ウォークですとか、マルシェとか、そういった

小規模なものでどれだけ収益が上がるかということよりも、コアな収益基金をつくり出していく、その発想がまず欠けているというふうに率直に思っております。

したがいまして今の観光のホームページに、やはり魅力あるホームページをつくるということも、観光協会の仕事となればそれはそれで村としては委託できるわけですから、そういう意味で先ほど鎌田議員に申し上げましたとおり、ある程度は収益事業のほうを確立してもらいたい、そのビジョンが私は今、欠けているのかなというふうに考えております。それ以前の問題として、ことしの3月に申し上げましたのは、いわゆる設立に向けたスケジュール、それからいつ、何を成果物として出すのか、その辺がまだ私としてはいただいております。ということでございますが、私も反省しますけれども、再度皆さんにはいろいろご指摘を受けているわけでございますけれども、観光協会については、私はこれから村の観光PRをしていく上で、行政とは切り離れた位置づけとして、観光協会を設立していきたいと思ひますし、それに向けては極力、委託契約をする中で、ある程度の収益性を持って運営していただきたいと思ひております。

それとあと済みません、もう1点だけ、お願いしたいと思うのは、いろいろな何ていうんですか、構想を聞くわけなんです、やはり欠けていると思うのは、ある意味、商工会ですとか、いわゆる直売所ですとか、そういった、スポーツ施設もそうですけれども、村民の皆さんを巻き込んで、やはりある程度、観光協会立ち上げていかないと私は持続性がないと思ひておまして、そのマネジャーさんの努力はわかるんですけれども、もう少し巻き込んでいくということも、これは今後持続性の面で必要になってくるかと思ひておりますので、そういった点も私としては今後の検討の中へ加えていかなければならないというふうに思ひておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（待井安登議員） 2番、窪寺議員。

○2番（窪寺 務議員） 村長のお考え、思いについては、今、お聞きしました。いずれにしても「限られた財源」という言葉を使う中で、設立したら設立したでやっぱりそれを十分活用していかなければいけないかと思ひます。この問題については、既に設立したわけではなくて、これについて観光協会の全体事業計画とか、設立計画とか、そういうものについて当然議論ができる場が今後設けられるということによろしいんですね。

○議長（待井安登議員） 観光課長。

○観光課長（中澤明彦） そのような場を設けてこなかったというのが、ここまでするので、当然議員の皆さんにもお諮りしたいと思いますし、設立に当たっての当初協議会とい

うことも念頭に入れておりましたので、そういったものも開催したいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（待井安登議員） 2番、窪寺議員。

○2番（窪寺 務議員） いずれにしても限られた財源をどこへ使うか、やはり村長の判断であります。いずれにしても同じ1,000万円、住民だったら区の要望に充当してくれとか、そのほうがよっぽど自分らのそれこそ満足度の高いお金の使い方になります。観光協会、10年、20年後の村を見据えてという、何かちょっとポイントが違うのかなと思いますが、いずれにしてもそういう部分を踏まえながら、今後、観光協会の全体事業計画や設立計画等のところに議論できる場を設けていただき、議論が深められればと思います。

以上で2番、窪寺の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（待井安登議員） 以上で2番議員の一般質問は終了しました。

◇ 小 山 正 博 議 員

○議長（待井安登議員） 順番10、村長の政治姿勢について、2、令和5年度予算編成への施策反映について、3、みどりの食料システム法への村としての取組について、4、坂井高齢者生活支援センター（上安坂公民館）施設・設備の安全性について。3番、小山正博議員。

3番、小山議員。

○3番（小山正博議員） 3番、小山正博です。令和4年12月定例議会の一般質問をさせていただきます。

ただいま議長が読み上げていただきましたが、同僚議員とだいぶ重なるところがありますが、一応質問事項を読み上げます。1番としまして、村長の政治姿勢、チクホク新時代、筑北地域は一つ、そして住民との対話を通じ、命と暮らし、豊かな自然を守る、住みやすい村づくりを掲げ、1年間を経過しました。村長自身、この1年間をどう総括していくか、伺うということでございます。

細かく村長公約6項目、ここに書いてありますが、一応読み上げたいと思います。1つ、新型コロナウイルス対策、2つ、若者定住と子育て支援の充実、3つ、高齢者の安心・安全、4つ、S I Cによる作業振興と雇用、5つ、防災・減災と筑北の豊かな自然、6つ、公共施設の有効活用と統廃合ということで、質問を上げてありましたが、同僚議員にも答えをいただいて

おりますが、村長自身のこの１年間をどう総括しているかについて、もし不足というか、つけ加えることがあったら、お伺いします。

以下は質問席にて質問させていただきます。

○議長（待井安登議員） 村長。

○村長（太田守彦） 小山議員のご質問で、（１）から（６）まで個別に質問は用意、答弁は用意していたわけですが、今、総括的な評価ということでございましたので、総括的な部分で今までの中で欠けておる部分を中心にお話しさせていただきたいと思っておりますけれども、私、「チクホク新時代」ということで、お話しさせていただきましたが、やはりその部分については特に麻績村と共同でできる事業については、積極的に働きかけを行いまして、事業化を進めてきたということで、この辺につきましては一定の評価をしているところでございます。筑北地域共通の燃料購入商品券、２回実施させていただいておりますし、それからごみ袋が値上がりしたときにも、麻績村さんと共同で値上げ分補填しようですとか、通学定期につきましてもＪＲの活性化という意味で、麻績の村長さんとも協議して迅速に対応してまいりました。その辺につきましては、ある意味新しい連携の仕方ができたのではないかなと思っております。まだ公共交通ですとか、いろいろ学校のクラブの問題ですとか、課題はございますけれども、まずは１年という中でできることはやらせていただいたと思っております。

それからやはり１年間通じて、ことし特に新年早々、まん延防止等重点措置等がありまして、本当にコロナの感染防止対策については９回も本部会議を開きましたが、ある意味で村民の皆様にはちょっと利用制限等厳しいと思われたかもしれませんが、ある意味、感染防止、村の医療機関体制も脆弱でございますので、ちょっと厳しい制限だったかもしれませんが、コロナまん延防止については一定の抑制ができてきたのではないかなというふうに考えております。

一方、新型コロナの経済対策という面におきましても、国から地方創生臨時交付金が何回かにわたって交付されてきましたけれども、私は何度も申し上げますとおり、公平に、そして最大限この交付金を使いたいという思いから、お１人３万円ということで、商品券事業を実施させていただきましたし、それからプレミアム食事券事業、学校給食の食材の値上げといったことで、いわゆる値上げに非常に困窮した部分について、タイミングをはかりながら取り組んでまいったということは、私の中では評価をしております。

それと公共施設の有効活用と統廃合ということでございますが、今回旧筑北小学校につきましては北アルプスの風學舎への民間譲渡、それから大沢の加工施設の民間業者への譲渡と

ということで、少しではありますけれども、統廃合なりそれから除却も進めることができました。

また、マイナンバーカードにつきましても、おかげさまで村民の皆様のご理解をいただく中で、当初 30%だったものが今 60%を超え、大体 3 人に 2 人ぐらいカードを持っていたいただけるようなところまで来ておりますが、そういったところも村民の皆さんにも感謝するとともに、今後も進めていきたいというふうに考えております。

ある意味、評価はそういった部分ですが、いろいろまだできていない部分につきましては、対話ということで、行政懇談会も開けておりませんし、もっと村内を巡回して、いろいろ皆様との対話を広げていかなければいけないという点につきましては、これはまた課題として重く感じておりますし、若者定住をより積極的に進めなければいけないというのは、この 1 年間を通して非常に痛感したところでございます。

あわせて、道路の整備、それから上下水道のいわゆる更新といった社会インフラの整備についても、今後お金をかけて取り組んでいくべきものだと考えています。

そういった中で、総括的になりますけれども、いろいろある程度評価している部分もございますし、まだまだ足りない部分もございますので、今後、議会の皆様にもいろいろご意見をいただきながら、進めていきたいと思っております。よろしくお願いします。

○議長（待井安登議員） 3 番、小山議員。

○3 番（小山正博議員） どうもお答えありがとうございます。村長の新しい筑北村というイメージで、村長自身の見解を、総括を今、述べられました。確かにそういう面では前政権といたしますか、とは変わった面も多々あります。ただ、私のイメージといたしますか、ハード的な面では補助金、それから燃料等の、麻績村さんと共同してなされてたということなんですけれども、村長ご自身もおっしゃっていたように、公共交通、バス等の問題がまだ具体化されてないのは私は非常に残念ですし、このハードの面よりお金を配るといたしますか、そういうことよりむしろいろんな共通の課題、人口対策、それから鳥獣被害、それから荒廃地対策等、共通の話題があるので、これは個々でやってもなかなかできない面もありますし、水道の問題にしても広域化、下水道に関してもそういう問題がありますので、ぜひ次年度においてはこの点に力を入れていただければと思います。

それと先ほど村長ご自身がおっしゃった、懇談会等はできなかったというお話でしたけれども、私が見る限りでは、私は坂井地区に主に活動しておりますが、村長がこちらへ見えて、こちらといたしますか、直売所等へ訪問している姿はたびたび見受け、姿を見ているので、村

長少しでもそういう情報収集なりということで活動といいますか、やっておられるという見方をしております。そういう意味で、大仰にといいですか、報告会という形で人を集めなくても、この1つひとつの積み重ねでやっていただければと思います。そういう点では私は個人的には評価したいと思います。

では、次の質問をさせていただきます。令和5年度予算編成への政策反映ということでございますが、先ほどのことと重なる面もありますが、まず1番目の項目としまして、一般会計予算見込み額ということでございますが、これもまだ査定中といいますか、1月末の査定ということなんですけれども、例年この時期で総額は今まで答えられていたような記憶がありますが、全然どういう、今年度を上回るのか、今年度並みなのか、それ以下になるのかということは私としても非常に興味があります。その点について、お答えができるならお答えをお願いします。

○議長（待井安登議員） 企画財政課長。

○企画財政課長（久保村公雄） 令和5年度一般会計の予算見込みということでございます。

議員ご指摘のとおり、これから予算編成に取り組むところでございますので、はっきり申し上げることができません。ご理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（待井安登議員） 3番、小山議員。

○3番（小山正博議員） そういうふうに答えられちゃうと質問のしようがないんですけれども、そういうことなら仕方ありません。

では、当然例年この時期といいますか、質問しているんですけれども、財政健全化の具体的な取り組みということでございますが、これも毎回というのは聞いておりますが、基本的な考え方だけお示してください。

○議長（待井安登議員） 企画財政課長。

○企画財政課長（久保村公雄） 予算編成方針に基づき、各課には要求をお願いしているところでございます。具体的にでございますが、村税及び料金等の徴収強化に努めること、備品の更新であるとか、施設の修繕、消耗品等につきましては予算要求するものは必ず状態を確認し、過剰な予算要求をせず、真に必要なものにすることなど、予算編成方針に盛り込み、各課をお願いしているところでございます。小さなことですがこつこつと積み上げてまいりたいと考えております。

また、当初予算への反映ということではございませんが、基金の運用方法の検討ですとか、

公債費とのバランス等を見ながら、地域振興基金の積み立て等、将来を見据えた財政運営に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（待井安登議員） 3 番、小山議員。

○3 番（小山正博議員） 同じ予算といいますか、組んだとしても現在の物価高騰の折に非常に厳しい状況となると思います。建設費については、1 キロの予算が 900 メートルしかできないというようなお話も全協で伺っておりますので、ぜひ全庁一丸となってコストを見た上で、より効果的な予算編成をお願いしたいと思います。

それで3 番目の保育園、小学校、中学校の給食の無料化については、同僚議員からの質問について、村長等ほとんどお答えになっておりますので、これはわかりました。

それから4 番目のコロナ禍における公民館活動の再生(コミュニティの回復)についても、一応お答えがありますので、これは省かせてもらいます。

5 番目なんですけれども、温泉施設等の有効活用ということに関しても、私、聞きたかったのは村長公約の中でバスを回すというお話もありましたが、これについてもある程度のご回答を答えられていますので、これについても省かせていただきます。

それでは3 番目の質問をさせていただきます。みどりの食料システム法への村としての取組、これは私も新しい法律ということで、ちょっと調べてみたんですけれども、最終的な目標の年は 2050 年ということで、まだ先のような感じがしますが、ただ、私、思うに今から取り組んでいかないといけないということを思います。

農林水産省では、食料、農林水産業の生産性向上と持続性の両立を実現するために、施策方針としてみどりの食料システム戦略を 2021 年 5 月に発表しました。みどりの食料システム戦略の目標年次は 2050 年、これは菅前総理が、首相が 2020 年 10 月カーボンニュートラルを目指すとした目標年次と同じです。CO₂の排出量をゼロ、化学農薬リスク換算 50%削減、それと化学肥料 30%減、有機農業栽培面積を国全体として 25%に拡大、具体的には 100 万平方メートルということでございます等の 14 の目標を掲げております。

そしてこの時期にこういう有機農業云々という話が出ているんですけれども、今のウクライナ、ロシアの紛争によって化学肥料、農薬等の高騰が続いております。言い方は悪いんですけれども、こういう時期にこういう方策が出たということは、これにのっとって農業施策のほうも変えていただければと思ひまして、私はあえてこの質問をさせていただきました。

なぜかという、9 月の議会でも質問しましたけれど、筑北村にはゆうきセンターがござ

います。これは施設の統廃合の対象にはなっておりますが、こういう面で見たときに、これは将来的に非常に有利な施設であると私は考えております。村としてこの戦略といいますか、対応について、どのような対応をされているか、お伺いします。

○議長（待井安登議員） 産業課長。

○産業課長（高野弥寿生） ご質問にお答えします。小山議員のおっしゃられたみどりの食料システム法でございますが、正式名称は「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」という法律でございます。4月に国会で成立しまして、この7月1日施行されました。同法15条第1項に規定する国の基本方針の制定に伴い、長野県において同法第16条第1条に規定する基本計画を、本年度中に県内の全市町村と共同、つまり長野県と77の市町村の連盟で策定し、公表することとなっております。つい先月、24日でございますが、農政担当者向けの県の主催のウェブ会議でございますが、市町村担当者会議が開催されたばかりでございます。

先ほど小山議員がおっしゃられていただいた基本方針にございましたが、そちらの目標をもとに長野県が基本計画の素案を現在、作成中でございます。市町村への意見聴取、これには農業委員会等も含まれますが、そういった市町村への意見聴取、それから県民へのパブリックコメントの募集、そういったものを経てこの計画案ができ上がった段階で、県が国と協議を行って、来年令和5年3月末までに公表していく予定となっております。

本村としては、その長野県基本計画が公表された後、その計画内容に基づいて農業分野における環境負荷低減の取り組みを進めていく、そういったことになります。

以上です。

○議長（待井安登議員） 3番、小山議員。

○3番（小山正博議員） 説明ありがとうございました。できたばかりの法律で、施策であります。当村にとっても非常に受け入れるといいますか、持続可能な農業に関して有効な施策だと思いますので、ぜひいろんな面で勉強というか、取り入れて対応していただきたいと思います。

では、4番目の質問をします。坂井高齢者生活支援センター、いわゆる上安坂公民館兼用になっておるんですけれども、施設・設備の安全性についてということであります。

坂井地区の上安坂地区の要望にも上げられておりますが、施設の裏の崖の安全性に不安を持つ地域住民がおり、要望書にも地区要望にも上げられております。土砂災害は近年10年間で1.3倍に増加したとのデータもあります。行政としての対応を伺います。

また、指定避難所でもあります。トイレの問題（湿気、結露）があると住民の声もお聞きします。現状についての見解と改修予定を伺います。

○議長（待井安登議員） 建設課長。

○建設課長（宮島治彦） それでは初めに施設裏の崖の安全性について、私のほうからお答えをさせていただきます。

議員ご質問の坂井高齢者活動生活支援促進機械施設につきましては、合併前の坂井村当時に、旧坂北小学校高萩分校跡を上安坂公民館として使用していましたが、老朽化と当時の村民ニーズにこたえるため、農産物加工施設などを併設した集会施設として、同じ場所に整備したものでございます。

施設整備を行った平成 13 年ごろには、土砂災害防止法に基づく土砂災害の恐れのある区域とは認識しておりませんでした。平成 25 年度ころから、長野県の事業として土砂災害防止法に基づく土砂災害の恐れのある区域の調査を行った結果、急傾斜地の特別警戒区域に位置していることが判明いたしました。早急にその代替施設が整備できる状況にないことから、現在に至っているものでございます。

議員ご指摘のとおり、地元上安坂区からも、この件につきましては区要望をいただいているところでございます。

このことから村としましても、長野県犀川砂防事務所へ急傾斜地の崩壊防止対策について、要望を行っているところでございます。担当する犀川砂防事務所によりますと、土砂災害発生時の被害を極力低減するという観点から、土砂災害防止法における警戒区域及び特別警戒区域内に、要配慮者利用施設や避難所等を有する箇所において、今後重点的に対策を講じていくという方針であるということでございます。

当該施設につきましては、村の避難所としておりますが、災害の種類に応じて、他の避難施設への避難指示を出すようにしております。また地域の皆様方には、普段と違う異変等がございましたら、情報提供をしていただきますよう、お願いしたいと思います。

私からは裏の崖の安全性については、以上となります。

○議長（待井安登議員） 続いて、産業課長。

○産業課長（高野弥寿生） では、私のほうで（２）のほうです、トイレの湿気、結露等の関係を説明させていただきます。

坂井高高齢者活動生活支援促進機械施設につきましては、１階のトイレ前通路の下に地下ピットがございます。そこで山から出ている湧水を１カ所に集めて、一定の水位になると水

中ポンプが作動し、たまった水を施設の外へ排水する仕組みとなっております。

夏場は湧水がたまるピットと施設内の温度に差があるため、トイレの地下ピットの上の通路の部分と、その通路に隣接するいわゆるトイレの手洗い場、その床が結露いたします。結露によって床の表面が濡れますので、歩行事業にすべるという報告も産業課のほうにはいただきました。現在、応急対策として、段ボールを広げて床面に敷いております。先週現場を確認してまいりましたが、寒くなっており、室内外の温度差が少なくなっておるため、結露しておらず、敷いた段ボールはもう乾いた状態でしたが、夏場の結露避けられないため、結露しても歩行時に滑らないように、マット等を敷くことを計画しておりまして、新年度の予算で計上する予定であります。

以上です。

○議長（待井安登議員） 3番、小山議員。

○3番（小山正博議員） 崖の対策については、県なりに要望して、重要ということで認識されて、認定されておられますので、ぜひ早急の工事の推進のほうをお願いしたいと思います。

また、トイレの問題につきましては、確かに私も区長さんにお聞きしたところ、現状では段ボールもとってあるということなんですけれども、梅雨時になって水位が上がったときには、そういう状況になりがちだという話も伺っております。

そして私、ただ聞いた、設備屋さんのほうにもお聞きしたところ、水中ポンプで水を抜いて、根本的な解決はされたけれども、湿気がたまるということについては、何かやりようがありますかという質問したところ、換気扇をつけるとある程度、湿気を換気するという考え方なんですけれども、マットを敷くのもいいですけれども、そこぬれたり、かびたりするということもあるので、床下への換気扇の取り付け等も含めて、検討して対応していただければと思います。

それと区の方と話した中では、区要望ということで最近、年に1回10項目という形で絞って要望してはいるんですけれども、その回答については年に1回ということに回答がされるようなんですけれども、まとめてというか、できたことに関してはその都度区長さんのほうへでも連絡いただければ、区長さんとしてもほかの住民に連絡ができるというようなお話も聞きましたので、これ、ちょっとした心遣いといいますか、対策、すぐできることとできないことがありますけれども、少なくともやったことに関しては、村はこうやったんだということで、連絡していただいたほうが行政に対する信頼感が増すように思います。ぜひこの点、検討をお願いします。

以上で私の質問を終わります。

○議長（待井安登議員） 以上で3番議員の一般質問は終了しました。

◇ 玉 井 玲 子 議 員

○議長（待井安登議員） 順番11、1、スクールバスの安全管理について、2、通学費補助について、3、キャンプ場について、4、体育館の使用料金について。4番、玉井玲子議員。
4番、玉井議員。

○4番（玉井玲子議員） 4番、玉井玲子です。これから令和4年12月定例議会の一般質問をさせていただきます。議長が読み上げていただいたように、4つの質問をしたいと思います。

1つ目、スクールバスの安全管理について。

全国では、静岡県での通園バスに置き去りにされた事件や小学生が違うバス停でおろされて、自宅まで歩くなどの事件が報道されています。そこで次の3つの点について、お伺いいたします。

1、保育園、小学校のバス通園児の人数をお伺いいたします。

以下の質問は、質問席にて質問させていただきます。

○議長（待井安登議員） 教育次長。

○教育次長（宮坂英幸） それでは保育園、小学校のバス通学児の人数について、お答えいたします。

令和4年12月1日現在となります。ひまわり保育園7名、小学校105名、中学校20名です。

○議長（待井安登議員） 4番、玉井議員。

○4番（玉井玲子議員） 人数はわかりました。やはり小学生、中学生が多くなっているということですね。今、現在では坂井保育園では、村営バスで通っているお子さんはいないという認識でよろしいでしょうか。

○議長（待井安登議員） 教育次長。

○教育次長（宮坂英幸） 坂井保育園では、現在、スクールバス等を使って登園しているお子さんはいらっしゃいません。

○議長（待井安登議員） 4番、玉井議員。

○4番（玉井玲子議員） わかりました。昨日の「信濃毎日新聞」でも、県の緊急点検の結果、安全確認で3割が不徹底であったと報道されておりました。バスの具体的な安全管理体制をお伺いいたします。

○議長（待井安登議員） 教育次長。

○教育次長（宮坂英幸） それでは具体的な安全管理体制について、お答えいたします。

スクールバス運行における園児、児童、生徒の安全管理につきましては、静岡県で発生した事故以来、以前から降車後の車内確認等を示した運行対応マニュアル及びバス添乗マニュアルを作成し、運行委託業者とも共有し、確認を行っております。降ろし忘れの痛ましい事故を受け、複数回確認を行うよう、マニュアルの改訂も行っております。

保育園では、添乗員がバスに乗車し、添乗員は降車時名簿を見ながら1人ひとり降車させ、名簿のチェック後に添乗員が最後に車両最後列まで移動し、1列ずつ確認をいたします。その間、バス運転手が園児の見守りを行っております。その後、まとめて園舎まで連れていき、クラス担任に園児の引き渡しと連絡事項等を伝えます。運転手は忘れ物の確認と降ろし忘れがないか、1列ずつ確認いたします。運転手は車庫に入庫後、最後列まで移動し、再度忘れ物の確認と清掃、消毒をかねて、おろし忘れがないか、1列ずつ確認を行っております。

小中学校でも同様に、運転手が小中学校で降車後に最後列まで移動し、忘れ物等の確認を1列ずつ行い、車庫へ戻ります。車庫においても同様に忘れ物の確認と清掃、消毒を兼ね、降ろし忘れがないか、再度1列ずつ確認を行います。

運行委託業者におきましても、運行記録において運行ごとに運行マニュアルによる安全管理が行われているか、確認を行う体制をとっております。

○議長（待井安登議員） 4番、玉井議員。

○4番（玉井玲子議員） 丁寧な確認がされているようで、安心いたしました。

新聞報道でもありましたが、バスの安全装置の整備を推進するというふうにありました。村の計画はどのようなになっているか、お伺いします。

○議長（待井安登議員） 教育次長。

○教育次長（宮坂英幸） それでは今後どのような対策を考えているかということで、お答えいたします。

今後の対策としまして、ハード面、ソフト面に分けてご説明いたします。ハード面では、送迎用バス安全装置の設置義務化が予定されております。国が検討しています車内置き去り防止を支援する安全装置の仕様につきましては、機器の設置をスクールバス全6台に設置を

検討しております。現時点では、設置費用の補助や装置の仕様に関するガイドラインが示されておきませんので、具体的な設置費用等は現在、不明でございます。

また、ソフト面では、年度初めに児童にはバスの乗車や走行中に守るべき安全指導は行っておりますが、置き去りでの対処法を特別に指導してはおりません。今後置き去りにされた場合に児童が1人で対処できるよう、方法等を安全指導とあわせ教えていくよう計画をしたいと思ひます。

今後も安全・安心なスクールバスの運行を行うよう、園、学校、バス運行委託業者とともに連携し、必要な措置を講じ、運行マニュアルに改訂の必要があれば見直しを行いたいと考えております。

以上です。

○議長（待井安登議員） 4番、玉井議員。

○4番（玉井玲子議員） しっかり計画もされているようなので、安心いたしました。やはりあとソフト面で子どもたちですとか、小さい保育園児などがもし取り残されてしまった場合のクラクションを鳴らすですとか、簡単にあけられるような方法を安全装置などが取り付けられれば、もっと安心になるかと思ひます。

このバスもそうですけれども、各家庭でもやはり起こり得ることなので、各家庭でも子どもたちとそのような話をしていって、皆が安全に使っていければと思ひます。

では、次の質問に移らせていただきます。通学費補助について。

9月から実施している通学費補助について、実施状況を伺ひます。先ほど同僚議員が人数のところでは聞かれていましたので、想定164人で今のところ申請人数が52名だということは理解いたしました。その数字を聞きまして、想定からするとまだ大体3分の1程度の人たちが申請をしているのかなと思ひます。実際に通っている方と多少人数は違うかもしれないんですけれども、まだ100人以上の想定人数の方が申請をされていないというのは、これからどのようにやはりなるのかなというふうに、ちょっと心配をされる点だと思ひます。

2つ目の質問をさせていただきます。この補助制度はいつまで続けるのか、今後の見通しをお伺ひいたします。

○議長（待井安登議員） 総務課長。

○総務課長（窪田信幸） それではお答えいたします。今後の方針ということでございますが、現在、予算編成時期でもございますが、令和5年度につきましても同様の補助制度を継続して行っていきたいということで計画をさせていただいております。

以上です。

○議長（待井安登議員） 4 番、玉井議員。

○4 番（玉井玲子議員） わかりました。令和5年度以降というところは、まだ未定というところででしょうか。

○議長（待井安登議員） 総務課長。

○総務課長（窪田信幸） 議員おっしゃるとおりで、令和5年度については、今、申し上げたとおりでございますが、6年度以降の補助金については今後ということで検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（待井安登議員） 4 番、玉井議員。

○4 番（玉井玲子議員） やはりこの施策についても、もちろんJRとの利用促進という面もあるでしょうけれども、先ほどからほかの議員さんも言われているような、子育ては筑北村でというところの大きなメリットになる部分ではないかなと感じられます。その点について、この制度の今後の考えを、村長の考えをお聞かせください。

○議長（待井安登議員） 村長。

○村長（太田守彦） 私は制度は導入した以上は続けていくという考えで決めたので、あと問題とすれば、比率を上げていくですとか、いろいろあるかと思います。ただ、これ事務手続きがありますので、年1回とさせていただきたいと思っております。

それから、これ次の質問にあらうかと思っておりますが、私は6カ月の定期が多いのかなと思ったら、意外と3カ月の方が多いということでございますので、こちら辺も有利な6カ月を使っていればなというような思いもありますが、利用状況を見ながら検討してまいりたいと思っております。

また、次の関連かもしれませんけれども、3カ月を買われた方は、まだ来年の1月、2月、チャンスがございますので、そういった方々へも周知を広げていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（待井安登議員） 4 番、玉井議員。

○4 番（玉井玲子議員） 今やはり6カ月の定期と3カ月の定期のところですけども、やはり制度が知ったところで、現金でしか定期が買えないというところが、大きなネックになるのかなと思います。やはり通学定期も、区間にもよりますけれども、6カ月になりますと5万円から6万円などになってくると思います。一気に現金で買えという形で、それを用意するのが難しかったりするのかなと思います。これは制度を続けていけば、その分お金を少し

ずつためるですとか、そういう形で対応することもできるかと思いますので、続けていくことにとても意味があるのかなというふうに私としては感じました。

今、ちょっと簡単に答えていただきましたけれど、3番、今後の周知方法の点で、やはり坂井地区の聖高原駅を利用している方などにも、どのように周知をしていくのか、冠着駅などでは駅のところで学生さんに申請用紙を配っていただいたりですとか、声をかけていただいたという話を聞きました。聖高原だとやはり麻績ではやっているとは思いますが、また制度が違うといえますか、用紙も違いますし、そこら辺でちょっと心配されている住民の方もいましたので、それだけではないですけれども、今後の周知の方法をどのように考えているか、教えてください。

○議長（待井安登議員） 総務課長。

○総務課長（窪田信幸） 周知の方法ということでございますが、現在、議員もおっしゃられたように、村内の3駅で通学定期購入補助制度のご案内をさせていただいております。また通学定期の購入者には、駅員よりお知らせ、申請書等もご案内させていただいているところであります。

また、「ホットスポット」の9月号には、制度の内容を掲載して、今年度の事業についてお知らせをしたところでございますけれども、令和5年度につきましても同様に「ホットスポット」を活用したり、またはホームページ等々のメディアを使ってという形で、お知らせをして、周知をしてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（待井安登議員） 4番、玉井議員。

○4番（玉井玲子議員） やはり多くの方に知っていただいて、せっかくつくった制度ですので、皆さんに活用していただきたいと思います。

次の質問に移らせていただきます。3番、キャンプ場について。

現在、キャンプ人気が高まっております。村内のキャンプ場の現状を伺います。1つ目、2つのキャンプ場の昨年と今年度の利用人数と村内外の利用人数を伺います。

○議長（待井安登議員） 教育次長。

○教育次長（宮坂英幸） それでは、ふれあい広場キャンプ場、やすらぎ広場キャンプ場の昨年とことしの利用人数について、お答えいたします。

利用申し込みがありました利用者数をカウントしてございます。ふれあい広場キャンプ場の利用人数は、令和3年度が村内180名、村外1,238名、計1,418名です。令和4年度は村

内 275 人、村外 1,613 人、計 1,888 人です。やすらぎ広場の利用人数につきましては、令和 3 年度が村内 9 名、村外 178 名、計 187 名です。令和 4 年度につきましては、村内 31 名、村外 144 名、計 175 名です。

以上です。

○議長（待井安登議員） 4 番、玉井議員。

○4 番（玉井玲子議員） 確かにすごく人数が多くなっていて、キャンプ人気をうかがわせるところだなと思います。村内の人数よりも村外の方たちが思ったよりも多くて、たくさんの村外の方に来ていただけるということで、とてもいい機会になっているのではないかなと思います。

2 つ目、テントサイトやオートキャンプサイトの村民の利用料の見直しが妥当と考えますが、見解をお伺いいたします。

○議長（待井安登議員） 教育長。

○教育長（滝澤昭文） 体育施設設置条例により、キャンプ場のテントサイト、オートキャンプサイトの村民の使用料は無料となっております。これは他の体育施設を初め公共施設の使用料を村民は無料としていることによります。村民からの使用料徴収は、受益者負担の観点から必要なものと考えますが、村合併以前からの経緯や住民を無料としている郡内の自治体が多いこともあり、住民の方への丁寧な説明と理解を得ることが必要となります。

今回の議員からのご意見を踏まえ、全庁横断的な検討も必要であると考えております。

以上です。

○議長（待井安登議員） 4 番、玉井議員。

○4 番（玉井玲子議員） 体育館施設などは、村民が無料ということはすごくわかりやすいと思いますか、前からのことなんですけれども、やはりキャンプ場というのはレジャー施設になってくるので、少し体育館などの使用とは違うふうに考えていって、とらえていてもいいのではないかなと私は感じます。今でも温泉施設などの宿泊などは、村民でも普通に負担をしていると思います。やはりレジャー施設という部分で、コテージのほうは半額負担という形になっているので、そこをキャンプのサイトのテントサイトなど、オートキャンプのところも半額負担という形にしていてもいいのではないかなと、今、やはり人件費も大変だと思えますし、広大なキャンプ場を維持していく維持管理には、やはり少しずつみんなが負担していくところを考えていてもいいのではないかなというふうに思いますので、検討をお願いいたしたいと思います。

3 番目、キャンプ場の担当を前からも同僚議員が言われていますが、観光課に変更し、観光事業に力を入れていくことが望ましいと考えますが、見解をお伺いいたします。

○議長（待井安登議員） 教育長。

○教育長（滝澤昭文） ふれあいキャンプ場及びやすらぎキャンプ場は、条例上体育施設と規定しました。現在、教育委員会が管理をしております。

キャンプ人気の高まりにより、ハイシーズンの週末やお盆はすべて予約で埋まっている状況で、今年度からふれあいキャンプ場は1カ月間期間を延長して営業するなど、教育委員会としても力を入れているところであります。

観光課への所管がえのご提案ですが、来年度からキャンプ場と周辺施設のサッカー場、本城球場と一体的な管理体制も計画しておりますので、これまでどおり令和5年度につきましては、教育委員会で所管していく考えです。

以上です。

○議長（待井安登議員） 4 番、玉井議員。

○4 番（玉井玲子議員） わかりました。この件に関して、村長のお考えはいかがでしょうか。

○議長（待井安登議員） 村長。

○村長（太田守彦） 玉井議員から、体育施設ではなくレジャー施設の観点という提案で、これはまた参考にさせていただきたいと思っております。

いずれにしても非常にキャンプ人気が高いということで、サッカー場も非常に多くお見えになってきております。先日のイベントを開催したときに、駐車場が足りないといった、うれしい面もございますので、また総合的に検討してまいりますので、いろいろまたご意見をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（待井安登議員） 4 番、玉井議員。

○4 番（玉井玲子議員） 今、村長もおっしゃっていたように、私もここ2回行われた、ふれあい広場で行われたイベントに出店者として参加させていただきました。本当にたくさんの村外の方が多かったんですけれども、親子の方たちがとても楽しそうに訪れていて、すごくにぎわっていました。このようなところがあるということを全然知らなかった方も多かったようで、新しくすごく若い方たちが多かったように思います。なのでそういう方たちに知っていただける本当にいいきっかけになると思いますので、やはりここは観光のところで力を入れて考えていっていただきたいと思います。

4 つ目、体育館の使用料について、お伺いいたします。

1 つ目、施設使用料は、いつ、何を根拠に決められたのか、お伺いいたします。

○議長（待井安登議員） 教育次長。

○教育次長（宮坂英幸） それでは施設利用料の料金の設定について、ご説明させていただきます。

体育館使用料につきましては、旧 3 村での合併協議会での協議を経て、平成 17 年の合併時に筑北村体育施設設置条例として制定されました。平成 26 年には消費税増税に伴い、同規模の本城、坂北体育館の使用料も統一を行いました。

使用料金の設定につきましては、従前の使用料を基本とし、近隣町村の料金も参考とし、使用料の設定をしたとお聞きしております。その後、バドミントン体育館への改修及び令和元年の消費税増税による使用料の見直しを行い、現在に至っております。

以上です。

○議長（待井安登議員） 4 番、玉井議員。

○4 番（玉井玲子議員） 今回近隣の市町村のホームページなどから、体育館の使用料をいろいろ調べてみました。本城体育館と坂北体育館は半日で今 6,210 円、1 日午前 9 時から 5 時までの 8 時間利用という設定で 1 万 2,420 円、坂井体育館は半日 1,330 円、1 日で 2,660 円で、近隣の麻績の体育館は午前が 3,240 円、午後が 5,400 円で、1 日 8,640 円、体育利用ではなくて講演会などの利用ですと麻績体育館、午前中 5,400 円、午後 7,560 円の 1 日 1 万 2,960 円となっております。生坂村のところは午前が 2,000 円、午後が 3,000 円、1 日で 5,000 円、安曇野市では明科体育館と三郷体育館は 1 時間の使用料が 1,200 円で、8 時間換算にしますと 9,600 円、堀金体育館と穂高体育館は 1 時間が 1,600 円で 1 日換算 1 万 2,800 円。松本市は総合体育館などの大きいところはちょっとけたが違うので比較しませんでした。普通の体育館ですと 2 時間で 1,250 円で、1 日の 8 時間に換算すると 5,000 円でした。

それを調べてみまして、とても筑北村の使用料が高く設定されているなというふうに感じました。なぜここまで高く設定されているのかなというところが、ちょっと疑問に私としては感じました。

それを踏まえまして、2 つ目の質問をさせていただきます。過去 3 年分の使用料収入と、維持管理費をお伺いいたします。

○議長（待井安登議員） 教育次長。

○教育次長（宮坂英幸） それでは過去 3 年分の使用料収入と維持管理費について、ご説明いたします。

本城体育館、坂北体育館、バドミントン体育館につきまして、令和元年度から令和3年度の使用料収入と維持管理費でございます。なお維持補修修繕工事は維持管理費から除いてございます。

まず本城体育館でございます。令和元年度使用料収入 48 万 9,910 円です。維持管理費は 81 万 1,532 円です。令和2年度は使用料収入 11 万 1,740 円です。維持管理費は 82 万 3,444 円です。令和3年度につきましては使用料収入 7 万 5,520 円です。維持管理費については 80 万 9,502 円です。なお本城体育館の電気料につきましては、本城公民館とメーターが1つのため、見込み値ということで案分して計上してございますので、ご承知おきください。

続きまして坂北体育館です。令和元年度につきましては使用料収入 2 万 6,900 円です。維持管理費は 86 万 5,743 円です。令和2年度は使用料収入額 0 円です。維持管理費は 73 万 602 円です。令和3年度につきましては使用料収入額 1 万 2,420 円です。維持管理費は 82 万 8,118 円です。坂北体育館につきましても、電気料につきましては、就労センターとメーターが1つのため、体育館と就労センターが毎月交互で支出しておりますので、ご承知おきください。

バドミントン体育館です。令和元年度使用料収入 9,730 円です。維持管理費は 103 万 2,342 円です。令和2年度につきましては使用料収入額 9,260 円です。維持管理費は 75 万 364 円です。令和3年度は使用料収入額 1 万 6,420 円です。維持管理費は 65 万 943 円です。

以上です。

○議長（待井安登議員） 4 番、玉井議員。

○4 番（玉井玲子議員） わかっていたことではあるんですけども、維持管理費がとても高く、収入がとても少ないというふうに感じます。やはりもちろん村民とウェルネスの高校で使っていると使用料は入らないということはわかりますが、これだけ少ないとなると、外の、それ以外の方がほとんど使っていないのではないかというふうに考えられます。少しそこは見直しを考えて、もっと多くの方に、外の方たちにも使っていただけるように考えていかないと、ずっと今までもほかの議員さんたちからも言われていたような財政の面であるとか、そういうところで少しでも考えていかなければいけない面なのではないのかなというふうに感じます。

次の質問になります。4 つ目、運動施設と宿泊をセットとした合宿の提案やアピールがもっと必要と考えますが、現在の取り組み状況を伺います。

○議長（待井安登議員） 観光課長。

○観光課長（中澤明彦） このご質問は教育委員会にも関連しますが、私のほうで答えさせていただきます。

運動施設と合宿をセットにした取り組みとしましては、毎年2月ごろ教育委員会事務局のほう为主体となりまして、体育施設の利用を調整する会議を実施しておりますが、この会議には一般の方より優先的に体育施設の予約を行えることから、過去に合宿された団体の皆様には、その旨を伝え、翌年度の合宿も早めに予約してもらうなど、PRを行うとともに、体育施設におきましても合宿で利用する際は、施設使用料を免除でなく減免ですね、していただき、運動施設と合宿をセットにした企画を実施しております。

また、ウェルネス高校野球部におきましても、ご協力いただき、他校との練習試合等を2日間にさせていただくとか、碧館や冠着荘に宿泊していただくなど行っております。

また、筑北スポーツクラブにおきましても、2日間で実施できるような大会を年に数回企画していただき、宿泊先として村内の宿泊施設を紹介していただいているところでございます。

しかし7月後半から9月までの夏休み、また大型連休などに利用が集中するため、運動施設や宿泊先がかぶってしまい、運動施設は調整できても宿泊先がない、逆に宿泊先はあいているが運動施設の予約がとれないといったことがあるのも事実でございます。

先ほどほかの議員の方からもPRが足りないというご意見をちょうだいしております。外への情報発信に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（待井安登議員） 4番、玉井議員。

○4番（玉井玲子議員） やはりホームページなどを見ても、ちょっとわかりにくいところがあるのかなというふうに感じます。なのでもっとわかりやすく、やはりアピールが必要なのではないかと思います。

今、冠着荘で現在、料理人がいなくなって食堂がお休みされていると聞きます。このままでは合宿も受けられずに、今後が心配されます。対応などをお伺いします。

○議長（待井安登議員） 観光課長。

○観光課長（中澤明彦） 議員おっしゃるとおり、今、レストランのほうがおやめになったというのが原因です。今、指定管理者側のそういったホームページのほうでも、その厨房の関係の募集を行っていたり、心当たりのところをピンポイントで、今、当たっているところでございますが、ちょっと今、

指定管理者側の責任者と話している中では、12月中の再開はちょっと厳しいということではありますが、今後もう、やらないということではございません。募集もして探しておりますので、また年明けになりましたら再開できるように、観光課としても連携を図っていききたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（待井安登議員） 4番、玉井議員。

○4番（玉井玲子議員） わかりました。ぜひ早く人が見つかって再開して、合宿なども積極的に受けてきていただきたいなと思います。

この体育館の件について、村長の考えをお伺いいたします。

○議長（待井安登議員） 村長。

○村長（太田守彦） 運動施設と宿泊をセットとしたということで、これはうちの充実したスポーツ施設、そして泊まっていただけるということで、いい取り組みなんですけど、一番はハイシーズン、要するにスポーツ施設も予約しなきゃいけないし、宿泊も予約しなきゃいけない。そういうことでタイミングが難しいと思います。ただ、例えば先々週のですか、土日、かなりサッカーでお越しになっていらっしゃる方が非常に多いんですね。こういったシーズンは比較的施設もとやすいし、宿泊もとやすいので、料金を割引するとか、いろいろな方法があると思いますので、特に休日のハイシーズンでないときについては有効な手段だと思いますので、また観光課、教育委員会を含めまして、冠着荘についてはまた独自の運営になるかもしれませんけれども、そこら辺も連携しながら、特にそういった今のオフシーズンについての対応を検討していきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（待井安登議員） 4番、玉井議員。

○4番（玉井玲子議員） やはり先ほども申し上げたとおり、ちょっと金額ですとか、これからもう少しいろいろなところを精査していただきたいかなと思います。いろいろなところを見直したりとか、検討していく部分があるのではないかと思いますので、これからも検討を続けていただきまして、もっと利用が促進されて、村が活性化するようにということを願っております。

以上で私、4番、玉井の質問を終わらせていただきます。

○議長（待井安登議員） 通告されました一般質問は、以上で終了しました。

以上で本日の日程はすべて終了しました。

なお今後の予定は、16日金曜日午前9時から、定例会本会議第3日、議案審議、採決を行います。本会議終了後、全員協議会を行います。

お諮りします。本日はこれで散会したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 異議なしと認めます。

本日はこれで散会することに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（待井安登議員） 本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午後 4時58分